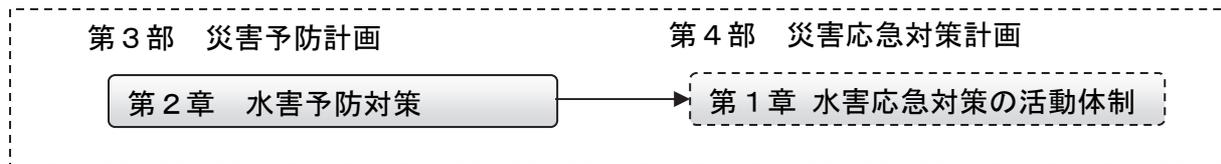


第4部 災害応急対策計画

第1章 水害応急対策の活動体制



第1節 対策の方針

各防災関係機関は、区の区域内に風水害が発生、または発生するおそれがある場合に、区の地域及び区民の生命、身体並びに財産を災害から守るため、防災関係機関が一体的な効果を発揮しうよう必要な活動体制を確立する。

応急対策に必要な資源が不足するとき、各防災関係機関は、優先順位に応じた資源配分を行う。優先順位は、第一に生命の安全確保、第二に最低限の生活確保、第三に復旧・復興である。

災害対策本部は、被害状況と防災関係機関の動きを把握し、優先順位に応じた資源配分のコントロールと防災関係機関の全体調整を行う。さらに、区内の防災関係機関だけで対応しきれないときは、自衛隊（都知事を通じて要請）、周辺自治体、ボランティアなどに対し、速やかに応援を依頼する。

第2節 水防対策

第1 水防の責任及び機構等

- 1 水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第3条の規定に基づき、水防管理団体である区は、その行政区域内の水防を十分に果たすべき責務を有する。
- 2 都道府県（東京都）は、その区域における水防管理団体（区）が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（水防法第3条の6）。
- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者（区長）の所轄の下に行動する（消防機関の水防部隊は、東京消防庁の指揮命令系統に基づいて行動する）（水防法第5条第3項）。
- 4 水防管理者（区長）は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、都道府県（東京都）の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、または出動の準備をさせなければならない（水防法第17条）。
- 5 水防管理者（区長）は、水防のために必要と認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる（水防法第22条）。

第2 水防計画

1 計画の性格

水防法33条の規定に基づき、水防管理団体である区は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定めるとともに、毎年水防計画の内容を検討し、必要がある場合は、これを変更しなければならない。

第1章 水害応急対策の活動体制

第2節 水防対策／第3節 各種本部体制の流れ（各部）

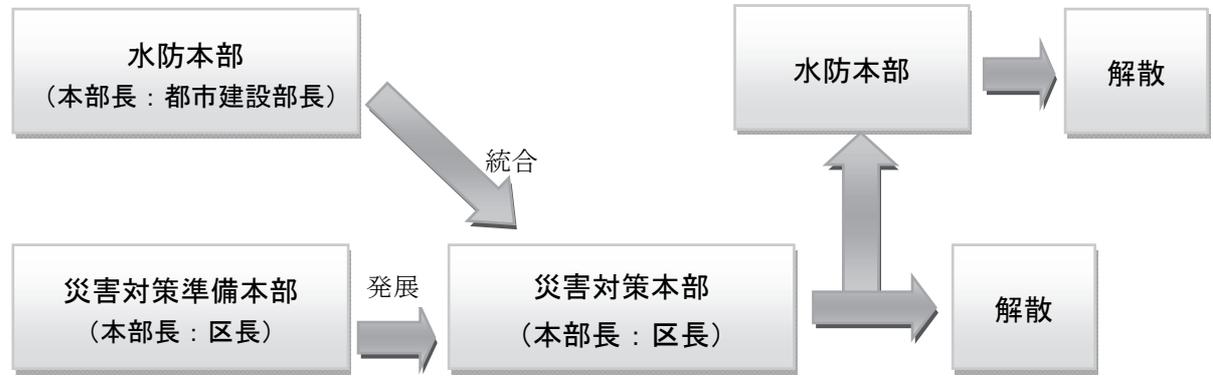
区では、東京都水防計画、国交省「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」（平成30年2月）等に基づき、水防計画の改訂について検討する。

2 計画の目的

この計画は、足立区地域防災計画の一環として、区内における大雨、洪水、高潮、津波等による水災害を警戒、防御し、これらによる被害の軽減と防止を図り、区民の安全安心を確保するため、水防法に定められた水防活動の実施に必要な計画を示したものである。

第3節 各種本部体制の流れ（各部）

【各種本部体制統合・解散の流れ】



※ 第2部 第1章第1節「災害対策本部の設置の流れ」（P.17～18）参照

第1 災害対策本部体制

1 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置については、第2部 第1章「災害対策本部設置基準」（P.17）による。

2 体制の連絡等

危機管理部長は、災害対策本部が設置されたとき、直ちに都知事に報告するとともに、各部長及び警察署、消防署等の関係機関に通知する。

3 災害対策本部の解散

区長は、区の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、または災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

4 災害対策本部の職員配備

(1) 災害対策本部の職員配備態勢は、第2部 第2章第3節「職員配備計画」（P.32）による。

第1章 水害応急対策の活動体制

第3節 各種本部体制の流れ（各部）

- (2) 災害対策本部設置時、水防応急対策、除雪応急対策を実施する職員を配置する。
- (3) 災害対策本部を設置するに至らない程度の風水害（地震を除く。）においては、水防本部体制、除雪本部体制をとる。
- (4) 区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長は、都知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

5 災害対策本部の組織と活動

災害対策本部の組織と活動については、第2部 第1章第2節「災害対策本部の組織及び活動」（P.19）による。

第2 災害対策準備本部体制

1 災害対策準備本部の設置

災害対策準備本部の設置については、第2部第1章「災害対策本部設置基準」（P.17）による。

2 災害対策準備本部の解散

本部長（区長）は、区の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、または災害対策準備本部を解散する。

また、災害対策本部が設置される場合、発展的解散をする。

第3 水防本部体制

1 水防本部の設置

水防本部の設置については、第2部第1章「災害対策本部設置基準」（P.17）による。

2 体制の連絡等

都市建設部長は、水防本部体制を取ったときは、危機管理部長へ連絡する。

連絡を受けた危機管理部長は、必要に応じて連絡体制をとる。

被害発生のおそれがある場合、水防本部及び危機管理部は、緊密に連携し応急体制の検討を行う。

3 水防本部の解散

都市建設部長（水防本部長）は、水防活動が完了したと認めたときは、水防本部を解散する。

4 水防本部の統合

災害対策本部が設置された場合、水防本部は、その構成部の一つとして統合される。

その後、災害対策本部が解散された場合についても、水防活動が完了するまで水防本部は継続する。

第1章 水害応急対策の活動体制

第3節 各種本部体制の流れ（各部）／第4節 防災関係機関の活動体制

5 水防本部の職員配備

(1) 職員配備態勢

種 別	基 準 及 び 内 容	人 員
警戒態勢	異常気象情報、大雨注意報等により、警戒態勢の必要があると認めるとき 都市建設部緊急配備態勢により、職員に対し情報の収集及び連絡業務に従事させる	若干名
第1次配備態勢	大雨警報等が発表されるなど、災害が発生するおそれがある場合、連絡要員等を配置し、その他の職員を連絡がとれる態勢とする	指定配備班員 (基本 1/3)
第2次配備態勢	大雨の状況が長時間継続するなど、さらなる災害が発生するおそれが高まった場合、風水害対策要員を風水害防止活動に従事させる	指定配備班員全員
第3次配備態勢	(1)区内全域に外水、内水の出水及び河川の氾濫等による水害の発生及びおそれがあるとき (2)強風、突風、竜巻等による風害の発生のおそれがあり、甚大な風害による被害の発生または、未然に防除する必要があるとき 上記の場合、風水害対策要員を風水害防止活動に従事させる	都市建設部班員全員

※「体制」：統一的、持続的・恒久的な組織・制度（例：本部体制、活動体制など）

「態勢」：一時的な対応・身構え（例：一時受入態勢、非常配備態勢など）

(2) 水防本部の組織

水防本部の組織については、資料編風水害編 資料9「足立区水防組織」（P.297）による。

第4節 防災関係機関の活動体制

第1 防災関係機関の活動体制

災害が発生した場合、都関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び協力機関は、所管に係わる災害応急対策を実施するとともに、区が実施する応急対策が円滑に行われるよう協力するものとする。

また、災害応急対策に必要な組織・職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする（資料編震災編 第30「防災関係機関の活動体制」P.73）。

第2 消防署の活動体制

1 計画の方針

第六消防方面本部、区内各消防署は、洪水、高潮、内水氾濫等により、大規模な水災の発生の危険がある時または発生した時は、足立区災害対策本部と緊密な連携のもとに水防活動を実施して、水災の被害軽減に努める。

2 水防非常配備態勢

水防非常配備態勢は、気象状況、災害状況に応じて発令し、水防活動の万全を期する。

3 非常召集

水災に対処するため、必要があると認めた場合は、各水防非常配備態勢に応じた配備人員を確保するため、勤務時間外の職員に非常召集を発令する。

4 部隊編成

水防非常配備態勢時には、勤務時間外の職員及び当務員の一部をもって、水防小隊及び監視警戒隊を編成する。

第3 消防団の活動体制

1 計画

区内各消防団は、水防非常配備態勢が発令された場合に、消防署隊本部のもとに団本部及び分団本部を設置し、足立区災害対策本部並びに消防署隊本部と緊密な連携のもと、水防活動を実施する。

2 非常招集

(1) 水防第2非常配備態勢

全団員の3分の1以内の団員が、団本部及び分団本部に参集する。

(2) 水防第3非常配備態勢

全団員の2分の1以内の団員が、団本部及び分団本部に参集する。

(3) 水防第4非常配備態勢

全団員が参集する。

第4 警察署の活動体制

1 警備の方針

(1) 区内各警察署は、関係機関と緊密な連絡を保持しながら、総合的な防災活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合には、早期に警備態勢を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか関係機関の活動に協力する。

(2) 災害が発生した場合には、全力を尽くして人命の救助、救援に努めるほか現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

2 警備態勢

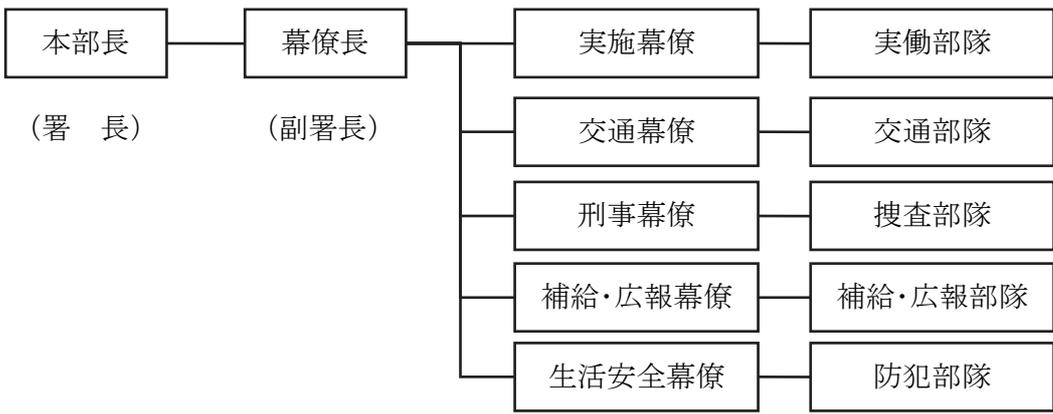
風水害警備の態勢は、警視庁が、準備態勢、注意態勢、警戒態勢、非常態勢の4段階に分けて発令する。ただし、各警察署長は、管内情勢に応じて、各段階の態勢をとることができる。

第1章 水害応急対策の活動体制
第4節 防災関係機関の活動体制

種別	基準及び内容
準備態勢	(1) 台風が概ね定型的に転向点に達して、その進路が東海地方または関東地方に向かった場合 (2) 降雨量その他の気象条件から判断して被害の発生が予想される場合
注意態勢	(1) 台風の進路が概ね関東地方に向かい、その規模から判断して、管内に相当の影響を与えることが予想される場合 (2) 降雨量その他の気象条件から判断して被害の発生が予想される場合
警戒態勢	(1) 東京地方に暴風・大雨警報が発表された場合で、利根川、荒川等に洪水が発生し、管内に影響を与えると判断した場合 (2) 降雨量その他の気象条件から判断して相当の被害発生が予想される場合
非常態勢	(1) 台風の通過に伴う高潮の発生、若しくは河川の増水に伴う堤防の決壊、水があふれる、流下、内水の氾濫等により、著しい危険が切迫し、重大な被害が予想される場合、またはこれらの重大な被害が発生した場合

3 警備部隊の編成

- (1) 警戒態勢若しくは非常態勢が発令された場合、及び管内に被害が発生し、または発生するおそれがある場合は、現場警備本部を設置して警備にあたる。
その際の各警察署における部隊編成基準は、次のとおり。



- (2) 管内に大規模な災害が発生し、または発生が予想される場合は、一般事務の処理に必要な最少限度の要員を除いた全員をもって部隊を編成し、警備にあたる。

第5節 情報収集・伝達

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるためには、水防法第10条に定める国機関等からの災害に関する予報や警報を関係防災機関や住民等へ迅速かつ正確に伝達する必要がある。

また、洪水等のおそれがある場合は、必要に応じ、報道機関等の協力を求め、一般への周知を図る必要がある。

第1 気象、地象、水象、その他の災害原因に関する情報及び気象予警報等の収集、伝達

1 異常気象の通報

区は、異常気象について、その発見者、警察官、若しくは海上保安官等から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに都総務局及び気象庁へ通報する。

また、各防災関係機関、住民、事業者等は、異常気象を発見、若しくは知ったときは、特に定められている場合を除き、区へ通報する。

【通報すべき異常気象】

- (1) 気象に関するもの : 著しく異常な現象（竜巻、強い降ひょう等）
- (2) 地象に関するもの : 気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象
- (3) 水象に関するもの : 高潮、異常潮位、異常波浪

2 一般的な災害原因に関する情報の通報

危機管理部は、気象、地象、水象等の災害原因に関する重要な情報を都若しくは関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに区HP、A-メール（事前登録による電子メール配信システム）、防災行政無線等で周知する。

3 気象等予警報の伝達

危機管理部は、警報及び重要な注意報について、都、警察署若しくはNTTからの通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに区HP、A-メール（事前登録による電子メール配信システム）等で周知する。

消防署は、警報及び重要な注意報について、東京消防庁警防本部、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、または自らその発表を知ったときは、直ちに消防出張所に一斉通報し、区民等に周知を図る。

第2 河川等の巡視

都市建設部、消防署及び消防団は、随時、区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険があると認められるときは、その管理者に必要な措置を連絡する。

第3 決壊等の通報

堤防その他の施設が決壊し、若しくはこれに準じる事態が発生したときは、水防管理者（区長）または警察及び消防機関の長は、直ちに都水防本部（建設局）に通報するとともに、国土交通省関東地方整備局関係河川事務所及び関係水防管理団体に通報し、相互に連絡をとる。

第1章 水害応急対策の活動体制

第5節 情報収集・伝達

第4 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※ 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの状況及び予想に基づいて判断を行う。

第5 警報・注意報の種類と発表基準（令和元年5月29日現在）

1 警報

種類	区域	発表基準
警報	大雨報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合
		23区東部 区域内の区で、別表1の基準に到達することが予想される場合
	洪水報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合
		23区東部 区域内の区で、別表2の基準に到達することが予想される場合
暴風報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	
	23区東部 (平均風速) 陸上 25m/s、海上 25m/s	
高潮報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	
	23区東部 潮位 4.0 m (江戸川区のみ 3.1 m)	

※ 高潮警報・注意報の基準の潮位は、一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として、東京湾平均海面（TP）を用いる。

2 注意報

種類	区域	発表基準
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合
		23区東部 区域内の区で、別表3の基準に到達することが予想される場合
洪水注意報	23区東部	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合
		区域内の区で、別表4の基準に到達することが予想される場合

種類	区域	発表基準
注意報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合
		23区東部 (平均風速) 陸上 13m/s、海上 13m/s
	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合
		23区東部 潮位 2.0 m

※ 高潮警報・注意報の基準の潮位は、一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として、東京湾平均海面（TP）を用いる。

3 記録的短時間大雨情報

種類	区域	発表基準
記録的短時間大雨情報	東京地方	1時間雨量 100mm
	伊豆諸島北部	1時間雨量 100mm
	伊豆諸島南部	1時間雨量 100mm
	小笠原諸島	1時間雨量 80mm

【別表1】大雨警報基準

区域	区	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
23区東部	台東区	23	185
	墨田区	29	—
	江東区	30	—
	荒川区	22	184
	足立区	29	—
	葛飾区	30	—
	江戸川区	32	—

【別表2】洪水警報基準

区域	区	指定河川洪水予報による基準	流域雨量指数基準	複合基準
23区東部	台東区	荒川 [岩淵水門 (上)]	隅田川流域=45.7	隅田川流域=(18, 26.3)
		神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]		
	墨田区	荒川 [岩淵水門 (上)]	隅田川流域=43.2	隅田川流域=(18, 24.9)
	江東区	荒川 [岩淵水門 (上)]	隅田川流域=47.2	—
	荒川区	荒川 [岩淵水門 (上)]	隅田川流域=45.6	—
	足立区	中川 [吉川]	隅田川流域=45.7 綾瀬川流域=24.3	—
		綾瀬川(谷古字間) [谷古字]		
葛飾区	芝川・新芝川 [青木水門]	毛長川流域=8.5	—	
	江戸川 [野田]			
	荒川 [岩淵水門 (上)]			
葛飾区	中川 [吉川]	中川流域=41.5 綾瀬川流域=24.3 大場川流域=10.1	中川流域=(12, 25.2)	
	芝川・新芝川 [青木水門]			
	江戸川 [野田]			
	荒川 [岩淵水門 (上)]			

第1章 水害応急対策の活動体制
第5節 情報収集・伝達

区域	区	指定河川洪水予報による基準	流域雨量指数基準	複合基準
	江戸川区	中川 [吉川] 江戸川 [野田] 荒川 [岩淵水門 (上)]	中川流域=45.7 旧江戸川流域=18.5	—

※ 欄中、「〇〇川流域=□□」は、「〇〇川流域の流域雨量指数□□以上」を意味する。
 ※ 複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表示

【別表3】大雨注意報基準

区域	区	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
23区東部	台東区	18	131
	墨田区	16	134
	江東区	14	134
	荒川区	14	130
	足立区	20	134
	葛飾区	17	134
	江戸川区	17	134

【別表4】洪水注意報基準

区域	区	指定河川洪水予報による基準	流域雨量指数基準	複合基準
23区東部	台東区	—	隅田川流域=36.5	隅田川流域 = (12, 23.7)
	墨田区	荒川 [岩淵水門 (上)]	隅田川流域=34.5	隅田川流域 = (12, 22.4) 荒川流域 = (8, 50)
	江東区	荒川 [岩淵水門 (上)]	隅田川流域=37.7	隅田川流域 = (13, 30.2) 荒川流域 = (8, 68)
	荒川区	荒川 [岩淵水門 (上)]	隅田川流域=36.4	隅田川流域 = (8, 19.5)
	足立区	中川 [吉川] 綾瀬川 (谷古字区間) [谷古字] 芝川・新芝川 [青木水門] 荒川 [岩淵水門 (上)]	隅田川流域=36.5 綾瀬川流域=19.4 毛長川流域=6.8	隅田川流域 = (8, 19.5) 綾瀬川流域 = (13, 15.5) 荒川流域 = (13, 54.4) 新芝川流域 = (8, 4.7) 毛長川流域 = (8, 6.8)
	葛飾区	中川 [吉川] 江戸川 [野田] 荒川 [岩淵水門 (上)]	中川流域=33.2 綾瀬川流域=19.4 大場川流域=8	荒川流域 = (8, 68) 中川流域 = (12, 22.7) 綾瀬川流域 = (13, 15.5) 江戸川流域 = (8, 16.3)

区域	区	指定河川洪水予報による基準	流域雨量指数基準	複合基準
	江戸川区	江戸川 [野田] 荒川 [岩淵水門 (上)]	中川流域=36.6 旧江戸川流域 =14.8	荒川流域 = (8, 67.9) 旧江戸川流域 = (8, 14.8) 江戸川流域 = (12, 17.7)

第6 洪水予報

洪水予報は、2以上の都府県を流れる河川または流域面積が大きい河川で、洪水によって重大な損害が生ずるおそれのある場合に発表され、河川管理者から区に直接伝達される。また発表は、指定河川名と危険度のレベルに応じた情報名の組み合わせにて実施される。

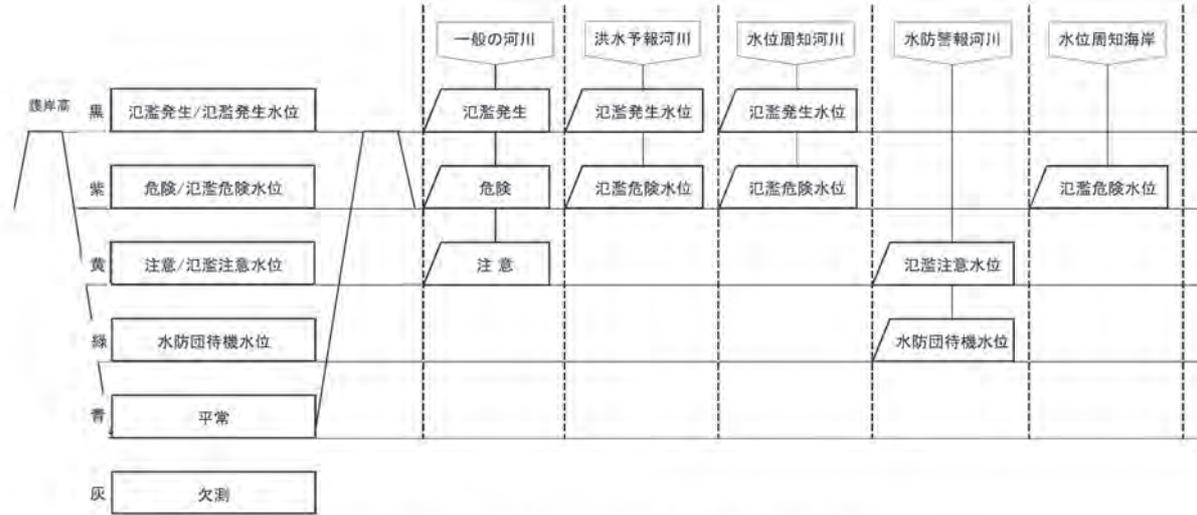
区に関係する洪水予報には、国土交通大臣指定の河川では、荒川洪水予報、中川洪水予報、綾瀬川洪水予報、芝川・新芝川洪水予報があり、区はこの予報を有効に利用し、効果的な水防活動に努める。また、その他の河川については、上記に準ずるものとする。

【洪水予報と水位との関係】

水位		洪水予報	
危険度レベル	水位変化	種類	基準
5	氾濫の発生	氾濫発生情報	氾濫が発生した後速やかに発表し、指定河川の洪水予報区域において、氾濫水の予報を発表する。
4 (危険)	氾濫危険水位	氾濫危険情報	予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、速やかに発表する。
3 (警戒)	避難判断水位	氾濫警戒情報	予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
2 (注意)	氾濫注意水位	氾濫注意情報	予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
1	水防団待機水位	—	—

第1章 水害応急対策の活動体制
第5節 情報収集・伝達

【「東京都水防総合情報システム」の表示水位】



※水位の表示色につきましては、令和3年度6月のシステム更新の際に「汎濫発生/汎濫発生水位」を「赤」から「黒」へと変更する予定です。

R3年度東京都水防計画より

【洪水予報河川発表基準水位】

河川名	観測所	観測位置	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	計画 高水位	水位標 零点高	観測者 及び システム
荒川	熊谷	熊谷市榎町	3.00	3.50	5.00	5.50	7.50	A. P. 26.457 m	川の防災 情報(国)
	治水橋	さいたま市 西区飯田新 田	7.00	7.50	12.20	12.70	14.59	A. P. -0.229 m	〃
荒川	岩淵水 門(上)	東京都北区 志茂5丁目	3.00	4.10	6.50	7.70	8.57	A. P. ±0 m	〃
中川	吉川	埼玉県吉川 市平沼	3.30	3.60	3.70	4.10	4.75	A. P. ±0 m	〃
綾瀬川	谷古宇	埼玉県草加 市松江町	2.80	3.00	3.10	3.50	4.102	A. P. ±0 m	〃
芝川・ 新芝川 ※	青木 水門	埼玉県川口 市堤外 478	3.15	3.75	3.88	4.63	-	A. P. ±0 m	埼玉県の 雨量水位 (県)
利根川	八斗島	群馬県伊勢 崎市八斗島 町	0.80	1.90	3.90	4.80	5.28	Y. P. 45.232 m	川の防災 情報(国)
	栗橋	埼玉県久喜 市栗橋	2.70	5.00	6.90	8.80	9.90	Y. P. 11.070 m	〃
江戸川	野田	千葉県野田 市中野台	4.60	6.30	8.40	9.00	9.341	Y. P. 3.50 m	〃

※ 東京都、埼玉県、気象庁大気海洋部、熊谷地方気象台の合同発表

【中小河川における水位】

河川名	水位観 測局名	観測位置	水位観測 準備水位 A. P. + (m)	水位監視 水位 A. P. + (m)	観測者及び システム
中川	花見橋	六木3-8	2.25	3.20	水位・雨量 監視システム(区)
綾瀬川	下沼 排水場	南花畑4-9	2.60	3.10	〃
綾瀬川	綾瀬 新橋	綾瀬6-2	2.63	4.00	〃
旧綾瀬川	曙町 陸閘	千住曙町 39	3.15	4.00	〃
新芝川	新芝川 排水場	入谷7	3.50	5.00	〃
毛長川	水神橋	西保木間3-14	2.50	3.00	〃
毛長川	毛長橋	古千谷本町4-10	2.50	3.00	水防災総合 情報システム(都)
毛長川	鷺宮橋	花畑7-19	2.40	2.90	〃
隅田川	小台	小台1-27	3.30	4.50	〃
綾瀬川	水戸橋	葛飾区小菅1-9	3.00	3.80	〃

第1章 水害応急対策の活動体制

第5節 情報収集・伝達

第7 情報連絡体制

1 東京都災害対策本部を中心とした通信連絡系統図

(第3部 第6章第2節「無線体系イメージ」P.77に準拠)

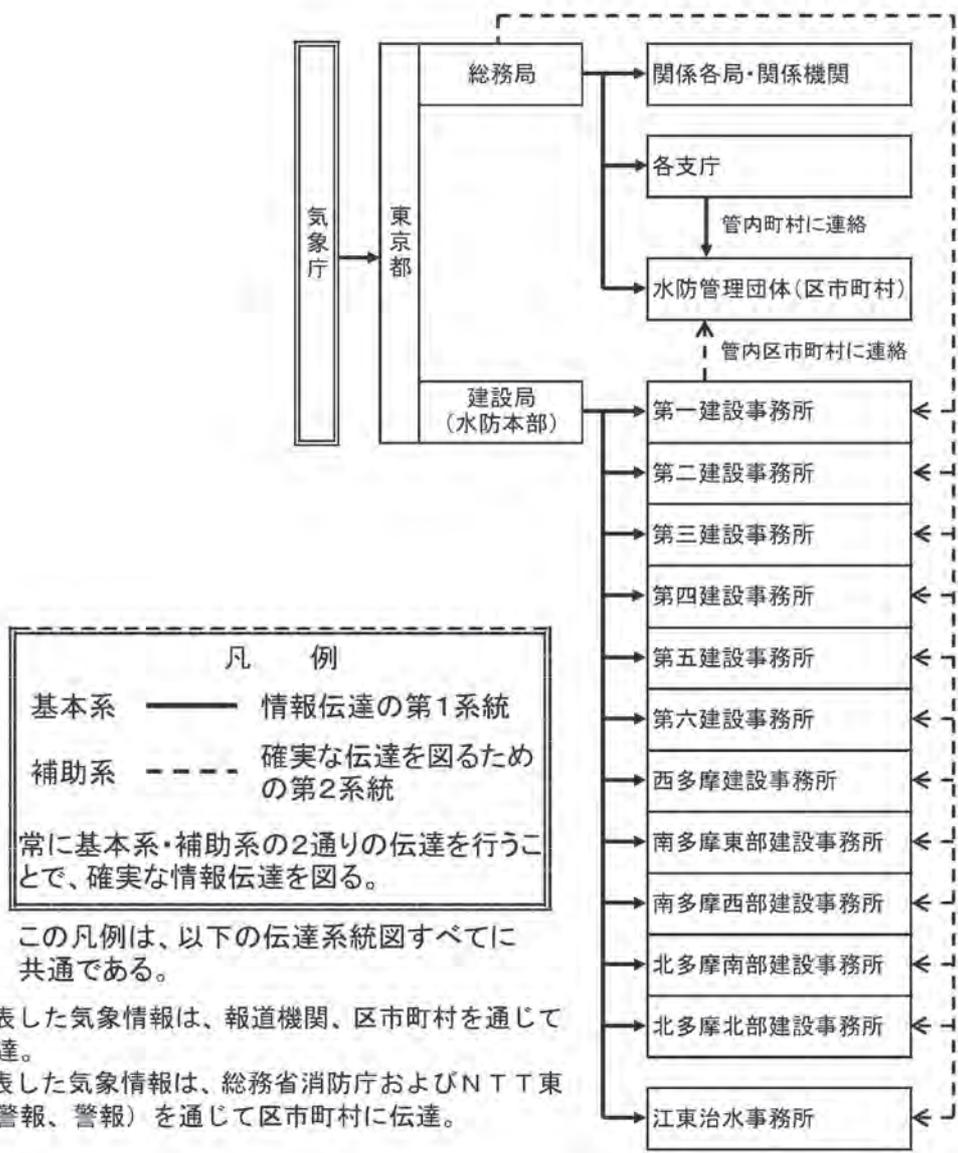
2 地域防災無線系統図及び情報連絡図

(第3部 第6章第2節「地域と連携した情報連絡体制のイメージ」P.82に準拠)

3 気象情報及び洪水予報連絡

(1) 気象情報伝達系統図

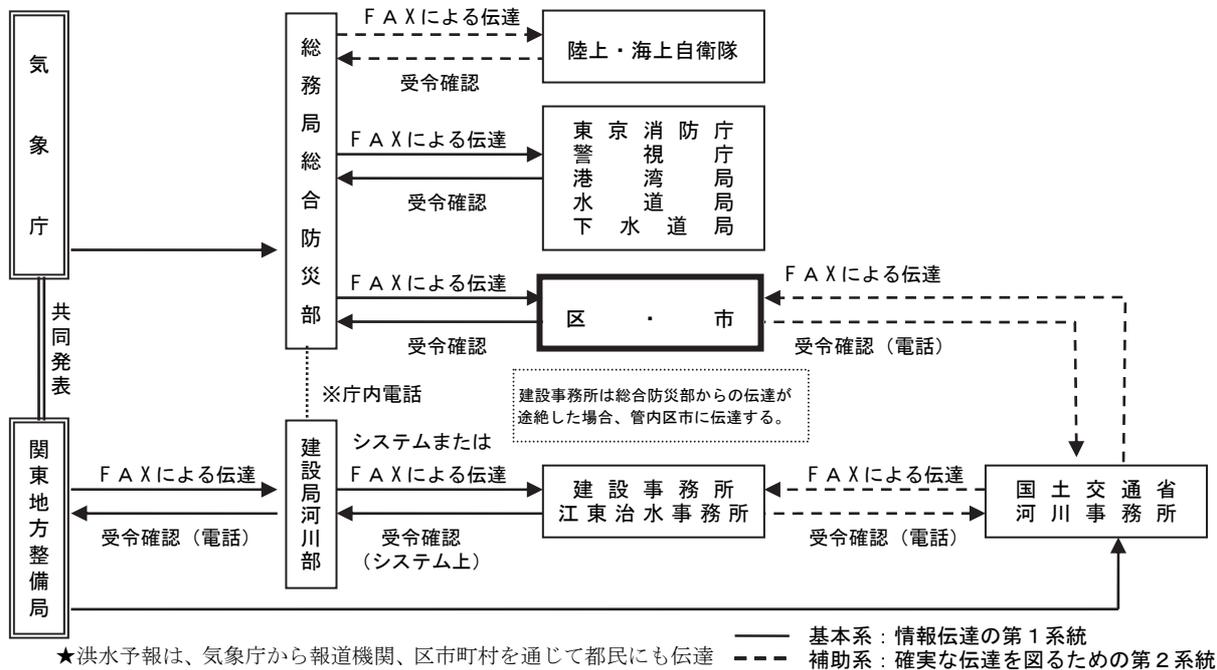
水防法第10条の規定による気象庁からの重要な気象情報及び洪水予報は、次の伝達系統図による。



R3年度東京都水防計画より

(2) 洪水予報伝達系統図

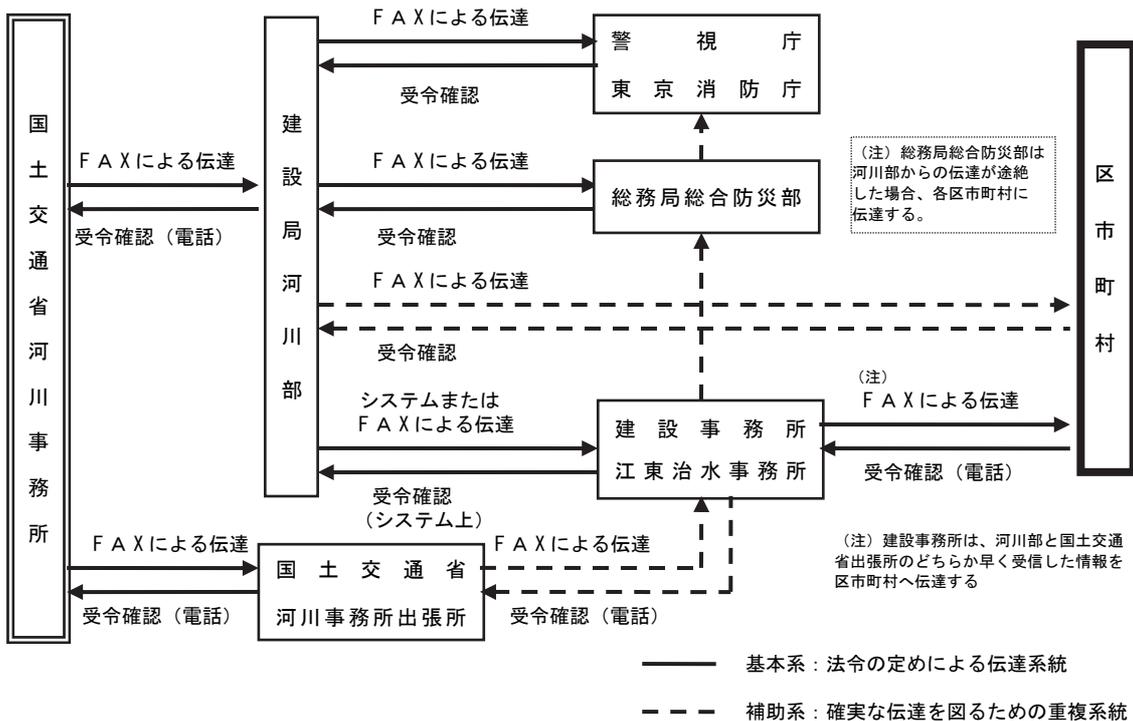
各河川の洪水予報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。



4 水防警報

(1) 区に対する水防警報の伝達経路

国土交通省の発表する水防警報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。



第1章 水害応急対策の活動体制
第5節 情報収集・伝達

(2) 水防警報の発表基準

荒川下流河川事務所管内における水防警報の発表基準を示す。

種類	内容	発表基準
待機	1 不意の高潮を伴う越波、出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予警報等及び海象状況、河川状況により、特に必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	潮位、波浪、雨量、水位、流量、その他の海象状況、河川状況により必要と認められたとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	次のいずれかに該当するとき。 1 氾濫警戒情報（洪水警報）等により、または、水位、流量等その他の河川状況により、岩淵水門（上）水位観測所における水位が、氾濫注意水位（A. P. +4.10 m）を越えるおそれがあるとき 2 気象庁から東京東部地域*において高潮警報が発表され、南砂町水位観測所における水位が氾濫注意水位（A. P. +3.00 m）を越えるおそれがあるとき
指示	潮位、波浪、水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他海象状況、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	氾濫警戒情報（洪水警報）等により、または、既に氾濫注意水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする高潮・高波や河川の出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき、または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする海象状況、河川状況が解消したと認めるとき
情報	潮位、波浪、雨量、水位の状況、潮位・波浪予測、水位予測、海象状況、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき

* 気象庁が発表する二次細分区域のうち、足立区、江東区、葛飾区、墨田区のいずれかの荒川下流沿川地域（江戸川区の高潮警報は用いない。）

5 水位周知海岸（都管理）

都は、区域内に存する海岸で、高潮により相当な被害を生ずるおそれがある海岸を指定し（水位周知海岸）、氾濫危険水位に達した場合は直ちに水防関係機関にその旨を通知する。

（1）水位周知の種類と発表基準（都管理海岸）

種類	発表基準
東京湾沿岸 （東京都区間） 氾濫危険情報	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に到達したとき
解除	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回ったとき

（2）水位周知海岸発表基準水位（都管理海岸）

区間名	受報者	基準水位観測所	高潮特別警戒水位	水位周知実施区間
A. P. +4.3 m	足立区	辰巳水門	A. P. +4.3m	中川

6 東京都災害情報システムの活用（データ通信）

区は、気象等の情報収集及び気象状況予測にあたって、東京都防災情報システムを活用する。

（1）気象庁データ

警報、注意報、津波予報、洪水予報、台風情報、地震情報、天気予報、アメダス定時報、降水短時間予報、降水ノウキャスト

（2）建設局データ

雨量状況表示、雨量記録集計表、雨量データ表、河川水位状況表示、水位記録集計表、水位データ表

（3）下水道局データ

雨量状況表示（雨量現況表・雨量グラフ）

7 足立区災害情報システムの活用

区は、気象等の情報収集及び気象状況予測にあたって、足立区災害情報システムを活用する。足立区内の水位監視局10箇所の河川水位データ及び、雨量監視局9箇所の雨量データを常時監視し、表示している。

8 気象庁、民間気象会社及び河川情報センターの活用

水防本部は、気象等の情報収集及び気象状況予測にあたって、気象庁及び民間気象会社の気象情報、また河川情報センターの情報を活用する。

第1章 水害応急対策の活動体制

第5節 情報収集・伝達

第8 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有

1 竜巻に関する気象情報

(1) 予告的な気象情報

低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、段階的に気象情報が発表される。その内容は以下表のとおり。

発表時期	名称	内容等
1日～半日前	東京都気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合「東京都気象情報」として発表され、竜巻等の激しい突風の発生する可能性等があることを呼びかける。
数時間前	雷注意報	落雷やひょうのほか、竜巻等突風の可能性にも言及して注意を呼びかける。
発生しているか、今にも発生しそう	竜巻注意情報	観測や大気解析から、今まさに竜巻等の激しい突風が発生しやすい状況になっていることを呼びかける。有効期間は発表から約1時間

(2) 雷注意報

積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。

(3) 竜巻注意情報

気象ドップラーレーダーの観測などから、今まさに竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況となっている時に、東京地方または伊豆諸島に対して竜巻注意情報を発表する。雷注意報が発表されている状況下において発表する情報で、有効期間は、発表から1時間である。

なお、平成26年度からは、竜巻の目撃情報を活用したより確度の高い竜巻注意情報の発表を新たに開始した。

(4) 竜巻発生確度ナウキャスト

気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性のある地域を分布図（10km 格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。竜巻発生確度ナウキャストは、平常時を含めて常時10分毎に発表する。

2 竜巻情報の伝達

(1) 迅速な情報伝達

区は、気象庁から全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という。）により送信されている竜巻注意情報について、区市町村の判断に応じ、A-メール（事前登録による電子メール配信システム）、及び防災行政無線等を自動起動する等行うものとする。

第1章 水害応急対策の活動体制

第5節 情報収集・伝達

(2) 情報の活用に関する留意点

各情報を区民へ伝達する際の留意点等を以下に示す。

- ア 激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られている。一方、この情報は比較的広い範囲（おおむね一つの県）を対象に発表するので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。
- イ 竜巻注意情報が発表された場合には、以下の対応を心がける。
 - (ア) 周囲の空の状況に注意を払う。
 - (イ) 空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近く兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる。
 - (ウ) 人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がける。
 - (エ) 竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャストを見れば危険な地域の詳細や、刻々と変化する状況を把握することができる。雷注意報や竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストとを組み合わせる利用することが効果的である。

(3) 周知啓発

区は、災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁などとも連携のうえ、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係わる対応についての住民に対する周知、啓発等に努める。

第9 関係防災機関からの情報連絡員の派遣

災害対策本部は、情報連絡を円滑にするために、関係防災機関に対して、連絡員の派遣を要請することができる。情報連絡員は、本部派遣職員と兼ねることができる。

第10 災害報告

- 1 災害対策本部設置に至らない程度の災害については、
 - (1) 水防本部及び除雪本部を所管する都市建設部企画調整課が取りまとめ、①速報、②中間報告、③決定報告を区長に対して行う。
 - (2) 都市建設部企画調整課は、水防終了3日以内に「水防活動報告」（資料編風水害編 資料10「報告様式」付表－4（ア）P.298）を第六建設事務所へFAX等で報告する。
また、公共土木施設に関する被害が生じた時は、速やかに「被害報告表」を建設局河川部防災課へFAXで報告する。その後、被害発生後7日以内に「災害報告表」（資料編風水害編 資料11「報告様式」付表－4（イ）P.299）を建設局河川部防災課へ提出する。
 - (3) 災害対策課は、東京都災害情報システムにより、東京都総合防災部へ ①速報、②中間報告、③決定報告を行う。

第1章 水害応急対策の活動体制

第5節 情報収集・伝達

- 2 災害対策本部が設置された場合、危機管理部長は、区長（災害対策本部長）及び東京都に対して、災害概況報告、災害中間、確定報告を行う。災害報告取扱要領は、震災対策編に準拠する。

第11 被害状況等の調査報告

消防署は、災害発生後、消防署及び消防団が行っている消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これを区に通報するとともに、相互に情報交換し、情報の共有化を図る。

（主な収集事項）

- 1 災害発生状況及び消防活動の状況
- 2 要救護情報及び医療活動情報
- 3 その他災害活動上必要ある事

第1章 水害応急対策の活動体制
第5節 情報収集・伝達

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第1章 水害応急対策の活動体制
第6節 事前防災行動計画（タイムライン）

第6節 事前防災行動計画（タイムライン）

第1 水害時庁内タイムライン（荒川下流）

ステージ (時間)	判断基準	他の動き 荒川下流 タイムライン 江東5区 タイムライン	足立区庁内タイムライン		
			No	防災行動	
					行動の概要
1 関心を向ける -96 (4日前)	台風による関東地方への影響の可能性	タイムライン運用開始体制確認 浸水予想範囲確認	1	気象・河川情報の収集	気象庁・防災専門家・荒川TLの情報
			2	災害対策準備本部設置の検討・決定	タイムライン運用会議
			3	災害対策準備本部の設置・会議	災害対策準備本部員の招集 (招集は館内放送)
			4		職員への情報共有
			5	区民に新型コロナ禍での避難の注意点を呼びかけ	
			6	見立ての情報共有 (台風の進路・予想雨量)	
			7	行事等中止の判断	行事等中止の検討・決定
			8		職員への情報共有
			9		関係する機関への連絡・周知
			10		区民に行事等中止の伝達
2 避難に向けた準備 -72 (3日前)	台風による首都圏への影響の可能性 埼玉県秩父周辺で72時間予想雨量が400mmを超過する場合	広域避難の共同検討開始(江東5区による検討) 自主的広域避難の呼びかけ	11	災害対策準備本部会議	招集は館内放送
			12	区有施設の休館の検討	区有施設の休館の検討
			13	区民事務所 福祉事務所 保健所(各センター) 地域学習センター 学校 保育園 等	職員、委託事業者、指定管理者、施設管理者への情報共有
			14		区民へ休館の可能性を広報
			15		所管各施設および周辺、装備品の確認
			16	通常業務の中止・縮小の検討	中止・縮小する業務を検討
			17	協定・協力事業者への予告	関係する協定・協力事業者へ区の体制、要請の可能性のある旨を連絡
			18	避難に必要な準備を呼びかけ	避難に必要な準備の呼びかけを決定
			19		土のう配布の周知
			20		区民へ避難に必要な準備の呼びかけを伝達(食料等の備蓄品、避難先への連絡等)
			21		要配慮者利用施設に準備を呼びかけ
			22		資源・ごみ収集中止可能性の呼びかけ
			23		学校・保育園・幼稚園等に休校・休園や台風対策の準備を呼びかけ
24	支援者となる人へ情報連絡				
25	介護事業者へ情報連絡(一斉メール)				
26	福祉避難所への避難所開設の予告				
27	移送事業者への予告				

第1章 水害応急対策の活動体制
第6節 事前防災行動計画（タイムライン）

防災行動の実施部署(★=決定、◎=行動の主体、○=行動の支援)															
区長 (本部長)	政策経営 部	総務部	危機管理 部 (情報収集 指令室)	施設営繕 部	区民部	地域のち から推進 部	産業経済 部	福祉部	衛生部	環境部	都市建設 部	会計管理 室	教育委員会		
													教育指導 部	学校運営 部	子ども 家庭部
			○								◎				
★	○	○	○								○				
○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎		○												
○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎														
○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	○					◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○										◎				
	◎														
	○		○			◎		◎	◎				◎	◎	◎
	○									◎					
													◎	◎	◎
								◎	◎						
					◎	◎		◎							◎
			○					◎							

第1章 水害応急対策の活動体制
第6節 事前防災行動計画（タイムライン）

ステージ (時間)	判断基準	他の動き 荒川下流 タイムライン 江東5区 タイムライン	足立区庁内タイムライン		
			No	防災行動	
				行動の概要	行動の詳細
3 縁故等避難開始 -48 (2日前)	台風の首都圏への接近 東京都による台風説明会 気象庁による緊急会見 埼玉県秩父周辺で48時間予想雨量が600mmを超える場合	自主的広域避難情報(広域避難の呼びかけ)を発表 広域避難先への連絡	28	災害対策本部の設置・会議	災害対策本部の設置の決定
			29		災害対策本部長・副本部長の招集(招集は館内放送)
			30		職員への情報共有(防災服の着用)
			31		関係する協定・協力事業者へ区災害対策本部の設置を連絡
			32	避難所開設の検討・決定(開設のタイミングを検討する)	避難所開設の決定(荒川氾濫の場合は、避難所一斉開設)
			33		職員への情報共有
			34		避難所となる施設の管理者へ情報伝達
			35	高齢者等避難の発令検討	避難所開設のタイミングと同一とする
			36	第三次非常配備態勢の決定【職員2分の1参集】	第三次非常配備態勢の決定
			37		職員への情報共有(職員参集)
			38	区有施設の休館の決定・伝達 ・区民事務所 ・福祉事務所 ・保健所(各センター) ・地域学習センター ・学校 ・保育園 等	区有施設の休館の決定
			39		職員、委託事業者、指定管理者、施設管理者への情報共有
			40		区有施設の閉鎖準備開始
			41		区民へ区有施設休館の予定の伝達
			42	通常業務の中止・縮小の決定・伝達	通常業務の中止・縮小の決定
			43		区民へ業務中止・縮小の予定を伝達
			44	縁故等避難情報の決定	縁故等避難開始の決定
			45		区民に縁故等避難開始(車利用の避難を含む)の呼びかけ
			46		家屋倒壊危険ゾーン居住者に避難方法の呼びかけ
			47		要配慮者利用施設に被災回避行動を呼びかけ
			48		資源・ごみ収集中止可能性の呼びかけ
			49		区有施設等に被災回避行動を呼びかけ(要配慮者利用施設以外の施設)
			50	避難行動要支援者への避難の調整	避難行動要支援者に対して縁故等避難(車利用の避難を含む)開始を呼びかけ
			51		支援者となる人へ避難の準備開始の情報連絡
			52		介護事業者へ避難の準備開始の情報連絡(一斉メール)
53	福祉避難所へ開設準備の要請				
54	避難行動要支援者の移送手段の確保				
55	計画運休の可能性を情報共有	公共交通機関へ計画運休の可能性を確認及び情報共有			

第1章 水害応急対策の活動体制
第6節 事前防災行動計画（タイムライン）

防災行動の実施部署(★=決定、◎=行動の主体、○=行動の支援)															
区長 (本部長)	政策経営 部	総務部	危機管理 部 (情報収集 指令室)	施設営繕 部	区民部	地域のち から推進 部	産業経済 部	福祉部	衛生部	環境部	都市建設 部	会計管理 室	教育委員会		
													教育指導 部	学校運営 部	子ども 家庭部
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			○			◎		◎					◎	◎	◎
◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
				◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
	◎		○												
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	◎														
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	◎														
	◎														
	○		○					◎	◎				◎	◎	◎
	○									◎					
						◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎
	○							◎	◎						
								◎	◎						
								◎							
					◎	◎		◎							◎
			◎					◎							
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○

第1章 水害応急対策の活動体制
第6節 事前防災行動計画（タイムライン）

ステージ (時間)	判断基準	他の動き 荒川下流 タイムライン 江東5区 タイムライン	足立区庁内タイムライン		
			No	防災行動	
				行動の概要	行動の詳細
3 縁故等避難開始 -32			56	災害対策本部会議	招集は館内放送
			57		区有施設の閉鎖完了
			58	区有施設(全て)閉鎖・休止	区民へ施設の休館の伝達
			59		区民へ業務中止・縮小の伝達
			60	第四次非常配備態勢の決定	第四次非常配備態勢の決定
			61	【全職員の参集】	職員への情報共有(職員参集)
			62	避難所開設の準備開始	避難所派遣職員への情報共有
			63	(避難所開設までに必要な時間の目安)	避難所運営本部員、学校関係者、施設管理者へ集合時間等を連絡
			64	・避難所への移動時間:1~2時間 ・避難所開設の準備時間:3~4時間	避難所に移動するための車両を手配
			65		福祉避難所開設の準備開始
66	避難行動要支援者の避難最終調整	派遣職員へ要支援者情報の提供			
4 高齢者等避難の開始 -24 (1日前)	大雨・洪水注意報(埼玉、東京)、強風・波浪注意報(東京)の発表 足立区が暴風域に入る予想 岩淵水門(上)3.5m水防団待機水位	家屋倒壊危険ゾーンへの注意喚起 地元の警察・消防及び消防団へ避難呼びかけの実施に関する情報提供 公共交通機関の運行頻度、停止予告 区長共同会見 広域避難指示の発表	67	災害対策本部会議	招集は館内放送
			68		開設状況の確認
			69	避難所の開設	区民へ避難所開設の伝達
			70		高齢者等避難の発令決定
			71		高齢者等避難の伝達(区民に避難実施の呼びかけ)
			72	高齢者等避難の発令	避難所へ的高齢者等避難の伝達
			73		要配慮者利用施設に避難実施を呼びかけ
			74		資源・ごみ収集中止可能性の呼びかけ
			75	一時避難施設(立体駐車場)開設の準備開始	避難所派遣職員への情報共有
			76		施設管理者へ開設時間等を連絡
			77		福祉避難所の開設完了及び要支援者の避難受入開始
			78		介護事業者へ避難開始の連絡(一斉メール)
			79	避難行動要支援者の避難開始	支援者となる人へ避難開始の連絡
			80		要支援者の受入れ状況の把握
			81	計画運休の状況を情報共有	公共交通機関へ計画運休の詳細を確認及び情報共有

第1章 水害応急対策の活動体制
第6節 事前防災行動計画（タイムライン）

防災行動の実施部署(★=決定、◎=行動の主体、○=行動の支援)															
区長 (本部長)	政策経営 部	総務部	危機管理 部 (情報収集 指令室)	施設営繕 部	区民部	地域のち から推進 部	産業経済 部	福祉部	衛生部	環境部	都市建設 部	会計管理 室	教育委員会		
													教育指導 部	学校運営 部	子ども 家庭部
○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎
	◎														
	◎														
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					◎	◎		◎							◎
			◎		○	○		◎							○
○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○		○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○
	○		○					◎							
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	◎		◎												
	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○		○					◎	◎						◎
	○									◎					
		◎			◎		◎		◎	◎	◎		◎	◎	
		◎			◎		◎		◎	◎	◎		◎	◎	
					◎	◎		◎							◎
								◎							
					○	○		◎							○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第1章 水害応急対策の活動体制
第6節 事前防災行動計画（タイムライン）

ステージ (時間)	判断基準	他の動き 荒川下流 タイムライン 江東5区 タイムライン	足立区庁内タイムライン		
			No	防災行動	
				行動の概要	行動の詳細
5-1 避難の実施 -12	大雨・洪水警報(埼玉、東京) 足立区が暴風域に入る12時間前 氾濫注意情報(熊谷) 氾濫注意情報(治水橋) 氾濫注意情報(岩淵) 水防警報(出動)(岩淵) 氾濫警戒情報(熊谷)	公共交通事業者間の調整 運行状況の確認 運行頻度、停止予告等の確認 水位や暴風等の気象条件による各社の運行状況の情報収集 地下鉄・地下街等への情報提供 地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等への洪水予報【氾濫注意情報(治水橋)】等の伝達	82	災害対策本部会議	招集は館内放送
			83	避難指示の検討・発令	避難指示の検討・発令の決定
			84		避難指示の伝達 (区民に避難実施の呼びかけ)
			85		避難所への避難指示の伝達
			86		家屋倒壊危険ゾーン居住者に屋外避難の呼びかけ(広報車も)
			87		区民に資源・ごみ収集実施の中止を呼びかけ
			88	避難所の開設状況・避難者数の確認	各避難所からの情報を福祉管理課へ報告 福祉管理課は災害対策本部会議で報告
			89		避難行動要支援者の避難状況の把握
			90	避難所派遣職員入替えの検討・決定	避難所派遣職員入替えの検討・決定
			91		職員への情報共有
			92		避難所に移動するための車両を手配
			93	本庁舎止水板(区道側)の設置及び職員への情報提供	
			94	一時避難施設(立体駐車場)の開設完了	開設状況の確認
			95	車両の退避開始 (避難所派遣職員入替え後)	公用車をニトリ(梅島店)へ退避させる
			5-2 避難の徹底 -6	足立区が暴風域に入る6時間前 岩淵水門(上)の水位が避難判断水位に達すると予想 氾濫警戒情報(治水橋) 氾濫警戒情報(岩淵) 氾濫危険情報(治水橋)	治水橋で避難判断水位を越えたことを踏まえた区外への避難指示の発表・伝達
97	避難所の開設状況・避難者数の確認	各避難所からの情報を福祉管理課へ報告 福祉管理課は災害対策本部会議で報告			
98		避難行動要支援者の避難状況の把握			
99	区民に避難徹底の呼びかけ				
100	重要備品・書類等の退避開始	退避場所の確保			
101		職員への情報共有 (各部で必要に応じ退避させる)			
102		一時避難施設(立体駐車場、高架駅)の予告			
103	本庁舎止水板(国道側)の設置及び情報提供	車両の退避完了次第、止水板の設置 (以降、庁舎内への車両の出入り不可)			
6 避難の継続 0	足立区に台風最接近、通過 氾濫危険情報(岩淵) 氾濫発生情報	浸水危険地域内の住民等へ垂直避難の伝達 域内垂直避難指示(緊急)の発表	104	災害対策本部会議	
			105	緊急安全確保の検討・発令	緊急安全確保の検討・発令の決定
			106		区民に避難実施・継続の呼びかけ
			107		要配慮者利用施設に避難の徹底を呼びかけ
			108		応急対策従事者等(避難所運営従事者)の上層階避難の伝達
			109	避難所の開設状況・避難者数の確認	各避難所からの情報を福祉管理課へ報告 福祉管理課は災害対策本部会議で報告
			110		避難行動要支援者の避難状況の把握
			111	職員の安全確保(随時)	安全場所の確保
			112		職員の上層階への避難

第1章 水害応急対策の活動体制
第6節 事前防災行動計画（タイムライン）

防災行動の実施部署(★=決定、◎=行動の主体、○=行動の支援)															
区長 (本部長)	政策経営 部	総務部	危機管理 部 (情報収集 指令室)	施設営繕 部	区民部	地域のち から推進 部	産業経済 部	福祉部	衛生部	環境部	都市建設 部	会計管理 室	教育委員会		
													教育指導 部	学校運営 部	子ども 家庭部
○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	◎		◎												
	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	◎														
	○									◎					
	○	○		○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○
					○	○		◎							○
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				◎											
		○			○		○	◎	○	○	○		○	○	
	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○		○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○
					○	○		◎							○
	◎														
		◎		○											
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	○		○					◎							
				◎											
○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	◎														
	○		○					◎	◎						
	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○		○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○
					○	○		◎							○
		◎		◎											
		◎		◎	◎			◎							

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第1章 水害応急対策の活動体制

第7節 区の水防活動計画

第7節 区の水防活動計画

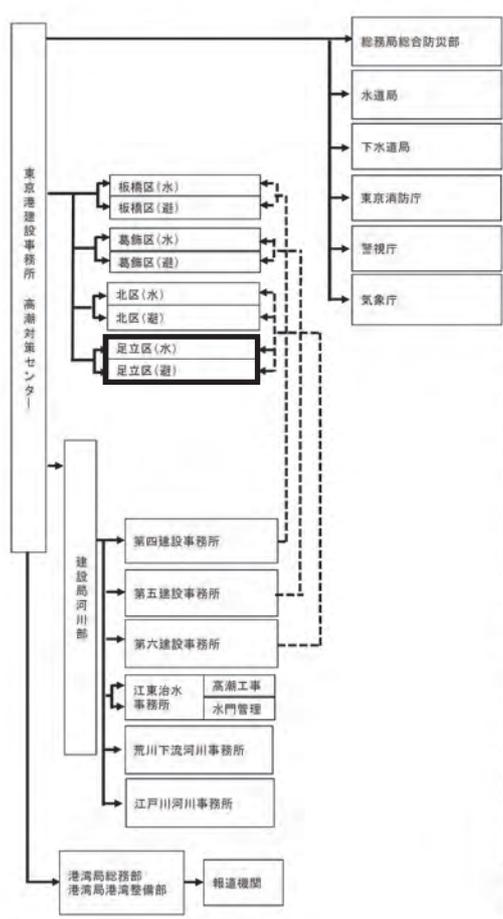
第1 警戒、情報の周知

- 1 水防本部長は、警戒員を配置し、管内の河川・堤防等を巡視させ、水防上危険があると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。
- 2 水防本部長は、気象状況、水位、潮位に応じて水害のおそれがあるときは、警戒員を配置し、監視・警戒を厳重にし、事態に即応した措置を講じる。
- 3 水防本部長は、国土交通省・気象庁等が提供する洪水予報、水防警報等の情報を把握し、水害のおそれがあるときは、必要に応じ、危機管理部を通じて報道機関等により、一般区民等への周知を図る。

4. 水位周知伝達系統図（都管理海岸）

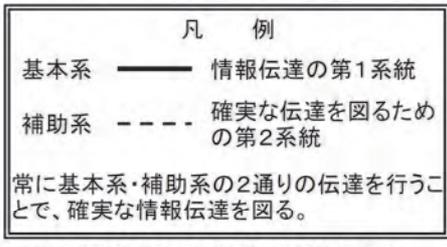
各実施区間の高潮氾濫発生情報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。

●東京湾沿岸(東京都区間)(A.P.+4.3m区間) 高潮氾濫発生情報 伝達系統図



関係機関	無番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
東京湾建設事務所高潮対策センター	76111	76101	03-3521-3013	03-3521-2969
総務局総合防災部	昼 70227	70013	03-5388-2456	03-5388-1260
	夜 70349	70023	03-5388-2459	03-5388-1968
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-8313	03-5388-1875
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	昼 76311	76301	03-3581-4321 内5541~4	03-3502-1450
	夜		内55151~3	
気象庁	79671	79670	03-6758-3900	03-3434-9103
板橋区(水)	-	-	03-3578-2520	03-3579-5435
板橋区(避)	74811	74801	03-3579-2159	03-3963-0150
葛飾区(水)	-	-	03-3695-1197	03-3697-1680
葛飾区(避)	75111	75101	03-3695-1195	03-5698-1503
北区(水)	-	-	03-3908-9213	03-3908-1291
北区(避)	74611	74601	03-3908-8164	03-3908-4016
足立区(水)	-	-	03-3880-5478	03-3880-5719
足立区(避)	75011	75001	03-3880-5836	03-3880-5607
報道機関	報道機関の一覧は資5.13			
港湾局総務部	70581~2	70081	03-5320-5521	03-5388-1575
港湾局港湾整備部	-	-	03-5320-5608	03-5388-1578
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第四建設事務所	75711	75701	03-5978-1734	03-5978-1748
第五建設事務所	75811	75801	03-3692-4709	03-3692-4582
第六建設事務所	75911	75901	03-5845-8149	03-3887-3083
江東治水事務所	高潮工事 77112	-	03-5875-1543	03-3637-1592
	水門管理 72211	72201	03-5620-2490	03-5620-2491
荒川下流河川事務所	733-591~4	733-562	03-3903-6821~3	03-3902-6676
災害対策室江戸川河川事務所	731-591	731-598	04-7125-7332	04-7123-6741

※1 水・・・水防担当部署/避・・・避難情報発令担当部署
 ※2 昼夜の区分はP2-10参照



この凡例は、以下の伝達系統図すべてに共通である。

第2 水門、陸閘等の操作

水門、陸閘等の管理者（操作担当者含む）は、気象状況、情報により、水位の変動を十分に監視し、遅滞なく門扉の開閉を行う。

区が行っている水門の操作としては都から委託されている花畑水門、国土交通省江戸川河川事務所より委託されている六木水門がある。陸閘としては都から委託されている綾瀬新橋陸閘（足立区弘道二丁目30番から綾瀬四丁目29番先）、千住曙町陸閘（足立区千住曙町38番先）がある。

第3 水防作業

- 1 都市建設部は、水防作業に必要な資器材の調達を行う。

（資料編風水害編 資料12「水防倉庫及び備蓄資機材一覧」P.300、資料13「土砂・土嚢保有量一覧」P.301、資料14「土取場一覧」P.301）

- 2 都市建設部は、水防体制により必要な水防作業を実施する。
- 3 区は、災害の程度に応じて、水防体制から災害対策本部体制に切替えを行い、応急対策を実施する。
- 4 水防管理者（区長）は、次の場合に、直ちに消防機関の出動を求める。
 - （1）水防警報が発表されたとき。
 - （2）水位または潮位が氾濫注意水位に達し、危険のおそれがあるとき。
 - （3）水位が氾濫注意水位に達しなくとも、気象状況により危険のおそれがあるとき。
- 5 水防管理者（区長）は、水防作業において必要がある場合は、都または他の水防管理者に対し応援を求める。
- 6 水防作業のために必要がある場合は、水防管理者（区長）及び消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、立ち入りを禁止若しくは制限し、またはその当該区域からの退去を命ずることができる。
- 7 水防管理者（区長）若しくは消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要のあるときは、居住者または水防の現場にいる者を水防に従事させることができる。
- 8 水防管理者（区長）は、水防のため必要があると認める場合は、現場の秩序あるいは保全確認のため、警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。
- 9 堤防その他の施設が決壊し、またはこれに準じる事態が発生したときは、水防管理者（区長）は、直ちに都水防本部（建設局）に通報するとともに、国土交通省関東地方整備局関係河川事務所及び関係水防管理団体に通報し、相互に連絡をとり、消防機関の長とともに、できるかぎり氾濫による被害拡大をしないように努める。

第4 公用負担

- 1 水防法第28条の規定により水防上緊急の必要があるとき、水防管理者（区長）若しくは消防機関の長は、現場において土地及び器具・資材を使用し、若しくは収用し、または障害物を処分する等の公用負担を命じる権限を行使する。

第1章 水害応急対策の活動体制
第7節 区の水防活動計画

2 水防管理者（区長）または消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示する。

公用負担権限委任証明書	
第 号	身分 氏名
上記の者に足立区域における、水防法第 28 条第 1 項の権限の執行を委任したことを証明する。	
年 月 日	水防管理者 氏名 (または消防機関の長)
	印

3 水防法第 28 条の規定により、公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずべき者に手渡す。
ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは、事後において速やかに処理する。

公用負担命令票				
第 号		住 所 負担者氏名		
物 件	数 量	負担者 (使用 収用 処分等)	期 間	摘 要
水防法第 28 条の規定により上記物件を収用 (使用または処分) する。				
年 月 日		命令者身分 氏名		印

4 水防管理者（区長）は、水防作業完了後、使用若しくは収用等の公用負担における損失について補償しなければならない。（水防法第 28 条第 3 項）

第8節 消防機関の活動

水防活動は、東京消防庁の活動方針によるほか、次による。

- 第1 消防機関の長は水防管理者との情報共有と意志決定の迅速化を図るため、必要な要員を派遣する。
- 第2 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡し必要な措置を求める。
- 第3 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、またはその区域からの退去を命じることができる。
- 第4 消防機関の長は、水防上やむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、または水防の現場にある者を水防に従事させることができる。
- 第5 堤防その他の施設が決壊した時は、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に周知する。決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- 第6 消防機関の長は、水防管理者から出場の要請を受けたとき、または自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出場し、水防作業を行う。
- 第7 水防のため緊急の必要があるときは、消防機関の長は、水防の現場において必要な土地を一時借用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収容し、車馬その他の運搬器具を使用し、または工作物その他の障害物を処分することができる。

第9節 消防団の活動

署隊本部のもとに団本部を開設するとともに、災害の状況に応じ、参集した団員をもって消火班、情報収集班、監視警戒班、避難誘導班、水防工法班及び支援班の各任務班を編成して活動する。

第1 消火班

- 1 浸水地火災における消火活動を行う。
- 2 排水作業等、可搬ポンプを活用した活動を行う。
- 3 上記の活動事象がない場合は、水防工法活動を行う。

第2 情報収集班

河川の状況、被害の発生状況等を把握し、分団本部等へ報告する。

第3 監視警戒班

河川の水位、潮位、水防施設物、水災発生危険箇所等の監視警戒を行い、分団本部等

第1章 水害応急対策の活動体制

第9節 消防団の活動／第10節 警察署の活動

へ報告する。

第4 避難誘導班

- 1 高齢者等避難、避難指示に基づき、当該地域住民の避難誘導及び必要な広報を行う。
- 2 被害発生危険が極めて高い地域の住民に対して、避難の呼びかけを行う。

第5 水防工法班

- 1 分団本部の指示または命令により出場し、水防工法活動を行う。
- 2 必要により、水防資器材の搬送を行う。

第6 支援班

- 1 分団員等の給食、給水等を行う。
- 2 現場救護所の支援を行う。
- 3 分団本部の運営支援を行う。

第10節 警察署の活動

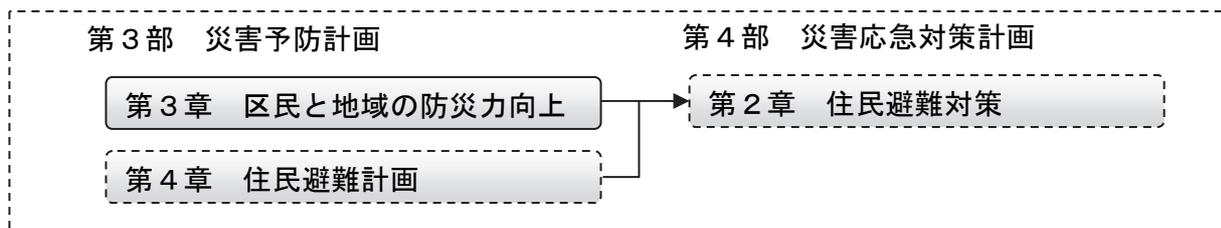
第1 警察の任務

- 1 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
- 2 災害地における災害関係情報の収集
- 3 警戒区域の設定
- 4 被災者の救出救護
- 5 避難者の誘導
- 6 危険物の保安
- 7 交通秩序の確保
- 8 犯罪の予防及び取締まり
- 9 行方不明者の調査
- 10 遺体の見分（検視）

第2 区に対する協力

- 1 水防管理者（区長）から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。
なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは、積極的に災害応急活動を実施する。
- 2 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行するものとする。

第2章 住民避難対策



第1節 避難誘導計画

第1 対策の方針

災害時における人的被害の絶無を期することを目的として、区及び警察署、消防署が一体となって、住民を避難収容できる態勢を確立するため、平素から連絡協調を密にし、その任務を明確にしておく。

第2 避難のための立退き指示等

1 基準

避難のための立退きの指示の基準は、原則として、次のような事態になったとき発する。

- (1) 河川が氾濫注意水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
- (2) 避難の必要を予想される各種気象警報が発せられたとき。
- (3) 河川の上流地域が水害を受け、下流地域に危険があるとき。
- (4) その他区民の生命または身体を保護するために必要と認めたとき。

2 高齢者等避難、避難指示

- (1) 区長は、水害が発生し、または発生するおそれがある場合には、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる（災害対策基本法第60条第1項）。
- (2) 警察官若しくは海上保安官は、区長が避難を指示することができないと認められるとき、または区長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる。なお、指示したときは、直ちに区長に通知しなければならない（災害対策基本法第61条第1項、第2項、第3項）。
- (3) 区長は、避難指示に先立ち、高齢者等避難を発することができる。
- (4) 区長は、避難のための立退きを指示したときは、速やかに都知事に報告しなければならない（災害対策基本法第60条第4項）。
また、区長は、高齢者等避難を発したときは、都知事に連絡するものとする。
- (5) 区長は、避難の必要がなくなったときには、直ちにその旨を公示しなければならない（災害対策基本法第60条第5項）。
- (6) 洪水若しくは高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事（都知事）、その命を受けた都道府県の職員（都職員）または水防管理者（区長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる（水防法第29条）。水防管理者（区長）が指示をする場合においては、

第2章 住民避難対策
第1節 避難誘導計画

当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない（水防法第29条）。

- (7) 消防署は、高齢者等避難、避難の指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。
- (8) 消防署は、避難経路等についての安全確保に努める。
- (9) 広報・伝達については、直ちに防災行政無線及び防災無線テレホン案内、区HP、A-メール、SNS、あだち安心電話、広報車、災害用デジタルサイネージ等で行う。

3 対象河川における避難指示等の具体的判断基準

(1) 判断基準点と洪水予報発表基準

区で対象とする河川は、荒川、中川、綾瀬川、芝川・新芝川、旧綾瀬川、毛長川、隅田川であり、水位観測を行う水位計が設置されている。各観測地点における水位をもとに、洪水予報が発表される。具体的な各河川の基準水位は、第4部 第1章第5節第6「洪水予報」（P.105）を参照する。

(2) 避難指示等の判断基準

中川、綾瀬川における判断基準等を下表に示す。なお、荒川については、第4部 第1章第6節「水害時庁内タイムライン」（P.116）に基づき判断する。

判断基準点	避難情報	判断状況	避難対象者
<ul style="list-style-type: none"> ・中川： 吉川観測所（埼玉県吉川市平沼） 	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・河川水位が避難判断水位（レベル3）に達したとき ・大雨特別警報等が発令され、避難指示が発令が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者 ・避難所への避難を希望する人 ※ 避難情報の発令にあわせて避難所開設を実施
<ul style="list-style-type: none"> ・綾瀬川： 谷古宇観測所（埼玉県草加市松江町） 	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・河川水位が氾濫危険水位（レベル4）に達したとき ・大雨特別警報等、建物等への被害が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の出された地域住民

4 避難誘導

(1) 自主避難

区は、風水害時に避難が必要な場合、その地域の住民に対しては、「〇〇川氾濫警戒情報」発表時には自主避難をするよう周知するほか、避難所の指定及び連絡体制を確立しておく。また、積極的に自主避難するよう指導する。

警察署、消防署、消防団及び防災区民組織は、区と緊密な連携をとり、迅速かつ的確に指定された避難所に避難誘導を行う。特に、避難行動要支援者については、十分な配慮を行う。

(2) 避難誘導

風水害時における人的被害を根絶することを目的とし、区及び警視庁、東京消防庁が一体となって、住民を避難収容できる態勢を確立するため、平素から連絡協力を密にし、その任務を明確にしておく。

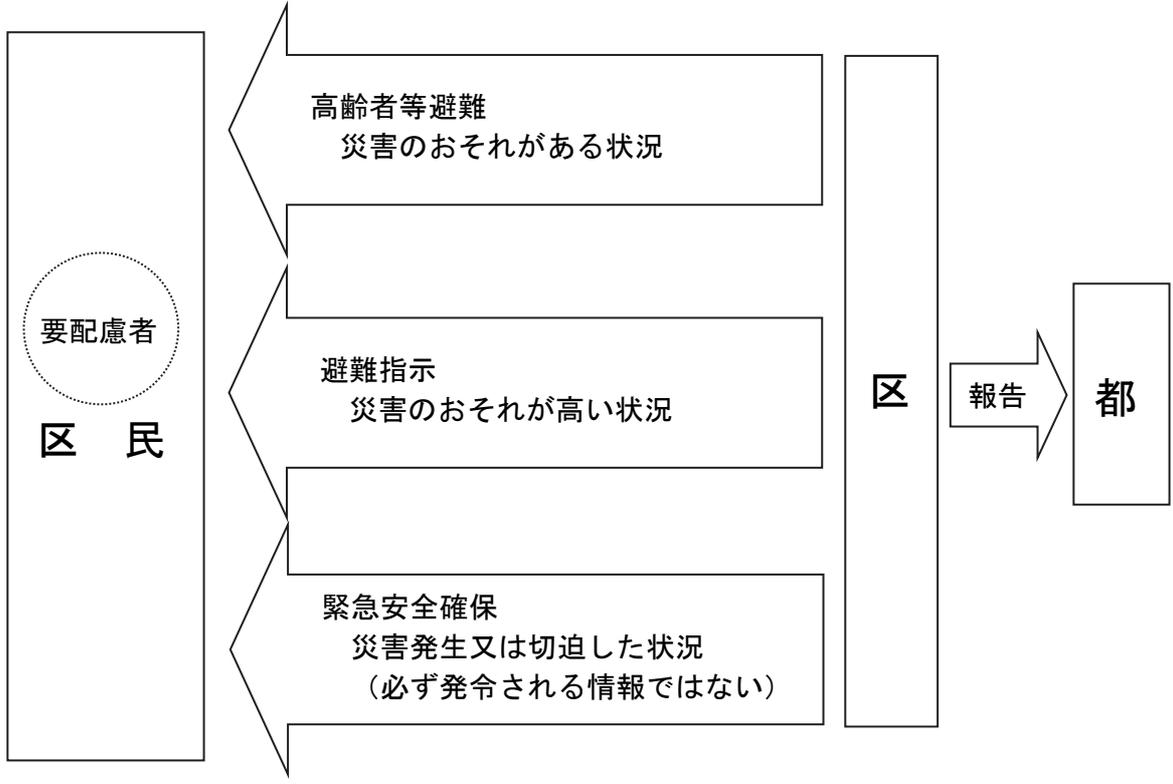
ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（政策経営部、 危機管理部、区民 部、福祉部）	(1)避難指示 (2)避難誘導 (3)水防法に基づく避難指示
防災区民組織 (町会・自治会等)	(1)地域住民を避難誘導
集客施設の 施設管理者	(1)利用者を避難誘導
病院、社会福祉施 設等の施設管理者	(1)状況に応じてあらかじめ指定した避難所、避難場所に収容者を避 難誘導
都（本部）	(1)災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、市町村の代行 （避難指示、応急措置）） (2)区からの要請に関する都関係各局との連絡調整（本部）
都（関係局）	(1)区からの要請対応
都（建設局）	(1)水防法に基づく避難指示
警視庁	(1)（区長が避難指示できない場合）警察官による避難指示 (2)住民の避難誘導
東京消防庁	(1)災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への 通報 (2)人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連 携した避難指示及び区へのその内容の通報 (3)被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報 (4)避難指示の伝達

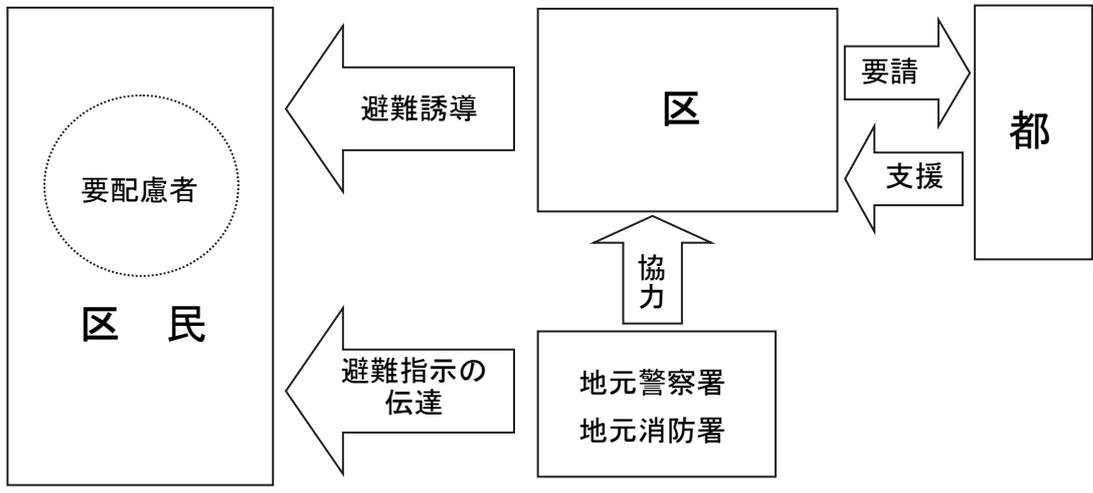
第2章 住民避難対策
第1節 避難誘導計画

イ 業務手順

【避難情報】



【避難誘導】



第3 避難指示等の解除

区長は、浸水等水害による危険性が解消された場合、高齢者等避難、避難指示を解除する。解除の伝達は、区HP、A-メール、SNS、広報車等により行う。また、伝達にあたっては、継続する情報の有無や全ての情報が解除されたのか等を明確に伝達することに留意する。

第2章 住民避難対策

第2節 江東5区大規模水害広域避難計画

第2節 江東5区大規模水害広域避難計画

第1 計画の考え方

今までに経験したことがないような巨大台風による高潮氾濫や、長期間の豪雨による荒川及び江戸川の大規模洪水氾濫が発生するおそれがある場合、適切に避難誘導を行う。

第2 広域避難勧告・域内垂直避難指示（緊急）等の発令

自主的広域避難情報の発信と広域避難勧告・域内垂直避難指示（緊急）の発令基準は、以下のとおりである。

発令段階	想定時間	発令基準
I. 共同検討開始（江東5区による検討）	72時間前を想定	(1) 気象庁が72時間先の台風予報において、中心気圧930hPa以下の台風の予報円が東京地方を含むと予測した場合、または、 (2) 気象庁と荒川下流河川事務所が、洪水に関連する情報として、荒川流域（岩淵地点上流域）での3日間積算流域平均雨量が概ね400mmを超える可能性があるとして予測し、江東5区に情報提供があった場合、または、 (3) 江東5区の区長いずれかからの発議があった場合
II. 自主的広域避難情報（広域避難の呼びかけ）	72～24時間前を想定	(1) 気象庁が48時間先の台風予報において、中心気圧930hPa以下の台風の予報円が東京地方を含み、かつ、東京都（東京地方）に高潮警報発表の可能性が高いと予測した場合、または、 (2) 気象庁と荒川下流河川事務所が、洪水に関連する情報として、荒川流域（岩淵地点上流域）での3日間積算流域平均雨量（1日間降雨実績と48時間降水量予測の和）が概ね500mmを超える可能性があるとして予測し、江東5区に情報提供があった場合、または、 (3) 江東5区の区長の判断
III. 広域避難勧告	24～9時間前を想定	(1) 気象庁が、930hPa以下の台風が概ね24時間以内に東京湾から神奈川県付近を含む地域へ到達すると予測し、高潮特別警報を発表する可能性に関する記者会見を行う場合、または、江東5区に高潮注意報が発表されており、当該注意報において堤防の天端高を越える最高潮位が予測されている場合、または、 (2) 気象庁と荒川下流河川事務所が、洪水に関連する情報として、荒川流域（岩淵地点上流域）での3日間積算流域平均雨量（2日間降雨実績と24時間降水量予測の和）が概ね600mmを超える可能性があるとして予測し、江東5区に情報提供があった場合、または、 (3) 江東5区の区長の判断
IV. 域内垂直避難指示（緊急）	9～0時間前を想定	(1) IIIの状態が高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合、または、 (2) 荒川下流河川事務所より、氾濫危険水位（A. P. +7.70m）に達し、更なる水位上昇が見込まれる旨が通知された場合、または、 (3) 江東5区の区長の判断

※江東5区広域避難推進協議会により法改正に係わる修正を検討中

第2章 住民避難対策

第2節 江東5区大規模水害広域避難計画

第3 大規模水害時における活動の流れ

災害対策本部は、水害発生前の事前防災行動から発生直後の応急対策業務、発生後の復旧・復興業務など、水害時に優先する業務の種類や量の変化に対応できるよう、段階的に通常業務の縮小、休止、再開を検討する。

本部活動全体について、時間の経過を水害発生前と発生後に大別したうえで、水害時に優先する業務の変化と、通常業務の縮小、休止、再開時期の目安を整理する。

	想定時間	想定される活動
水害発生前	72時間前	(1)江東5区の広域避難の共同検討開始に対応して、災害対策本部の設置を準備（災害対策本部準備会議の実施）
	72～24時間前	(1)江東5区の自主広域避難情報（広域避難の呼びかけ）の発信を決定した段階で、災害対策本部を設置し、窓口等の一部通常業務を縮小 (2)水害対策と業務継続計画における各部の業務を調整する必要がある場合は、災害対策本部または水害時に優先する業務の関係者による業務継続調整会議を実施（随時実施） (3)広域避難を様々な媒体で呼びかけるほか、区民からの問い合わせに対応 (4)本庁舎等では、浸水しないフロアへの文書等の移動や公用車の退避を検討、順次実施 (5)広域避難対策や水害発生等に備えて防災関係機関に支援を要請
	24～9時間前	(1)江東5区の広域避難勧告発令後は、広域避難のさらなる呼びかけや、自力で避難できない避難行動要支援者等に対する避難支援対策、残留者の確認等を実施 (2)原則として通常業務を休止 (3)暴風雨等により屋外での避難行動が困難になるため、広域避難から垂直避難に切り替えるための準備として、区内の水害緊急避難建物（近隣住民等が高台などの安全な場所へ避難する時間的余裕がない場合に避難する施設）を開錠
	9～0時間前	(1)域内垂直避難指示（緊急）が発令後は、垂直避難の呼びかけや戸別訪問も含む残留者の確認等を実施 (2)屋外で活動している職員に避難を指示
水害発生		
水害発生後	氾濫～終息	(1)応急対策活動及び復旧・復興活動を行う防災関係機関の応援の受入 (2)国、東京都、他自治体、自衛隊など防災関係機関の支援のもとでの救出・救助活動が中心 (3)区民の生活支援のための窓口業務等は、平常時に使用していた施設が使用不能の場合、代替施設での再開を検討 (4)長期避難者の発生に備えて、物資や医療福祉サービスを確保
	氾濫終息後	(1)救出・救助活動が徐々に終息 (2)復旧・復興に向けた排水作業を実施 (3)排水完了地域では、土砂・汚泥の除去を含む災害廃棄物処理や被災した区民の生活支援、衛生環境の維持対策を実施 (4)窓口業務や応急対策業務の活動拠点、避難所等の施設の利用需要に対応するため活用可能な区有施設の再開を検討

※江東5区広域避難推進協議会により法改正に係わる修正を検討中

第3節 避難所の指定

区は、住居が浸水または突風等による破損・倒壊のおそれがある住民等の避難、及びライフライン機能の喪失等により、日常生活が困難な状況にある被災者に対する救済拠点として、避難所を開設する。

区は、区立小・中学校、都立高校等の中から、安全が確認された所を避難所として指定する（資料編風水害編 資料23「水害時避難施設一覧」P.359）。

避難所は、次の機能を果たすものとする。

第1 避難所としての機能

- 1 災害対策本部との情報連絡
- 2 被災者への情報提供
- 3 宿所の提供
- 4 食料・生活物資等の配付

第4節 避難所の開設

第1 風水害時における避難所の選定及び開設

- 1 災害対策本部長は、浸水、洪水等により避難所を必要とする場合は、被害状況を勘案して、避難所として指定されている区立小・中学校及び都立高校等の中から選定する。避難所を選定した場合には、警察署、消防署に連絡する。
- 2 開設する避難所の選定については、以下のとおりとする。
 - (1) 荒川の氾濫が危ぶまれる場合、全ての避難所を可能な限り一斉に開設する。
 - (2) 荒川以外の河川氾濫が危ぶまれる場合、気象情報などをもとに、災害対策本部で開設避難所を決定する。
- 3 避難所の開設に関する検討基準は、以下に基づき、必要な地域の避難所の開設を進める。避難所開設の決定は、台風最接近の48時間前に行い、避難所開設は、概ね24時間前に行う。なお、夜間に発災が見込まれる場合には、避難の安全性に考慮して日中に開設する。

【避難所開設の検討基準】

950hPa以下で東京直撃の可能性がある場合、または瞬間最大風速50mを超える可能性がある場合などにおいて

- (1) 埼玉県秩父周辺で48時間予想雨量が600mmを超える場合
 - (2) 足立区が暴風域に入ることが予想された場合は、暴風域に入る前に開設
 - (3) 足立区が暴風域に入らないと予想された場合は、荒川下流タイムラインで運用
- 4 各部は、災害対策本部長の指示を受け、各々の部に割り当てられた避難所を開設する。
 - 5 避難所へは、あらかじめ指定している職員を派遣する。
 - 6 災害対策本部長は、避難所を開設した場合、危機管理部長に指示し、東京都総務局総合防災部及び警察署、消防署等、防災関係機関に連絡する。

第2章 住民避難対策
第5節 避難所の管理・運営

第5節 避難所の管理・運営

第1 避難所の管理・運営

- 1 避難所の管理・運営は、配置された職員の管理責任者が中心となって行う。
ただし、震災に対応した「避難所運営会議」を組織している避難所については、この組織の協力を得る。
- 2 避難所に派遣される職員は、管理責任者であるが、避難所運営本部の本部長（町会・自治会長等）の指揮のもと、避難所運営会議の庶務部に所属し、庶務部の業務を補助しながら、避難所全体に目配りし、災害対策本部との連絡調整を行う。
- 3 施設管理者（学校長等）は、避難所の管理・運営について必要な協力・支援を行う。
- 4 職員等は、避難所運営に必要な体制を確立し、水害時避難所運営手順書や、国や都のガイドライン等を参考に、管理・運営を行う。
（第3部 第4章第2節「避難所の管理運営対策」P.63を参照）
- 5 避難所の運営においては、水害時避難所運営手順書に基づき、三密（密閉・密集・密接）を避ける等の感染症防止対策を徹底する。

第2 避難所職員の任務

- 1 避難所を開設した場合、「足立区〇〇避難所」の標示をする。
- 2 避難所日誌を備えて、管理状況その他必要な事項を記録する。
- 3 避難所施設内に必要な表示を掲示する（避難者居室、避難者用トイレ、立入禁止等）。
- 4 各部は割り当てられた避難所について、避難者数等の状況を集約し、一定時間毎に福祉部に報告する。
- 5 避難所の入所、退所及び食料その他物資の受け払いを記録する。
- 6 避難所内の保健衛生管理について充分配慮し、特に火災、盗難の予防に努める。
- 7 避難者に災害の状況とその見通しについて伝達する。
- 8 避難者に食料等の物資を配給する。

第3 避難所に備え付ける簿冊

- 1 避難者カード
- 2 避難所日誌
- 3 各種物資受払簿
- 4 避難所運営従事者・避難者数報告書
- 5 ペット登録カード

第4 避難所関連物資

- 1 避難所の開設にあたっては、広報資器材、夜間照明器具、毛布等を配置する。
- 2 食料、生活物資等の避難所関連物資の調達について、管理責任者は所属する部に報告し、各部は集約したものを福祉部に報告する。
- 3 福祉部は、調達要請を取りまとめ、危機管理部に調達依頼する。危機管理部のみで調達要請に対応できない場合は、震災時の対応により行う。

第2章 住民避難対策

第6節 第二次避難所（福祉避難所）の開設及び運営／第7節 要配慮者に対する避難行動支援

第6節 第二次避難所（福祉避難所）の開設及び運営

第1 福祉関連施設への収容

- 1 災害対策本部長は、障がい者、高齢者等の要配慮者用避難所を設ける必要があると認めるときは、福祉部長に命じ、あらかじめ指定した施設に事前に職員を派遣して、第二次避難所（福祉避難所）を開設する。
- 2 災害対策本部長は、第二次避難所（福祉避難所）を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに都（福祉保健局）及び警視庁、東京消防庁等関係機関に連絡する。
- 3 福祉部は、福祉関連施設の受入可能状況を必要に応じて確認する。
- 4 各部は割り当てられた施設に職員を派遣し、避難所の管理運営を行う。施設管理者は、可能な限り避難所運営に協力する。
- 5 派遣職員等は施設管理者と連携調整して、人材・物資等を把握する。各部は割り当てられた施設について不足が生じた場合は、取りまとめて福祉部に連絡する。

第7節 要配慮者に対する避難行動支援

第1 対策内容と役割分担

災害が発生するおそれがある場合または災害が発生した際に、自力での安全確保が困難な要配慮者（障がい者、高齢者、乳幼児、病弱者、妊産婦、外国人等）に対し、特に次ページの5つの支援区分に該当する者を避難行動要支援者として位置づけ、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等を活用し、区、民生・児童委員、地域住民、防災関係機関等は、避難行動等の支援を実施する。

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、救出部、避難行動要支援者担当）	(1)避難行動要支援者に関する情報収集、安否確認 (2)避難行動要支援者の避難支援等対策 (3)個別避難計画に基づく支援
民生・児童委員	(1)避難行動要支援者の安否確認等
防災区民組織（町会・自治会等）	(1)要配慮者の安否確認・避難の支援
病院、要配慮者施設等の施設管理者	(1)状況に応じてあらかじめ指定した避難所、避難場所に収容者を避難誘導
都（福祉保健局）	(1)要配慮者に関する区市町村及び近隣縣市等との連絡調整（要配慮者対策統括部を設置）
警視庁	(1)（区長が避難指示できない場合）警察官による避難指示 (2)住民の避難誘導

第2章 住民避難対策

第7節 要配慮者に対する避難行動支援

機 関 名	対 策 内 容
東京消防庁	(1)災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 (2)人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区へのその内容の通報 (3)被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報 (4)避難指示の伝達

2 避難行動要支援者の支援区分

	支 援 区 分	備 考
1	要介護3～5	
2	身体障害者手帳1～2級	
3	身体障害者手帳3級	福祉タクシー券等受給
4	愛の手帳1～2級	知的障がい者
5	障害支援区分4～6	区市町村で認定

第2 詳細な取組内容

《区（関係部、救出部、避難行動要支援者担当）》

1 情報収集及び安否確認

- (1) 災害発生時には、区及び防災関係機関は、病院、特別養護老人ホーム、福祉施設等の要配慮者施設の被害、被災状況等、災害福祉広域支援ネットワークを活用し、要配慮者対策を進めるうえで必要な情報収集に努める。
- (2) 災害対策本部は、関係者の協力を得て、第一次避難所における要配慮者の状況及び居宅の要配慮者の状況について把握するよう努める。

2 避難支援

- (1) 区、各防災関係機関、防災区民組織（町会・自治会等）及び事業所等は、警視庁、東京消防庁と協力し、要配慮者の避難誘導、介護支援等の救援活動を積極的に行う。
- (2) 日常、高齢者や障がい者と接している区関係部や区民、事業者、民間団体等の力を結集し、それぞれが分担して避難の支援を行う。

3 救出救助活動

- (1) 救出部、防災区民組織（町会、自治会等）、事業所自衛消防隊は、要配慮者施設管理者の行う救出救助活動を支援する。

4 災害時広報

- (1) 区及び防災関係機関は、被災者への広報について、障がい者毎の障がいに配慮した伝達手段を選択する等、要配慮者の特性に応じた手段・内容となるよう努める。

第2章 住民避難対策

第7節 要配慮者に対する避難行動支援／第8節 長期化への対応

5 災害対策本部の体制

- (1) 災害対策本部は、被災者のうち、特に弱い立場となる要配慮者に関する支援を優先的かつ総合的に実施する。
- (2) 前項の目的を達成するため、災害対策本部は、民生・児童委員、消防団、関係福祉団体、ボランティア団体等との連携を図り、その活動に必要な拠点の確保、整備にあたるものとする。
- (3) 避難行動要支援者に関する情報の収集、提供、支援を一元的に管理する体制をつくるため、災害対策本部内に「避難行動要支援者担当」を設置する。
- (4) 「避難行動要支援者担当」の構成は、避難行動要支援者の避難支援に必要な体制とし、関係部署で組織する。
- (5) 災害対策本部は、都災害対策本部における「要配慮者対策統括部（都（福祉保健局）」との連携により、支援策を実施する。

《防災区民組織（町会・自治会等）》

- 1 防災区民組織（町会・自治会等）は、自助・共助の精神に基づき、町の人達の協力のもと、要介護高齢者・障がい者・病院入院患者等の要配慮者を保護し、警視庁、東京消防庁の協力を得て、避難誘導及び避難支援を行う。

《病院、要配慮者施設等の施設管理者》

- 1 病院、施設等の管理者は、高齢者等避難の発令等状況に応じてあらかじめ指定した避難所、避難場所に患者・入所者を速やかに避難させる。
- 2 施設管理職員、防災区民組織（町会・自治会等）、その他住民は、協力して避難介護を行う。

第8節 長期化への対応

第1 プライバシーの確保

避難所におけるプライバシーを確保するため、できる限り早い段階で、男女別の更衣室の設置やパーテーションで区切る等の対策を実施する。

第2 相談体制の確立

相談窓口等を設置して、避難者の不安、疑問、不満等を個別に受け付け、ストレスの軽減や避難所運営の改善を図る。また、区民から問い合わせの多い相談内容については、HP上等に「よくあるご相談と回答（FAQ）」を開設するとともに、その周知を図る。

外国人からの問い合わせ対応として、語学の知識をもった専門ボランティアと連携し、避難所等での通訳・翻訳を行う。

第3 健康管理

避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態の定期的な確認に努め、避難生活の長期化に伴う心身の課題に対応する。

特に、保健予防活動、健康相談、ストレス等に関する対応、暑さ寒さ対策、食環境の

第2章 住民避難対策

第8節 長期化への対応／第9節 避難所の閉鎖

整備等に留意する。

第4 衛生管理

トイレの清掃やごみの処理状況等、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じる。

第9節 避難所の閉鎖

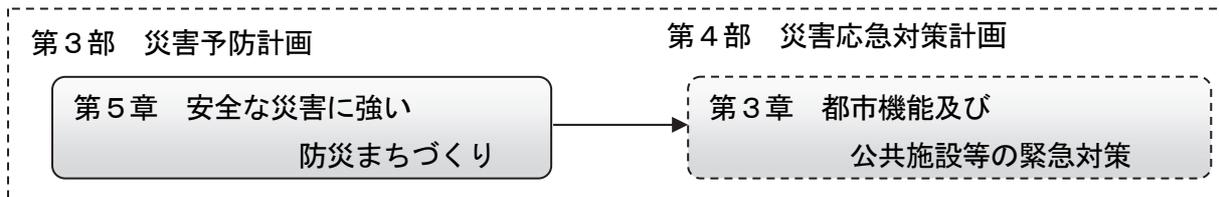
第1 避難情報の解除と避難所の閉鎖

1 災害対策本部長は、台風の進路、水位の状況等により、避難情報の解除と避難所閉鎖の決定を行う。

学校施設における避難所については、学校教育の早期再開と学校機能の回復等を図る。

2 各部署は、割り当てられた第一・第二次避難所について、避難者が全員退去した施設を取りまとめ、速やかに福祉部長に報告し、災害対策本部長は避難所を閉鎖する。

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策



第1節 道路の障害物除去及び交通規制

第1 道路・橋梁

1 対策内容と役割分担

第一次・第二次交通規制の実施、緊急通行車両等の確認、道路・橋梁の情報収集、緊急道路障害物除去等を行う。

道路の復旧等の応急活動を一体的に実施するため、各局、防災機関、関係団体、事業者で連携し、相互に情報の共有化等を図る等、各対策における円滑な調整に必要な体制を構築する。

(1) 道路交通規制等

機 関 名	対 策 内 容
警視庁	(1)発災直後は道路交通法に基づく第一次交通規制を実施 (2)その後、災害対策基本法に基づく第二次交通規制を実施 (3)緊急通行車両等の確認
都（交通局、水道局、 下水道局） 東京消防庁	(1)緊急通行車両（所管関係車両）等の確認

(2) 緊急道路障害物除去

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部） 都（建設局） 警視庁 関東地方整備局 首都高速道路株式会社	(1)災害初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集 (2)必要に応じてドローンを活用し、撮影やリアルタイムの映像により状況を把握 (3)道路上の障害物の除去等を実施
関係建設業協会	(1)区の要請により出動態勢をとる。
NTT東日本 東京電力パワーグリッド 株式会社 東京ガス株式会社都 都（水道局、下水道局）	(1)所管施設が道路通行の支障となっている場合、その状況と措置対策について、都（建設局）に報告

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策

第1節 道路の障害物除去及び交通規制

(3) その他応急措置

機 関 名	対 策 内 容
都 (建設局)	(1) 発災時における通行止め等の措置等に係わる通行者の安全対策の実施 (2) 被災道路、橋梁についての応急措置及び応急復旧対策を実施
関東地方整備局	(1) パトロール等を兼ねた広報を実施 (2) 緊急輸送道路の確保
警視庁	(1) 発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置等に係わる通行者の安全対策の実施 (2) パトロール等を兼ねた広報を実施
首都高速道路株式会社	(1) 都公安委員会が実施する交通規制への協力、規制状況等の広報 (2) 被災の状況の把握、消防等関係機関への情報伝達、出動・協力要請 (3) 道路構造物、管理施設等被害状況の点検、復旧の実施

2 詳細な取組内容

(1) 道路交通規制等

《警視庁》

ア 被災状況や隣接県も含めた警察の体制等に応じて、柔軟に対応する。

(ア) 交通規制

a 被災状況等に応じて緊急交通路に指定する。

(イ) 緊急通行車両等の確認

a 交通規制実施時には、災害対策基本法施行令（昭和37年7月9日政令第288号）第33条に基づく緊急通行車両を優先して通行させる。

b 緊急通行車両等であることの確認は、都内では原則として警視庁が行う。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の警察で行うことができる。

(ウ) 緊急通行車両等の種類

a 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

b 道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両

c 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両

d 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両

e 患者等搬送車両（特別な構造または装置があるものに限る。）

f 建設用重機、道路啓開作業用車両または重機輸送用車両

g 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車または原動機付自転車

h 災害応急対策に従事する者が参集または当該目的のために使用中の自転車

i 緊急の手当を要する負傷者または病院の搬送のため使用中の車両

j 歩行が困難な者または介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策

第1節 道路の障害物除去及び交通規制

- k 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
 - l 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両
 - m 交通対策本部長または警察署長が必要と認めた車両
- (エ) 広域応援の車両
- a 事前届出済証を所持しているライフライン復旧等の広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付を受ける。ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章の交付を受けることができる。
- (オ) 交通規制除外車両
- a 災害発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両または公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、都公安委員会の決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。
- (カ) 緊急交通路等の実態把握
- a 緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター及び現場警備本部長(各警察署長)等からの報告によるほか、白バイ、パトカー等による緊急交通路等の視察、駐車抑止テレビシステムによる情報収集及び東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。
- (キ) 交通規制の実行性を確保する手段・手法
- a 主要交差点への規制要員の配置
 - (a) 緊急交通路等の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路等の確保に努める。
 - b 特別派遣部隊(交通部隊)の配置運用
 - (a) 道府県公安委員会から特別派遣部隊(交通部隊)の派遣があった場合は、視察・移動規制、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等特別派遣部隊の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。
 - c 警備員、ボランティア等の協力の受入れ
 - (a) 規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、警察署長は、平素から警備業者、地域住民等による交通規制支援ボランティア等の協力を得られるよう配慮する。
 - d 装備資器(機)材等の効果的な活用
 - (a) 交通規制の実施にあたっては、後方に大型表示版を搭載したサインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、移動標識、セイフティコーン等の装備資器(機)材を効果的に活用する。
 - e 交通管制システム等の効果的な運用
 - (a) 交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板等の交通管制システム等を適切に運用する。

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策

第1節 道路の障害物除去及び交通規制

(2) 緊急道路障害物除去

都（建設局）が主担当、区（都市建設部）が区主担当、東京国道事務所が国道担当、首都高速道路株式会社が首都高速道路担当、その他機関は支援機関として対応する。

機 関 名	対 策 内 容
都（建設局）	(1)緊急道路障害物除去の作業計画 (2)道路状況調査及び情報収集 (3)全体調査 (4)緊急道路障害物除去路線の除去作業の実施
区（都市建設部）	(1)道路障害物除去の活動計画 (2)道路状況調査及び情報収集・調整 (3)ドローンを活用した撮影やリアルタイムの映像による状況把握 (4)緊急障害物除去道路以外の区道の道路障害物除去
東京国道事務所	(1)国道4号線の道路障害物除去
首都高速道路株式会社	(1)首都高速道路の道路障害物除去
災害時における応急対策業務に関する協定締結団体	(1)道路障害物除去作業
日本道路建設業協会加盟の事業者	(1)道路障害物除去作業
東京建設業協会加盟の事業者	(1)道路障害物除去作業
第六建設事務所と協力承諾書を取り交わした業者	(1)道路障害物除去作業
足立建設業協会	(1)道路障害物除去作業
東京電力パワーグリッド株式会社	(1)道路障害物除去作業
NTT東日本	(1)道路障害物除去作業（柱、ケーブル等の移設で協力する）
自衛隊	(1)道路障害物除去作業（柱、ケーブル等の移設で協力する）

《区（都市建設部）》

ア 災害発生初期における被害状況や通行可能道路の情報収集は、緊急点検、ドローン等により、迅速・的確に集約して行う。

イ 応急対策のための物資、人員の輸送が円滑に行われるよう、道路の障害物の除去（道路啓開）と災害時交通規制を、ただちに実施する。

ウ 原則として、緊急道路障害物除去路線（広域的幹線道路及び避難場所への救援活動道路を対象として選んだ道路）を優先させる。

ただし、災害対策本部、警視庁、東京消防庁から緊急に要請があった場合は、これら指定以外の道路でも優先的に障害物除去を行う。

エ 緊急道路障害物除去路線以外に道路障害物除去が必要になった場合、または区指定の緊急道路障害物除去路線については、区は独自に道路障害物除去を実施する（資料編震災編 第13「足立区緊急道路障害物除去路線図」P.46）。

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策

第1節 道路の障害物除去及び交通規制

《都（建設局）》

- ア 災害発生初期における被害状況や通行可能道路の情報収集は、緊急点検等により迅速・的確に集約して行う。
- イ 「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が道路上の障害物の除去等を実施する。
- ウ 障害物除去用資機材の整備
 - (ア) 協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行う等平素から資器材の確保に努める。

《関東地方整備局》

- ア 災害発生後速やかに緊急点検及び緊急道路障害物の除去を実施する。
- イ 直轄国道以外の緊急輸送道路も含め、関係機関と連携し、緊急道路障害物の除去を実施する。
- ウ 障害物除去用資機材の整備
 - (ア) 発災直後の混乱期に緊急復旧のための資機材を確保するため、直轄備蓄及び建設業者との協力協定のほか、首都近隣区域において防災資機材備蓄基地の整備を計画的に進める。

《首都高速道路株式会社》

- ア 災害発生後、直ちに状況把握のため緊急点検を実施し、道路の損壊状況、道路利用者の被害状況、沿道の状況等の把握に努めるとともに、他の関係防災機関と緊密な連携を図る。
- イ 残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力のうえ、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。
- ウ 緊急道路障害物除去等作業態勢
 - (ア) 緊急道路障害物除去等作業にあたっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線及び区間の優先順位の決定を行うとともに、関係機関及び関係業界が迅速な連携・協力体制を確立して対応する。
 - (イ) 道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取り扱いを含めて関係機関が協議して処理する。
 - (ウ) 作業マニュアルを作成する等体制の充実を図る。
- エ 障害物除去用資機材の整備
 - (ア) 平素から資機材を確保するため、使用できる建設機械等の把握を行う。

《NTT東日本》《東京電力パワーグリッド株式会社》《東京ガス株式会社》《都（水道局、下水道局）》

- ア 所管施設が道路通行の支障となっている場合、その状況と措置対策について、都（建設局）に報告する。

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策

第1節 道路の障害物除去及び交通規制

(3) その他応急措置

《都（建設局）》

ア 都道や緊急障害物除去路線に指定された区道については、東京都建設防災ボランティア等と連携して緊急点検を行う。

イ 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定等、通行者の安全対策を行う。

《関東地方整備局》

ア 緊急道路パトロール及びヘリコプターや関係機関等からの道路情報の収集に努める。

イ 道路被災情報を把握し、応急復旧並びに必要なに応じて迂回道路の選定等を行い、緊急輸送路の確保に努める。

《首都高速道路株式会社》

ア 大規模災害が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、会社は、都公安委員会の交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。

イ 利用者の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。

ウ 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じて応急復旧に努める。

エ 工事が必要な箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

《警視庁》

ア 交通規制の内容等を区民に対して、以下のとおり周知する。

(ア) 報道機関への広報要請：新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報の要請を行う。

(イ) 運転者等に対する広報

イ 現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者の取るべき措置について広報を行う。

第2節 道路除雪対策

第1 道路除雪の責任及び機構等

- 1 道路管理者である区は、その行政区域内にある特別区道等の道路交通を確保し、降雪による区民生活の影響を最小限に防がなければならない。
- 2 道路管理者である区は、降雪により交通機関等への影響が生じるおそれのある場合は、交通管理者及び交通事業者へ除雪体制並びに除雪状況等を通知し、交通規制及び交通運行変更等の協力を求めることができる。

第2 道路除雪計画

1 計画の目的

この計画は、足立区地域防災計画の一環として、東京地方気象台が発表する積雪情報等を参考に、道路除雪作業の円滑かつ適切な実施を行い道路交通を確保し、区民の道路利用の利便性を図ることを目的に、除雪活動に必要な計画を示したものである。

第3 除雪本部体制

1 除雪本部の設置

都市建設部長は、次の設置基準により、除雪本部を設置する。

- (1) 東京都23区に大雪警報が発表されたとき。
- (2) 凍結防止作業態勢を取ったとき。
- (3) 第一次除雪作業態勢を取ったとき。
- (4) 都市建設部長が必要と認めたとき。

2 体制の連絡

都市建設部長は、除雪本部体制を取ったときは、危機管理部へ連絡する。

3 除雪本部の解散

都市建設部長（除雪本部長）は、除雪活動が概ね完了したと認めたときは、除雪本部を解散する。

4 除雪本部の統合

災害対策本部が設置された場合、除雪本部は、その構成部の一つとして統合される。

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策

第2節 道路除雪対策

5 除雪本部の職員配備

(1) 職員配備態勢

種 別	基 準 及 び 内 容	人 員
警戒態勢	異常気象情報・大雪注意報等により必要があると認めるとき。 連絡要員を情報の収集及び連絡に従事させる。工事課は連絡要員から得た情報をもとに、契約業者等と連絡をとり、時間外等の対応について適切な指示を行う。	若干名
準備態勢	気象情報により除雪が必要と予想される場合、直ちに態勢を整えるのに必要な職員を配置する。勤務時間外にあつては、その他の職員と連絡がとれる態勢とする。	企画調整課及び工事課の必要数
凍結防止作業態勢	大雪警報等により積雪が予想されるとき。立体横断施設（階段、スロープ）及び橋梁等に凍結防止剤を散布する。	企画調整課及び工事課の必要数
第一次除雪作業態勢	大雪注意報等が発令され、概ね5～15cm程度の積雪が予想されるとき。 駅及び公共施設周辺の歩道、立体横断施設並びに橋梁の除雪を行う。	企画調整課及び工事課の必要数
第二次除雪作業態勢	大雪注意報等が発令され、概ね15cm以上の積雪が予想されるとき。 駅及び公共施設周辺の歩道、立体横断施設並びに橋梁の除雪を行う。	都市建設部班員 全員

(2) 除雪本部の組織

足立区水防本部組織を準用する。

(3) その他

積雪が予想されるときは、住民等の安全を確保するため、除雪本部とは別に、区（関係部）は所管する公共施設等について、除雪作業を行う。

第3節 公共建造物等応急対策

第1 社会公共施設等の応急対策

1 対策内容と役割分担

(1) 社会公共施設等の応急的な被災状況確認

ア 応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうか応急的な確認作業を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区（施設営繕部、地域のちから推進部、福祉部、都市建設部、子ども家庭部）	(1)区立の公共建築物が被災した場合、施設管理者等により、必要に応じて応急的な被災状況の確認作業を実施
社会公共施設の管理者	(1)所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急的な被災状況の確認作業を実施

(2) 社会公共施設等の応急対策

機 関 名	対 策 内 容
各施設管理者	(1)状況に応じて必要な措置を講じる。

(3) 高層建築物

機 関 名	対 策 内 容
建造物管理者	(1)消防計画の策定、自衛消防隊の活動による被害の発生抑制 (2)関係機関との連携による被害の軽減化
警視庁	(1)被災者の救助、混乱防止、災害に関する情報収集・伝達 (2)人命の救助、避難誘導 (3)救急、救助活動等の障害排除 (4)緊急自動車の道路の確保、交通渋滞の防止
東京消防庁	(1)高層建築物等に対する防火安全対策に基づく指導 (2)関係事業所に対する対策の指導

(4) 電気施設

機 関 名	対 策 内 容
東京電力パワーグリッド株式会社	(1)災害、二次災害の発生防止及び早期復旧のための諸対策の実施

(5) ガス施設

機 関 名	対 策 内 容
東京ガス株式会社	(1)二次災害の発生防止、災害発生原因の除去及び早期復旧のための諸対策の実施

2 詳細な取組内容

(1) 社会公共施設等の応急的な被災状況の確認作業

ア 区立の公共建築物が被災した場合

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策
第3節 公共建造物等応急対策

(ア) 区は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急的な被災状況の確認作業を実施する。

(イ) 応急的な被災状況の確認作業を実施した後、その状況に基づき、それぞれの機能を維持するため、迅速に応急修理を行う。

(ウ) 避難所として指定されている区立小中学校は、被災したときは直ちに応急修理を実施する。

イ その他の社会公共施設が被災した場合

(ア) 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急的な被災状況の確認作業を実施する。

(2) 社会公共施設等の応急対策

ア 社会公共施設等の責任者は、避難について特に綿密な計画を樹立して万全を期する。

イ 責任者は、自衛防災組織を編成し、それぞれ分担に基づいて行動する。

ウ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。

(ア) 各医療機関

a 施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

b 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置を講じる等万全を期する。

(イ) 社会福祉施設等

a 社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。

b 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

c 施設独自での復旧が困難である場合は、区が組織した「避難行動要支援者担当」等関係機関に連絡し援助を要請する。

d 被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

(ウ) 学校施設

a 学校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。

b 自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。

c 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。

d 学校施設が、避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、二次災害の予防についても十分な措置を講じる。

e 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

(エ) 文化財施設

a 災害等で文化財に被害が発生した場合には、その所有者または管理者は、直ちに東京消防庁等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、都教育委員会を經由して、その結果を文化庁長官に報告する。

b 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

(3) 高層建築物の応急対策

ア 高層建築物の建造物管理者は、共同防火管理体制の推進を図り、下記事項を重点に消防計画を策定し、自衛消防隊の円滑な活動により、パニック等による被害の発生防止に万全を期する。

(ア) 災害時におけるパニックの防止措置

(イ) 出火防止及び初期消火活動

(ウ) 人命の救護

(エ) 安全な避難誘導措置

(オ) 防災機関や防災区民組織（町会・自治会等）との連絡、及び災害に関する情報収集並びに伝達

(カ) 備蓄の確保

イ 警視庁は、被災者の救助及び混乱防止に努めるとともに、関係機関、自衛防災組織等の協力を得て避難誘導にあたる。

ウ 東京消防庁は、高層建物等特殊対象物に対する消防機関の災害活動を、第4部第1章第9節「消防機関の活動」により行う。

(4) 電気施設の応急対策

ア 東京電力パワーグリッド株式会社は、災害による電力施設の被害を最小限にするため、耐震性の強化等の諸対策を実施し、万全の予防措置を講じる。

イ 電力施設の保安対策は以下のとおり。

(ア) 変電施設

a 機器基礎及び屋外鉄構は、耐震性を考慮して設計を行っている。

b 洪水には、既往の浸水実績等を踏まえた浸水対策を行っている。

c 塩害等に対しても、活線洗浄装置を施設する等の保安対策を実施している。

(イ) 電気設備に関する技術基準に適合するよう定期的に送電配電線路の巡視、点検、パトロール（特に必要と認めた場合は随時）を行い、不良箇所を早期に発見し、人身及び設備事故の未然防止を図り、設備保全に努めている。

(ウ) 特殊行事や非常災害時（台風、雷雨、雪害）等に随時パトロールを実施している。

(エ) 送配電設備等において、工事施工中あるいは仮工事のものは速やかに本工事を完了するほか、補強または応急処置を講じる。

(オ) 非常災害時における特別組織の構成及び動員態勢を確立すると同時に、連絡方法も明確にしておく。

(カ) 災害の状況により、他支社へ応援を求める場合の連絡態勢を確立する。

(キ) 工具、車両等を整備して、応急出動に備えるとともに、手持資材の数量を調査し、復旧工事に支障のないよう手配する。

(ク) 電力施設の早期復旧を図るため、次の対策を実施している。

a 復旧要員の動向に従った緊急動員体制の随時整備

b 工事請負会社との緊急動員連絡体制の整備、及び社員、請負会社の連動による復旧体制の確立

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策

第3節 公共建造物等応急対策

ｃ 防災資器材の定期的点検、整備の実施

(5) ガス施設の応急対策

ア 東京ガス株式会社は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、次の諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

イ 監視・調査・点検

多くの設備が埋設されているため、風水害の影響は少ないが、被害の予想される設備に関しては、平常業務の中で、現場状況に応じ防護、修理取替などにより保全業務を行っている。非常の際には、次のとおり重点巡視、警戒を行う。

(ア) 見回り巡回の重点実施

(イ) 情報、連絡による場所別の調査

(ウ) 水害、冠水地域の制圧器の監視

(エ) 河川の増水状況の調査

(オ) 河川の増水による架管に対する遮断バルブの調査及び流出防止措置

(カ) 他工事現場の特別見回りと防護強化打合わせ

(キ) 地盤沈下地域の調査警戒

(ク) 防護及び応急機材の点検整備

以上のほか、本部との情報連絡と災害状況により、本部指令に基づき行動する。また、関係諸機関との連絡及び情報交換を行う。

ウ 危険防止対策

危険防止については、監視・調査・点検時に対策をたて、災害情報、特異危険、現場状況及び本部指令に基づき、次のとおり巡視員による応急実施にあたる。

(ア) ガス供給施設（バルブ、整圧器）周囲の危険物撤去

(イ) ガス導管の折損等、危険を予想される箇所への供給遮断

(ウ) ガス導管内への流水防止のためのガス供給遮断

(エ) 他工事関係の危険箇所への防護及びガス供給遮断

(オ) 災害による事故発生の場合、火災などを考慮し、付近住民の避難の要請を行う。

(カ) その他、現場の状況に応じて適切な処置を行う。

第4節 危険物応急対策

第1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

1 対策内容と役割分担

(1) 石油等危険物施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施 (2) 避難所の開設等
東京消防庁等	(1) 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を講ずるよう指導 (2) 必要に応じて、応急措置命令等を実施
事業者等	(1) 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

(2) 液化石油ガス消費施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施 (2) 火災の場合の消防活動、施設内救出を実施 (3) 避難所の開設等
都（環境局）	(1) 危険防止措置を指導 (2) 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 (3) 必要に応じて、緊急措置命令等を実施
関東東北産業保安監督部	(1) 危険防止措置の監督または指導 (2) 必要に応じて、緊急措置命令等を実施 (3) 緊急の場合、未使用の火薬類の回収、返納等の措置の指示 (4) 実情を把握し、適切な指示、命令等を実施
事業者等	(1) 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

(3) 火薬類保管施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施 (2) 避難所の開設等
都（環境局）	(1) 販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 (2) 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 (3) 被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請 (4) 安全維持等のため必要な場合は、販売事業者等に緊急措置を講ずるよう指示
事業者等	(1) 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策
第4節 危険物応急対策

(4) 高圧ガス保管施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施 (2) 事故時の広報活動、警戒区域に対する規制を実施 (3) 関係機関との間の情報連絡を実施 (4) 避難所の開設等
都（総務局）	(1) 都区市境付近での漏えい事故の際、関係機関への連絡通報
都（環境局）	(1) 事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 (2) 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 (3) 被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請 (4) 安全維持等のため必要な場合は、事業者に緊急措置を命令
警視庁	(1) ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 (2) 区長からの要求等により、避難を指示 (3) 避難区域内への車両の交通規制 (4) 避難路の確保及び避難誘導
東京消防庁	(1) 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、区へ通報 (2) 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区へのその内容通報 (3) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 (4) 災害応急対策の実施
関東東北産業保安監督部	(1) 都及び関係機関と連絡のうえ、高圧ガス製造の施設者等に緊急保安措置を講ずるよう指導
事業者等	(1) 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置
東京都高圧ガス地域防災協議会	(1) 災害拡大のおそれがある場合、指定した防災事業所等に出動要請し、災害の拡大防止を指示
防災事業所	(1) 出動要請を受けて応援出動

(5) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施 (2) 毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示 (3) 毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示 (4) 災害情報の収集、伝達 (5) 避難所の開設等
都（下水道局）	(1) 下水道への流入事故の際は、排出防止の応急措置を指導 (2) 災害情報の収集、伝達
都（教育庁）	(1) あらかじめ計画した、発災時の対策に基づく行動を指導

(5) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
警視庁	(1) 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 (2) 区長からの要求等により、避難を指示 (3) 避難区域内への車両の交通規制 (4) 避難路の確保及び避難誘導
東京消防庁	(1) 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 (2) 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区へのその内容の通報 (3) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 (4) 災害応急対策の実施
事業者等	(1) 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

(6) 化学物質関連施設の応急措置

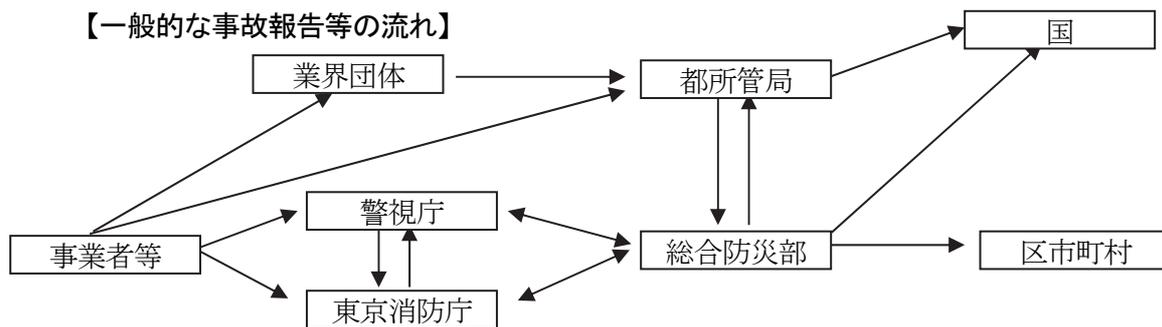
機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 必要に応じ事業者に応急措置を指示 (2) 避難所の開設等
都（環境局）	(1) 化学物質対策 区と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供 (2) PCB対策 区との連絡調整により、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省廃棄物・リサイクル対策部へ報告
事業者等	(1) 危険が想定される場合等は区等関係機関に連絡、応急措置を実施

(7) 放射線等使用施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難等の措置を実施
東京消防庁	(1) 事故の状況に応じ、必要な措置を実施
都（福祉保健局）	(1) RI使用医療施設での被害が発生した場合、RI管理測定班を編成し、必要な措置を実施

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策
第4節 危険物応急対策

2 業務手順及び詳細な取組内容



(1) 石油等危険物施設の応急措置

《区（関係部）》

ア 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- (ア) 住民に対する避難の指示
- (イ) 住民の避難誘導
- (ウ) 避難所の開設、避難住民の保護
- (エ) 情報提供、関係機関との連絡

《東京消防庁等》

ア 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。

- (ア) 危険物の流出または爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (イ) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動及びタンク破壊等による流出、並びに異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (ウ) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

《事業者等》

ア 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(2) 液化石油ガス消費施設の応急措置

《区（関係部）》

ア 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- (ア) 住民に対する避難の指示
- (イ) 住民の避難誘導
- (ウ) 避難所の開設、避難住民の保護
- (エ) 情報提供、関係機関との連絡

《事業者等》

ア 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(3) 火薬類保管施設の応急措置

《区（関係部）》

ア 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- (ア) 住民に対する避難の指示
- (イ) 住民の避難誘導
- (ウ) 避難所の開設、避難住民の保護
- (エ) 情報提供、関係機関との連絡

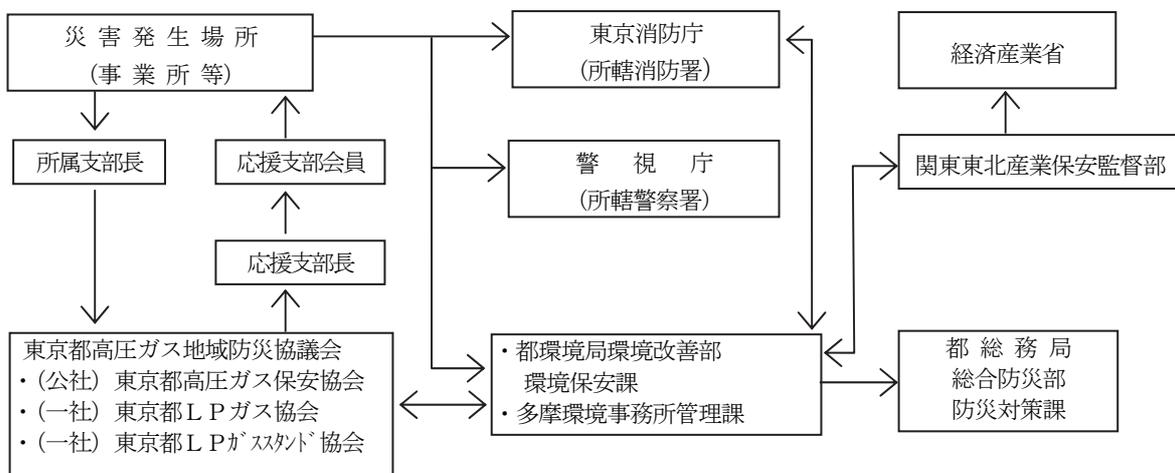
イ 火災に際しては、誘発防止のため延焼拡大を阻止する消防活動を行い、施設内の救出を実施する。

《事業者等》

ア 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(4) 高圧ガス保管施設の応急措置

【高圧ガス災害時応援連絡体制】



ア 高圧ガス漏えい事故が発生し、災害が拡大するおそれがある場合には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定している防災事業所が応援出動する。

イ 防災事業所自体が地震の被害を受け出動できない場合は、被害を受けていない地域の協議会支部が、ガスの種類に応じ、支部単位で応援出動する態勢を取ることとし、応援の要請を受けた支部長は、連絡網を通じて支部の会員をまとめ応援出動する。

ウ 高圧ガス貯蔵施設が被害を受け塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、気体としての特性から、都県境を越える等広範囲に被害が拡大するおそれがある。このため、都は近接の他縣市との間に広域情報連絡体制を定めている。

エ 高圧ガス大規模漏えい時に係わる連絡通報窓口

オ 関係機関は高圧ガス大規模漏えい等緊急の場合、所定の様式に基づき通報する。

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策

第4節 危険物応急対策

カ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。

キ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

《区（関係部）》

ア 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- (ア) 住民に対する避難の指示
- (イ) 住民の避難誘導
- (ウ) 避難所の開設、避難住民の保護
- (エ) 情報提供、関係機関との連絡

《警視庁》

- ア ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- イ 区長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、または区長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- ウ 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- エ 避難路の確保及び避難誘導を行う。

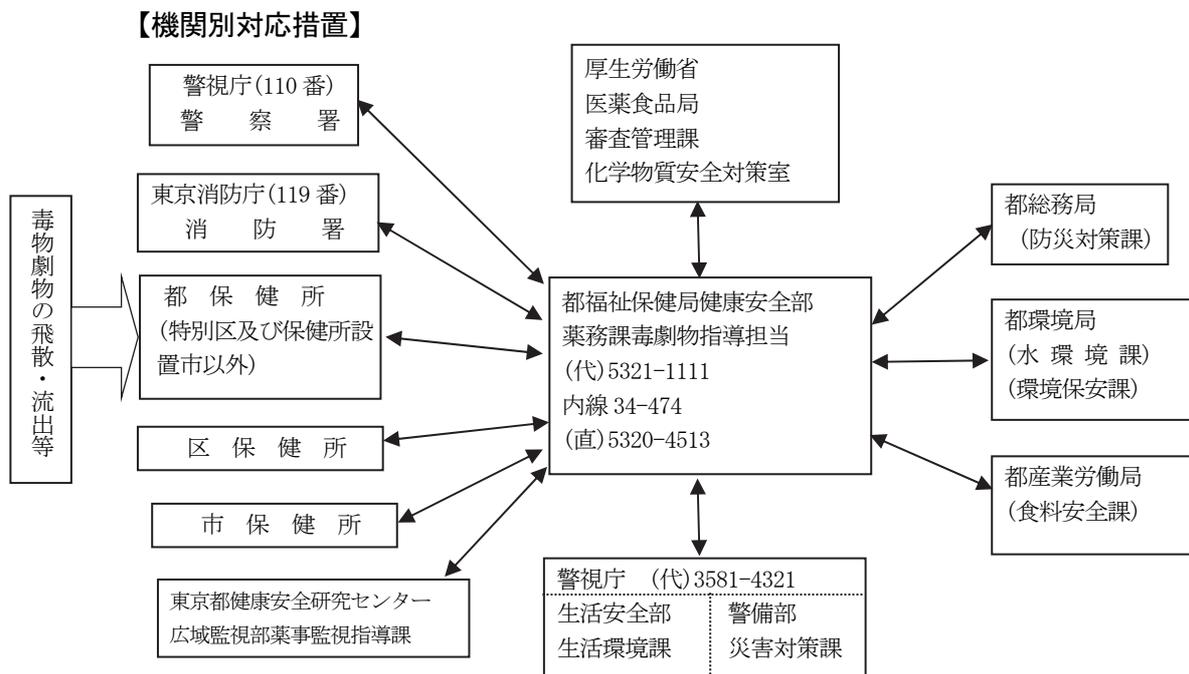
《東京消防庁》

- ア 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報
- イ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区へのその内容の通報
- ウ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制
- エ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

《事業者等》

ア 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(5) 毒物・劇物取扱施設の応急措置



《区（関係部）》

- ア 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。
- イ 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。
- ウ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係わる災害情報の収集、伝達に努める。

《警視庁》

- ア 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- イ 区長が避難の指示を行うことができないと認めるとき、または区長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- ウ 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- エ 避難路の確保及び避難誘導を行う。

《東京消防庁》

- ア 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報
- イ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区へのその内容の通報
- ウ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制

《都（下水道）》

- ア 事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。
- イ 関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係わる災害情報の収集、伝達に努める。

《事業者等》

- ア 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(6) 化学物質関連施設の応急措置

《区（関係部）》

ア 化学物質対策

適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、関係機関に情報を提供する。

イ PCB対策

PCB保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏洩している機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及びPCB汚染状況を表示するよう指示する。また、関係機関に情報を提供する。

《都（環境局）》

ア 化学物質対策

被災状況により、区と連絡調整を行い、適正管理化学物質取扱事業者に関する情報収

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策

第4節 危険物応急対策

集を行うとともに、必要に応じて関係機関に情報を提供する。

イ PCB対策

被災状況により、区と連絡調整を行い、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省廃棄物・リサイクル対策部へ報告する。

《事業者等》

ア 化学物質対策

適正管理化学物質取扱事業者は、事故により危険が想定される場合は速やかに区及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

イ PCB対策

発災によりPCB機器が破損・漏えいしている場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(7) 放射線等使用施設の応急措置

《区（関係部）》

ア 関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

(ア) 住民の避難誘導

(イ) 情報提供、関係機関との連絡

イ 放射線源の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の措置がとれるよう使用者を指導する。

(ア) 施設の破壊による放射線の露出、流失の防止を図る点検要領と緊急措置

(イ) 放射線の露出、流出に伴う危険区域の設定及び被害の拡大防止、人命の安全確保に関する応急措置

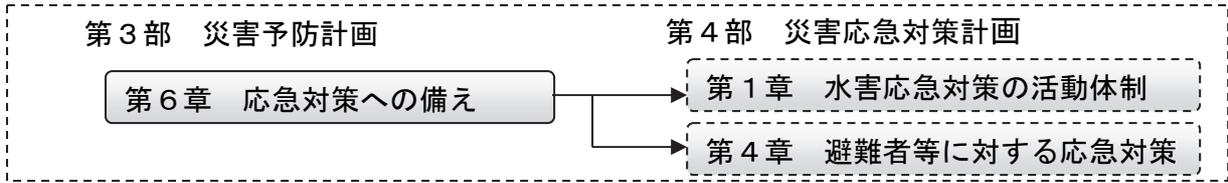
《東京消防庁》

ア 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置を講じるよう要請する。

(ア) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置

(イ) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

第4章 被災者等に対する応急対策



第1節 救出・救助活動

第1 対策内容と役割分担

救出・救助は、迅速に行うことが肝要であり、防災関係機関・防災区民組織（町会・自治会等）等は相互に連携し、全力をあげて被災者を救助する。その際、要配慮者の救出・救助活動を重視する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、都市建設部）	<p>(1) 区は、都、他区、指定地方行政機関等、区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。</p> <p>(2) 災害対策本部は、被害状況と防災関係機関の動きを把握し、優先順位に応じた資源配分のコントロールと防災関係機関の全体調整を実施し、区内の防災関係機関だけで対応しきれないときは、自衛隊（都知事を通じて要請）、周辺自治体、ボランティア等に対し、速やかに応援を依頼</p> <p>(3) 被災情報については、情報収集指令室にて収集分析等を行う。</p> <p>(4) 必要に応じてドローンを活用し、リアルタイムの映像や画像により状況を把握</p> <p>(5) 救出・救助については区（救出部）を設置し、対策にあたる。</p> <p>(6) 救急については区（救急部）を設置し、対策にあたる。</p>
都本部	<p>(1) 救出・救助活動及び応急対策に関し、総合防災部・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上保安庁を構成員とする救出・救助活動調整会議（仮称）を開催し、調整を図る。</p>
警視庁	<p>(1) 救出・救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。</p> <p>(2) 救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。</p> <p>(3) 救出・救助活動にあたっては、重機类等装備資機材等を有効に活用する。</p> <p>(4) 救出・救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。</p> <p>(5) 東京消防庁、自衛隊、防災区民組織（町会・自治会等）等と連携協力し、救出・救助に万全を期する。</p>
東京消防庁	<p>(1) 災害の規模等に応じ、所定の計画に基づき部隊を運用する。</p> <p>(2) 警視庁、自衛隊、東京DMAT、消防団、防災区民組織（町会・自治会等）等と連携・協力し、救出・救助に万全を期する。</p>

第4章 被災者等に対する応急対策

第1節 救出・救助活動

機 関 名	対 策 内 容
	(3) 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、防災関係機関との情報交換等を行う。
消防団	(1) 情報収集、消防署隊への応援、救出・救助、避難場所の防護など
東京消防庁災害時支援ボランティア	(1) 消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを実施
防災機関	(1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、所管に係わる災害応急対策を実施 (2) 必要な組織を整備、職員の配置及びサービスの基準を定める。
自衛隊	(1) 知事からの派遣要請等に基づき、部隊を派遣 主な活動は次のとおり ・空地からの被害状況の把握と関係機関への情報提供 ・被災者の救出・救助活動 ・行方不明者等の搜索援助 ・人員及び物資の緊急搬送 ・応急医療、救護及び防疫 など
防災区民組織（町会・自治会等）	(1) 発災直後から自主的に救出・救助活動を実施 (2) 要配慮者の救出・救助活動を重視
区民、自衛消防隊	(1) 救出・救助活動の実施等
足立建設業協会 東京土建足立支部	(1) 災害対策本部の要請に基づき、救出・救助活動を支援

第2 詳細な取組内容

《区（関係部、救出部）・防災関係機関等》

1 区（救出部）の活動

- (1) 災害発生後、速やかに救出部を設置し、関係各機関の救出・救助活動の調整を行う。
区の主担当は都市建設部とし、救出部の管理・運営、関係機関との連絡調整にあたる。

【救出・救助実施主体】

区（救出部）	救 出 活 動 の 全 体 調 整	
区主担当	区（都市建設部）	(1) 区（救出部）の管理・運営 (2) 情報収集 (3) 全体調整 (4) 救出活動計画 (5) 救出・救助活動行方不明者の搜索
主 担 当	警視庁	(1) 救出・救助活動 (2) 行方不明者の搜索
	東京消防庁	(1) 救出・救助活動、搬送
担 当	自衛隊	(1) 救出・救助活動、搬送 (2) 行方不明者の搜索

区(救出部)	救出活動の全体調整	
支援機関	東京都災害対策本部	(1)救出・救助活動調整支援
	消防団	(1)救出・救助活動 (2)負傷者等搬送支援 (3)行方不明者の捜索
	防災区民組織(町会・自治会等) 事業所自衛消防隊	(1)自主的な救出・救助活動、搬送 (2)要配慮者の救出・救助を重視(要配慮者施設における支援等) (3)行方不明者の捜索
	足立建設業協会 東京土建足立支部	(1)救出・救助活動支援

ア 区(救出部)は、発災後の初期段階において、警視庁、東京消防庁、区民事務所、区民等から情報収集指令室に集められた救出・救助要請情報を集約する。

イ 災害対策本部長は、区の救出能力を超えると判断したときは、速やかに都知事を通じ、自衛隊等の応援を要請する。

ウ 緊急を要し、都知事を経由するいとまがない場合は、直接自衛隊に対して被災状況等の通報を行い、事後速やかにこれを都知事に要請する。

エ 区(都市建設部)は、区(救出部)の活動方針及び部別行動計画に基づき、区民との協働のもと救出・救助活動を実施・支援する。

オ 警視庁、東京消防庁及び消防団は、通報及び警戒活動によって覚知した救出現場において、救出・救助活動を行う。また、救出した者を、医療機関または医療救護所へ搬送する。

カ 警視庁及び東京消防庁は、救出・救助活動等で得た情報について、本部派遣員等を通じて区(救出部)に連絡する。

キ 各救出部隊は、災害現場において救出した負傷者に対し、応急救護処置を行った後、病院・医療救護所等へ速やかに搬送する。

ク ヘリコプター・船舶による搬送基地は、資料編震災編 第20「ヘリコプター災害時臨時離着陸場所適地」、第21「舟艇等の接岸可能地点一覧」(P.65)を参照とする。

ケ 各救助隊は、災害現場における周辺住民及び事業所等に対し、行方が確認できない者に関する聞き込み調査など捜索活動を継続して行い、行方不明者の発見に努める。

《警視庁》

- 1 警視庁は、警視庁管内に災害が発生した場合、警備本部を設置して指揮体制を確立する。
- 2 各警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。
- 3 機動隊、及び警察災害派遣隊は、最高警備本部長(警視総監)の指揮のもと、被害状況等に応じた活動を実施する。

第4章 被災者等に対する応急対策

第1節 救出・救助活動

- 4 交通機動隊及び高速道路交通警察隊は、速やかに道路の被災状況及び道路交通状況の視察を行うとともに、警察署と連携して交通規制を実施する。
- 5 警視庁本部部隊は、最高警備本部長の命により激甚被災地等に出動し、警備にあたる。
- 6 災害により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。
 - (1) 被害実態の把握及び各種情報の収集
 - (2) 交通規制
 - (3) 被災者の救出・救助及び避難誘導
 - (4) 行方不明者の搜索及び調査
 - (5) 遺体の調査等及び検視
 - (6) 公共の安全と秩序の維持
- 7 災害が発生した場合、被災地の治安維持に万全を期するため、総力をあげて必要な装備資器材の整備を図る。

《東京消防庁》

1 救助体制の整備

- (1) 災害発生時、迅速に救助活動を行うため、特殊車両や重機等の資器材を備えた消防救助機動部隊等を整備し、救助体制の強化を図る。
- (2) 災害時に使用する建設資器材及び船艇等については、関係事業所協定に基づく迅速な調整及び事前協議により調達計画を確立する。
- (3) 災害現場において東京DMA Tと連携した救助及び傷病者の救護体制を確立する。

2 救急体制の整備

- (1) 救急活動を効率的に行うため救急車等の増強を図り、風水害により発生する傷病者に対する搬送体制を強化する。
- (2) 重症度、緊急度の高い傷病者の救命効果を高めるため、救急救命士の人員確保及び高度救急資器材の整備を行い、現場救護所等における救急活動の充実を図る。
- (3) 傷病者の搬送を効率的に行うため、「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」等を活用し、医療情報収集体制を強化する。
- (4) 東京民間救急コールセンター登録事業者協議会、タクシー事業者(サポートCab)等と連携し、多数傷病者の搬送補完体制を確立する。

3 救助・救急資器材等の整備

- (1) 多種多様な救助・救急事象に対応するため、救助車、資材搬送車、高規格救急車等の整備など、計画的に消防機動力の整備増強を図る。
- (2) 災害が予想される地域の消防署、消防出張所を優先的に、救助・救急及び消防活動を行うための資器材等について整備増強を図る。
- (3) 現場救護所等における救急活動を充実させるため、高度救急資器材、非常用救急資器材等の整備増強を図る。

第4章 被災者等に対する応急対策

第1節 救出・救助活動／第2節 医療救護・患者搬送・医薬品調達

《消防団》

- 1 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に情報を伝達する。
- 2 所轄消防署の消防署隊応援要員として、活動障害排除等の活動を行う。
- 3 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- 4 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡を取りながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

《東京消防庁災害時支援ボランティア》

- 1 東京消防庁管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、及び大規模な自然災害や大規模な事故が発生した場合、活動できる準備をしたうえで、あらかじめ登録した部署へ自発的に参集し、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを実施する。

《自衛隊》

- 1 区（救出部）と調整のうえ、救出・救助活動を実施する。

《防災区民組織（町会・自治会等）》

- 1 災害発生直後から自主的に救出・救助活動を行う。
- 2 要配慮者施設の救出・救助活動を支援する。

《区民》《自衛消防隊》

- 1 救出・救助活動を行う。

《足立建設業協会》《東京土建足立支部》

- 1 災害対策本部の要請に基づき、救出・救助活動を支援する。

第2節 医療救護・患者搬送・医薬品調達

第1 医療情報の収集伝達体制

1 対策内容と役割分担

区は、医療機関の被害状況や活動状況、必要に応じて設置する緊急医療救護所の情報等について迅速かつ的確に把握する。

機 関 名	活 動 内 容
区（危機管理部、衛生部）	(1) 災害対策本部下に区（医療部）を設置し、各医療関係機関の情報収集、連絡調整を行う。 (2) 情報収集指令室の情報をもとに、区内の関係機関負傷者集中状況把握 (3) 医師会等の協力を得て、医療機関の応急救護実施状況、対応能力、人的・物的被害状況を把握し、東京都医療対策拠点等へ報告 (4) 区（医療部）は、足立区医師会及び区災害医療コーディネーター（※7 資料編震災編 第71「用語解説」（P.215）を参照。本章において、以下同様。）等と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診

第4章 被災者等に対する応急対策
第2節 医療救護・患者搬送・医薬品調達

機 関 名	活 動 内 容
	療所及び薬局)の被災状況や活動状況等を把握し、区東北部二次保健医療圏の医療対策拠点(東京都地域災害医療コーディネーター※6)に報告 (5)緊急医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知 (6)地域住民に対する相談窓口の設置
都(福祉保健局)	(1)区、東京消防庁、東京都医師会、東京都歯科医師会及び東京都薬剤師会等関係機関と連携し、都災害医療コーディネーター(※5)を中心に被害状況及び活動状況等を集約 (2)都地域災害医療コーディネーターは、医療対策拠点において各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、都災害医療コーディネーターと情報を共有化 (3)医療機関の被害状況及び活動状況等について、医療対策拠点や区と情報共有 (4)各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報
東京都医師会 東京都歯科医師会 東京都薬剤師会	(1)被害状況及び活動状況等を把握し、都へ報告
避難所	(1)避難所において傷病者を把握し、必要に応じて、区災害対策本部等へ報告

2 詳細な取組内容

《区(危機管理部、医療部)》

- (1) 衛生部は発災後速やかに区(医療部)を、衛生部指定場所に設置し、各医療関係機関の情報収集、連絡調整等の運営にあたる。
- (2) 東京都、日本赤十字社等の医療救護班の活動拠点及び災害薬事センターは、区(医療部)におく。
- (3) 区医師会及び区災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、また、情報収集指令室の情報をもとに速やかに人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況、区内の主要病院、避難場所、災害現場等への負傷者集中状況等を把握する。区災害医療コーディネーターは、足立保健所長及び区長(災害対策本部長)が指定する医師とする。
- (4) 足立区医師会等の協力を得て、医療機関の応急救護実施状況、対応能力、人的・物的被害状況について把握する。
- (5) 収集・把握した医療情報を関係機関に提供する。
- (6) 各関係機関でも上記情報について、情報収集・把握を行い、区(医療部)と情報共有する。
- (7) 上記情報について、区医療部から区東北部の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。
- (8) 緊急医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を区民に周知する。

第4章 被災者等に対する応急対策
第2節 医療救護・患者搬送・医薬品調達

第2 医療救護活動

1 対策内容と役割分担

機 関 名	活 動 内 容
区（衛生部）	<p>(1)区（衛生部）は、部別行動及び区（医療部）の管理・運営、情報収集、全体調整を実施</p> <p>(2)区災害医療コーディネーターの助言を受け、区内の医療救護活動等を統括・調整</p> <p>(3)災害拠点病院（※2）等の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営</p> <p>(4)医療救護活動拠点を設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整</p> <p>(5)足立区医師会、足立区歯科医師会、足立区薬剤師会、東京都柔道整復師会足立支部との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請</p> <p>(6)医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都に対し応援を要請</p>
都（福祉保健局）	<p>(1)医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整</p> <p>(2)都災害医療コーディネーターの医学的な助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整</p> <p>(3)医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請</p> <p>(4)災害現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京DMAT（※1）を派遣</p> <p>(5)医療対策拠点を通じて区から要請があった場合、または都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会、日本赤十字東京都支部、災害拠点病院などが編成する都医療救護班等を派遣</p> <p>(6)九都県市相互応援協定等に基づいて、医療救護班や他県DMATなど医療チームの派遣を要請し、受入体制を確立 （二次保健医療圏）</p> <p>(1)基幹災害拠点病院を含む地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置</p> <p>(2)東京都地域災害医療コーディネーターは、都職員とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整</p> <p>(3)東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整</p> <p>(4)都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市町村を支援</p>
東京消防庁	<p>(1)可能な範囲で救急隊を派遣</p> <p>(2)東京DMATと連携して、救命処置等を実施</p>
足立区医師会	<p>(1)区から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、医療救護班としての活動等を実施</p> <p>(2)災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに医療救護活動を実施することが出来る。</p>

第4章 被災者等に対する応急対策
第2節 医療救護・患者搬送・医薬品調達

機 関 名	活 動 内 容
足立区歯科医師会	(1)区から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、歯科医療救護班としての活動等を実施
足立区薬剤師会	(1)区から「災害時の救護活動についての協定」に基づく薬剤師の派遣要請があった場合は、区薬剤師班としての活動等を実施 (2)救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 (3)救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理
日本赤十字社	(1)都からの要請または自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力 (2)医療救護班は、都と締結した「災害救助またはその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、都医療救護班として医療及び助産救護活動等を実施 (3)血液救護班を設置し、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を実施
東京都柔道整復師会足立支部	(1)区から「災害時における応急救護活動についての協定書」に基づく協力要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供等医療救護活動等に協力 (2)救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施
自衛隊	(1)医療活動実施・支援
医療ボランティア	(1)ボランティアの資格等によって部門ごとに各業務に協力

2 詳細な取組内容

(1) 区（医療部）及び区災害医療コーディネーターの活動

ア 区（医療部）は、区災害医療コーディネーターの助言を受け、緊急医療救護所の開設支援、医療救護班の編成・派遣、応援医療機関受け入れ、調整、医薬品の調達、運搬等、医療救護活動等を統括・調整する。

イ 多数負傷者の発生を確認した場合は、災害対策本部長の決定により、速やかに足立区医師会へ出動要請を行い、医療救護班を多数負傷者の発生箇所へ派遣する。

ウ 災害対策本部長の決定により、必要に応じて足立区薬剤師会に薬剤師の派遣を要請する。

エ 災害対策本部長の決定により、必要に応じて東京都柔道整復師会足立支部に柔道整復師の派遣を要請する。

オ 災害救護の必要があると認めたときは、災害対策本部長の決定により、東京都災害対策本部（福祉保健局）に、医療救護について、迅速にその出動を要請する。

カ 応援医療関係者の受け入れ、医療救護班の再編成、医薬品の供与、派遣先の割り振り、地理案内等の活動調整を実施する。

キ 災害対策本部長は必要に応じ、都以外の区協定自治体及び東京都災害対策本部を通じ自衛隊に医療救護について出動を要請する。

(2) 緊急医療救護所及び医療救護所の設置

ア 災害対策本部長は、超急性期（6～72時間）においては、災害拠点連携病院（※

第4章 被災者等に対する応急対策
第2節 医療救護・患者搬送・医薬品調達

3)、災害拠点病院等の近接地等に主に傷病者のトリアージを行うための緊急医療救護所を設置する。

(3) 医療救護班等の編成及び対応

- ア 応援医療救護班の活動拠点は、区医療部におく。
- イ 医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等または負傷者が殺到する病院等の近接地等に設置する緊急医療救護所を中心とする。
- ウ 足立区医師会は、災害対策本部長からの要請に基づき、医療救護班を編成・派遣する。医療救護班の編成は、原則として医師1名、看護師1名、補助その他若干名を1班とする。また、災害対策本部長は、必要に応じて足立区歯科医師会に歯科医療救護班の派遣を要請する。
- エ 足立区薬剤師会は、区から要請があったときは、迅速に緊急医療救護所に出勤し、足立区医師会医療救護班の編成下に入り、応急薬剤支援を実施する。
- オ 東京都柔道整復師会足立支部は、区から要請があったときは、迅速に緊急医療救護所に出勤し、足立区医師会医療救護班の編成下に入り、応急救護を実施する。

【医療救護班等の活動内容】

区 分	内 容
医療救護班	(1) 傷病者に対する応急処置 (2) 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 (3) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療 (4) 助産救護 (5) 死亡の確認 (6) 以上のほか、状況に応じて医療活動や遺体の検案に協力する。
歯科医療救護班	(1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 (2) 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 (3) 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師班	(1) 緊急医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 (2) 緊急医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理 (3) 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援

第3 負傷者等の搬送体制

1 対応内容と役割分担

機 関 名	内 容
区(関係部、衛生部)	(1) 被災現場から緊急医療救護所まで搬送。ただし、傷病者が集中し、緊急医療救護所の搬送が困難な場合、関係機関と協議し、適宜別の搬送先へ搬送する。

第4章 被災者等に対する応急対策
第2節 医療救護・患者搬送・医薬品調達

機 関 名	内 容
	(2)区が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送 (3)搬送は、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。 (4)区(医療部)は、搬送活動及び情報収集、全体調整を実施
都(総務局)	(1)災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、「九都県市災害時相互応援協定」に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請
都(福祉保健局)	(1)東京消防庁等の関係機関と調整して、搬送手段を確保 (2)その他協定締結団体等による重傷者等の広域搬送を実施 (3)災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、都は「九都県市災害時相互応援協定」に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請
警視庁	(1)ヘリコプター等を活用し、航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)等へ搬送
東京消防庁	(1)搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。 (2)負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、関係機関と連携して行う。
自衛隊	(1)ヘリコプター等を活用し、航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)等へ搬送
足立区医師会	(1)患者搬送
足立区民間業者 民間輸送業者 医療ボランティア	(1)患者搬送

2 業務手順

- (1)搬送は、原則として被災現場から緊急医療救護所までは区が対応し、緊急医療救護所から災害拠点病院等の医療機関までは都と連携し対応する。
- (2)緊急医療救護所の責任者は、災害拠点病院等に収容すべき傷病者がいる場合には、区等に搬送を要請する。

3 詳細な取組内容

- (1)負傷者の搬送
 - ア 都及び区は、搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保する。
 - イ 負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、都(福祉保健局)及び区が、東京消防庁等の関係機関と連携し、車両・ヘリコプター・船舶等により行う。
 - ウ 都本部に集まる道路障害物除去情報及び警視庁並びに東京消防庁のヘリコプター

第4章 被災者等に対する応急対策
第2節 医療救護・患者搬送・医薬品調達

が収集した道路交通情報を効果的に活用し、搬送路を決定する。

エ 医療救護所等におけるトリアージの結果、災害拠点病院等に収容すべき傷病者がいる場合には、東京消防庁の救急車、民間救急車等による陸路での搬送や、警察、消防、自衛隊及び民間のヘリコプター等による空路での搬送を、緊急に実施する。災害対策本部は、速やかに使用可能なヘリポートの位置を確認し、関係機関に周知する。なお、搬送が必要だが、救急車によらなくても対応可能な負傷者については、協定等に基づき確保するバス・タクシー事業者の車両等により搬送する。

オ 患者の搬送先は、東京都内、埼玉県、千葉県等の広域に及ぶ可能性が高いので、区（医療部）は、東京都災害対策本部（福祉保健局）、都災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター、東京消防庁等と密接な連絡を取りつつ、搬送先を決定する。

(2) 医療スタッフの搬送

ア 区が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として区が対応する。

イ 都が派遣する都医療救護班等の搬送は、都が対応する。

ウ 都医療救護班等の搬送にあたって、既に締結している関係機関との協定に基づき、バス、船舶、トラック等による搬送を活用する。

第4 保健衛生体制

1 対策内容と役割分担

医療・保健・福祉等関係機関と連携し、被災生活を支える広域的なネットワーク体制を確立する等、地域住民の生活全体を視野に入れ、心身ともに健康な生活が営まれるように、中長期にわたる予測性を考慮した継続的な活動を行う。また、住民自身が復旧・復興への意欲を高める働きかけを目指す。

ライフラインが寸断された場合、飲料水や食品の衛生を保つことが困難となるため、被災地や避難所での飲料水の消毒や食品の取扱い等、衛生状態を確保するための巡回指導及び周知を図る。

機 関 名	対 策 内 容
区（衛生部）	(1)保健活動班を編成し、被災住民に対する健康に関する相談を実施 (2)都（福祉保健局）と協議のうえ、必要に応じて応援協定に基づき、他縣市に保健活動班の派遣を要請 (3)派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保 (4)「食品環境衛生指導・消毒班」（以下「衛生・消毒班」という。）を必要に応じて編成 (5)東京都獣医師会との連携による動物救護所の設置 (6)飼い主の不明な飼養動物や負傷動物の一時保護 (7)避難所における飼養動物の同行避難についての指導・助言 (8)被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力
都（福祉保健局）	(1)区における保健活動班の活動を支援 (2)区が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援

第4章 被災者等に対する応急対策
第2節 医療救護・患者搬送・医薬品調達

機 関 名	対 策 内 容
	(3)関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。 (4)区と協議のうえ、必要に応じて応援協定に基づき、他縣市に保健活動班の派遣を要請 (5)「環境衛生指導班」を必要に応じて編成し、区の要請に基づき派遣 (6)「食品衛生指導班」を必要に応じて編成し、区の要請に基づき派遣 (7)関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 (8)負傷または放し飼い状態の被災動物の保護

2 業務手順

(1) 区は、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。また、衛生監視職の職員による衛生・消毒班を編成し、衛生管理指導にあたる。

3 詳細な取組内容

(1) 保健活動

《区（衛生部）》

ア 保健所は、保健活動班を編成し、避難所、被災地内住居等を巡回し、区民の健康状況を把握し、妊産婦・乳幼児の救護、要配慮者相談等を実施する。

なお、保健活動班の編成は、状況にあわせて保健所長が必要とする職種、職員をもって構成する。

イ 保健活動班は、衛生・消毒班と連携し、避難所等の健康管理、感染症予防、栄養対策、口腔ケア対策、衛生管理に関する活動を行う。

ウ 保健活動班は、災害活動の方針決定に向けて情報を収集する。

エ 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

(2) こころのケア

《区（衛生部）》

ア 避難所における健康相談、家庭訪問等でこころのケアについての情報を収集し、対策を検討する。

イ 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。

ウ 被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。

エ 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

《都（福祉保健局）》

ア 避難所や住宅等での精神疾患の発症・急変への対応等を行うため、巡回精神相談チームを編成し、保健活動班と連携を図りながら、必要に応じて避難所等へ派遣する。

イ 都全体の精神保健に関する情報を収集し、速やかに区へ提供する。

ウ 東京都全域及び区間の精神保健医療に関する連絡調整を行う。

(3) 在宅難病患者への対応

ア 都は、区からの要請に応じ、医療機関及び他縣市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

(4) 在宅人工呼吸器使用者への対応

《区（衛生部）》

ア 区等（「災害時個別支援計画」で定めた安否確認を行う機関）は「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」をもとに「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

イ 人工呼吸器使用者及び家族に地域被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

ウ 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

《都（福祉保健局）》

ア 区からの要請に応じ、人工呼吸器使用者の支援について、医療機関及び他縣市等と調整に努める。

(5) 透析患者等への対応

ア 医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、必要に応じて搬送手段を構築する。

(6) 要配慮者への支援

ア 妊産婦、乳幼児、精神障がい者等要配慮者の支援に努める。

(7) 被災動物の保護

《区（衛生部）》

ア 東京都獣医師会と連携し動物救護体制を検討する。

イ 東京都獣医師会と協働し動物救護所を設置する。

ウ 飼い主の不明な飼養動物や負傷動物の一時保護を行う。

エ 避難所における飼養動物の同行避難についての指導・助言を行う。

オ 被災動物の保護に関し、都、関係団体等に協力する。

《都（福祉保健局）》

ア 負傷または放し飼い状態の被災動物を保護する。

イ 関係団体等と協働し、「動物救援本部」を設置する。

ウ 浄水場（所）・給水所の給水拠点において、都（水道局）は、拠点ごとにあらかじめ要員を指定しており、災害時にはこれらの要員等と区が連携して、迅速な応急給水を実施する。

エ 車両輸送を必要とする後方医療体制に含まれる医療施設等については、給水タンク、角形容器等の応急給水用資器材を活用し、都（水道局）保有車両及び雇上車両等によって輸送する。

第4章 被災者等に対する応急対策

第3節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

第3節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

第1 対策内容と役割分担

行方不明者の捜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、都と区は連携して遺体収容所の確保を図り、火葬手続を迅速に実施する。

【実施主体】

全体主担当	区（救出部）	全体調整
主 担 当	警視庁	(1)遺体搬送 (2)検視 (3)身元確認
区 主 担 当	区（地域のちから推進部）	(1)連絡調整統括 (2)遺体搬送の調整 (3)遺体安置所の設置 (4)遺体収容所の設置準備・開設
支 援	区（都市建設部）	(1)救出現場からの遺体搬送
	自衛隊	(1)遺体搬送
支 援 機 関	都（福祉保健局）、 監察医務院	(1)検案班派遣 (2)検案
	区（総務部）	(1)ドライアイス及び柩等の調達
	区（区民部）	(1)ドライアイス及び柩等の輸送 (2)死体火葬許可証の発行
	区（福祉部）	(1)身元不明遺骨・遺留品の引取調査及び保管
	足立区医師会 一般社団法人全国霊柩自動車協会	(1)検視・検案の協力 (1)遺体搬送

1 行方不明者の捜索についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)関係機関と連携し、行方不明者の捜索の総括及び遺体の収容を実施
都（総務局）	(1)関係機関と連絡調整を行う。
警視庁	(1)救出・救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 (2)区と協力し、行方不明者の捜索及び遺体の収容を行う。 (3)各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施 (4)身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。
自衛隊	(1)都の要請に基づき、行方不明者等の救出・救助を実施、救出・救助活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。

第4章 被災者等に対する応急対策

第3節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

- ※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者も含む。
- ※ 上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、区に連絡する。なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

2 遺体の搬送（遺体収容所まで）についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
区（地域のちから推進部）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 遺族等による搬送が困難な遺体の搬送に関する調整 (2) 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。 (3) 都及び警視庁と連携のうえ、遺体収容所における検視・検案体制を整備 (4) 遺体の腐敗防止の対策を徹底
区（関係部）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区は、都（総務局）と協議し、都（各部局）、警視庁、関係機関及びボランティア等の協力を得て、作業員の雇上げ、機械器具の借上げ等の方法を講じ、遺体の捜索を実施 (2) 捜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。 ただし、災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を捜索する必要がある場合は、捜索の期限内（10日以内）に次の事項を明らかにして、都知事に申請する。 ア 延長の期間 イ 期間の延長を要する地域 ウ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること） エ その他（延長することによって捜索されるべき遺体数等） (3) 救出隊は、発見した遺体を遺体安置所に搬送 (4) 避難所等に安置されている遺体は、区（地域のちから推進部）が遺体安置所に搬送 (5) 区（地域のちから推進部）は、遺体安置所に搬送された遺体の氏名等を区（救出部）に報告 (6) 区（総務部）は、区（地域のちから推進部）の要請に基づき、遺体収容のためのドライアイス及び柩を調達し、区（区民部）は、これを遺体安置所に搬送 (7) 輸送手段等の確保に際し、必要に応じて一般社団法人全国霊柩自動車協会に要請 (8) 区（地域のちから推進部）は、遺体処理票及び遺留品処理票（資料編震災編 第41「遺体処理関係様式」P.116）を作成し、整備する。
都	<ul style="list-style-type: none"> (1) 遺体収容所の開設状況の情報を収集 (2) 区長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援
都（総務局）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区及び関係機関等との連絡調整を実施 (2) 状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。 (3) 区からの協議に基づき、遺体の捜索について関係機関との連絡調整にあたりるとともに、捜索作業が円滑に実施できるよう支援

第4章 被災者等に対する応急対策

第3節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

機 関 名	対 策 内 容
警視庁	(1) 都本部のもと、遺体収容所の開設状況の情報を収集 (2) 遺体取扱対策本部を設置し、検視班等の編成及び派遣命令 (3) 救出・救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 (4) 区と協力し、遺体の捜索・収容を実施 (5) 各警察署において、行方不明者の届出受理の適正を期すとともに、情報の入手に努め、調査を実施 (6) 身元不明遺体については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の確認に努める。

3 遺体収容所の設置とその活動についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
区（地域のちから推進部）	(1) 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施し、順次開設 (2) 都及び警視庁に開設状況を報告するとともに、住民等へ周知 (3) 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請 (4) 遺体収容所に管理責任者を配置し、都等と連絡調整を実施したうえで、遺体収容所における検視・検案体制を整備 (5) 遺体の腐敗防止の対策を徹底
都	(1) 区から遺体収容所の開設、運営に関する情報を収集 (2) 区長からの要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援
警視庁	(1) 都本部のもと、遺体収容所の開設状況の情報を収集 (2) 遺体取扱対策本部を設置し、検視班等の編成及び派遣命令

4 検視・検案・身元確認等についての取組内容

(1) 都・区等が行う対策

機 関 名	対 策 内 容
区（地域のちから推進部）	(1) 遺体収容所における検視・検案を含めた運営態勢の準備 (2) 区（地域のちから推進部）は、災害対策本部の指示に基づき、公共施設等に遺体安置所を開設 (3) 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定 (4) 警視庁及び都（福祉保健局）に対し、検視・検案班の遺体収容所への出動を要請
都（福祉保健局）	(1) 知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣し、遺体の検案等の措置を講ずる。 (2) 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、東京都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講ずる。 (3) 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請
監察医務院	(1) 警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整のうえ、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣

第4章 被災者等に対する応急対策
第3節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

機 関 名	対 策 内 容
	(2) 検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施 (3) 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。 (4) 大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。
警視庁	(1) 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣 (2) 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整のうえ、監察医務院長に検案を要請する。 (3) 検視班は、検視規則、死体取扱規則及び「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。

(2) 協力機関が行う対策

関係機関が協力する検視・検案活動は、警視庁及び都（福祉保健局（監察医務院））の検視・検案責任者の指揮に基づいて活動する。

機 関 名	対 策 内 容
東京都医師会	(1) 都の要請に応じて、遺体の検案に協力
東京都歯科医師会	(1) 都及び警視庁の要請に応じて、遺体の身元確認に協力
日本赤十字社	(1) 都の要請に応じて、遺体の検案に協力
日本法医学会	(1) 都の要請に応じて、検案医の確保・派遣に協力

(3) 身元確認に関する機関別活動内容

機 関 名	対 策 内 容
区（地域のちから推進部）	(1) 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。 (2) 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 (3) 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。
警視庁	(1) 「身元確認班」は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。 (2) 身元が判明したときは、遺体を着衣・所持金品とともに「遺体引渡班」へ引き継ぐ。 (3) おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を区長に引き継ぐ。
東京都歯科医師会	(1) 警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣 (2) 身元確認班（歯科医師班）は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事

第4章 被災者等に対する応急対策

第3節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

5 区民への死亡者に関する情報提供についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
区（地域のちから推進部、関係部）	(1)大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携し、区庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設、地域住民等への情報提供等を行う体制を準備する。
都	(1)大規模災害発生時における遺体の引き渡し等を円滑に実施するため、警視庁、区及び関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、区民に速やかに提供する。

6 遺族への遺体の引き渡しについての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
区（地域のちから推進部）	(1)警視庁や関係機関と連携し、警視庁「遺体引渡班」の指示に従い、遺族への遺体の引渡しを実施
警視庁	(1)区や関係機関と連携し、遺族への遺体の引渡しを実施

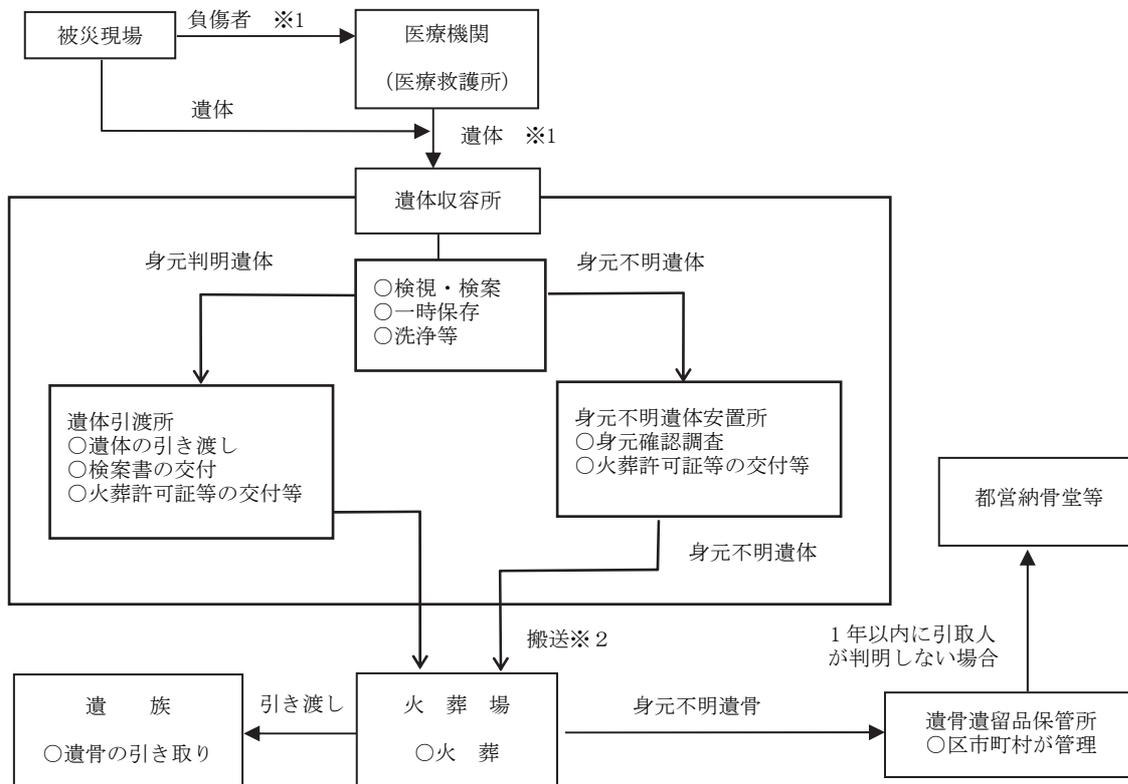
7 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
区（区民部）	(1)遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。 (2)死亡届を受理後、速やかに火葬許可証または特例許可証を発行する。
都	(1)区に対して、必要な支援措置を講ずる。

第4章 被災者等に対する応急対策
 第3節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

第2 業務手順

【遺体取扱いの流れ】



- ※1 警視庁は、区が実施する遺体の搜索・収容等に協力
 自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救出・救助活動を行い、遺体については関係機関へ引き継ぐ。
- ※2 区の要請に基づき、都（福祉保健局）が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請する。

【遺体の搜索期間と国庫負担】

遺体の搜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、厚生省告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下表のとおり定められている。

区分	内容
搜索の期間	災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣(区長の場合は知事)に申請する。 ・延長の期間 ・期間の延長を要する地域 ・期間の延長を要する理由(具体的に記載すること。) ・その他(期間延長によって搜索されるべき遺体数等)

第4章 被災者等に対する応急対策
第3節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

区 分		内 容
国庫負担	対象となる経費	(1) 船舶その他搜索に必要な機械器具の借上費または購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費または購入費 (2) 搜索のために使用した機械器具の修繕費 (3) 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	(1) 金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	(1) 搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 (2) いずれも経理上、搜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上

区 分	内 容
遺体処理の期間	(1) 災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	(1) 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内(10日以内)に内閣総理大臣(区長の場合は知事)に申請する。
国庫負担の対象となる経費	(1) 遺体の一時保存のための経費 (2) 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

第4節 食料・生活必需品等の供給

第1 対策の方針

区は、災害により食料及び生活必需品等を確保できない被災者に対し、必要な食料等を供給する。

【消防署】

〔人材、車両、舟艇、資器材の配達・配分の実施主体〕

消防署は、水防資器材、舟車等、水災時に調達可能なものについては、それぞれ権限を有する者と協議し、迅速円滑な調達を行う。

第2 備蓄物資の供給

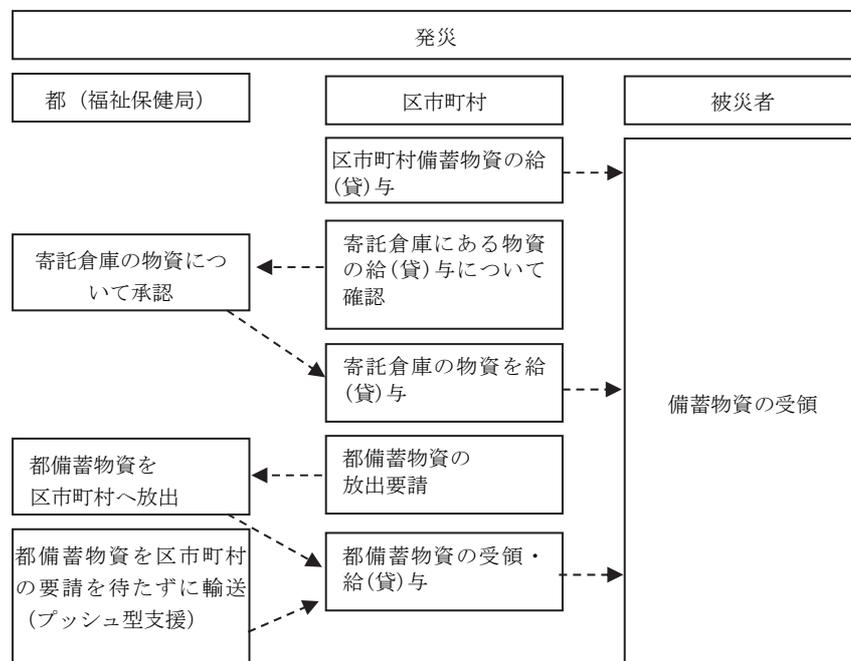
1 対策内容と役割分担

区は、災害により食料及び生活必需品等を確保できない被災者に対し、必要な食料等を供給する。

機 関 名	対 策 内 容
区(総務部、区民部、福祉部、環境部)	(1)備蓄物資を被災者へ給(貸)与
都(福祉保健局)	(1)都備蓄物資を区へ放出

2 業務手順

【備蓄物資供給の流れ】



<配布基準>

- (1) 配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。
- (2) ただし、この基準により難い事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定)は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む)を得て定める。

第4章 被災者等に対する応急対策

第4節 食料・生活必需品等の供給

3 詳細な取組内容

《区（総務部、区民部、福祉部、環境部）》

【食料・生活必需品等供給の実施主体】

	機 関 名	対 策 内 容
区主担当	区（総務部）	(1)人材、資器材等の調達・配分計画 (2)管理・運営統轄 (3)連絡調整 (4)調達・配分担当
支援機関	区（区民部）	(1)物資輸送
	日本通運株式会社 東京東支店	
	東京都トラック協会 足立支部	
	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城東支部	
	足立区商店街振興組合連合会	
	足立貨物運送事業協同組合	
	ボランティア	

※ 避難所備蓄物資は、避難所本部長の裁量で避難者に提供する。

(1) 食料の給与

ア 災害時における被災者への食料等の給与を実施する。

イ 災害救助法適用前の食料給与は、区がその責任において実施する。

「被災者」に対する食料等の給与の基準は、災害救助法に定める給与基準に準じて行う。

ウ 災害救助法適用後は、都知事（都災害対策本部長）の指示する給与基準による。

（資料編震災編 第58「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」P.192）

エ 被災者に対する食料の給与は、区が開設する避難所等において行う。

また、避難所備蓄物資は、避難所本部長の裁量で避難者に提供する。

オ 「被災者」に対する給食は、主として避難所に収容した者を対象に実施するが、自宅残留被災者にも及ぶように努める。

カ 被災者に食料等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。

キ 給食の順位は、原則として、①アルファ化米、クラッカー、②生パン、③米飯の順に行う。災害発生直後は、備蓄してあるアルファ化米、クラッカー等を供出する。

次いで、協定業者等から生パンを配給し、漸次可能な限り米飯の給食を行う。

ク 発災後一定程度時間が経過した段階で、米飯（弁当を含む）等を極力給与する。

ケ 備蓄物資（クラッカー等）として都（福祉保健局）が区に事前に配置してあるものは、都（福祉保健局）の承認を得て区が輸送し被災者に給与する。

ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告するものとする。

コ 必要に応じて、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、都（福祉

第4章 被災者等に対する応急対策

第4節 食料・生活必需品等の供給

保健局)に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

(2) 食料等必要量の予測

ア 区(総務部)は、災害対策本部がまとめた被災人口に基づき、区(衛生部)と協議のうえ、区内の応急食料給与が必要な被災者及び粉ミルクを必要とする乳児、特別食を必要とする要介護高齢者・病人等の食料必要量を予測する。

(3) 食料調達配分及び輸送計画

ア 総務部長は、上記予測及び福祉部長等の要請に基づき、区(衛生部)と協議のうえ、食料の調達・配分計画を定める。

イ 総務部長は、配分計画に基づき、輸送計画を定め、配分、輸送を実施する。また、その状況を区民部長に通知する。

(4) 食料供給広域応援の要請

ア 総務部長は、区内の備蓄等の飲食業だけでは不足すると判断した場合、災害対策本部を通じて、都及び周辺地方自治体等へ広域応援を要請する。ただし、発災後72間は、物流による道路混雑等で救出・救助活動に支障が出ないように十分注意する。

(5) 備蓄食料の輸送・配分

ア 区(区民部)は、備蓄倉庫内の備蓄食料及び調達した食料を、必要とする避難場所、または避難所等へ輸送する。

イ 避難所運営本部は、避難所内に備蓄、または搬入された食料を管理し、被災者に分配する。

(6) 生活必需品の給(貸)与

ア 被災世帯に対する生活必需品等の給(貸)与を実施する。なお、要配慮者が日常生活を営むうえで緊急に必要な物資は、優先して供給する。

イ 被災者に生活必需品等を給(貸)与する場合、災害救助法の定める基準に従って、配分方法等について定める。

ウ 被災した区において給(貸)与の実施が困難な場合、知事に応援を要請する。

エ 備蓄物資(毛布、敷物等)として、都(福祉保健局)が区に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て区が輸送し被災者に給(貸)与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。

オ 必要に応じて、東京都災害情報システム(D I S)への入力等により、都(福祉保健局)に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

(7) プッシュ型支援

都(福祉保健局)は、区の被災状況を鑑みて緊急を要し、区等の要請または要求を待ついとまがないと認められるときは、要請または要求を待たずに、必要な物資の供給など必要な措置(プッシュ型支援)を講じる。

第4章 被災者等に対する応急対策
第5節 人材・資器材等の調達、配分

第5節 人材、資器材等の調達、配分

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（各部、総務部）	(1)人材、資器材等の調達・配分

【人材、資器材等の調達・配分主体】

	機 関 名	対 策 内 容
区主担当	区（総務部）	(1)人材、資器材等の調達・配分計画 (2)管理・運営統轄 (3)連絡調整 (4)調達・配分担当
支援機関	区（区民部）	(1)人材、資器材等の輸送
	日本通運株式会社 東京東支店	
	東京都トラック協会 足立支部	
	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城東支部	
	足立区商店街振興組合連合会	
	足立貨物運送事業協同組合	
	ボランティア	

1 人材

(1) 労務に不足を生じる場合は、

ア 災害対策基本法第29条の定めるところにより、指定地方行政機関の長に対し、職員
の派遣を要請する。

イ 災害対策基本法第67条、地方自治法第252条の17により、他の市町村に応援を
求める。

ウ 労働者を雇用する。

(ア) 労働者の雇い上げは、公共職業安定所（労働出張所）と協力し、雑務や土木工
事の類似労働に耐えうる能力のある者を迅速、確実に雇い上げる。

(イ) 区は、雇用人員を一括して、財団法人城北労働・福祉センターに要請する。

(ウ) 区（区民部）は、労務確保の通報受理後、労働者輸送等の配車措置を行い、待
機場所において引渡しを受ける。

作業終了後は、待機所または適宜交通機関までの労働者の輸送について協力する。

(エ) 労働者の賃金は、区（政策経営部）があらかじめ予算措置を講じ、就労現場で、
作業終了後直ちに支払う。

(2) 区（各部）は、労力を必要とするときは、請求書（資料編震災編 第29「労働者供
給請求書様式」P.72）により、総務部長に要請する。

第6節 輸送車両の調達

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区(総務部、区民部)	(1)車両・舟艇の調達、配分 (2)独自に調達計画を立てる。所要車両が調達不能になった場合は、都(財務局)へ調達あっ旋を要請
都(財務局)	(1)物資等の輸送に必要な車両を調達
都(交通局、水道局、下水道局) 警視庁 東京消防庁	(1)独自に輸送手段の調達計画を立てる。
関東運輸局	(1)都(財務局)の要請に基づき、車両の調達あっ旋を行う。

第2 詳細な取組内容

《区(総務部、区民部)》

車両・舟艇等の調達・配分

- 1 区(総務部)は、災害応急対策活動に必要な人材、車両・舟艇等の調達、配分を行う。ただし、発災後72時間は、物流による道路混雑等で救出・救助活動に支障が出ないように十分注意する。

【車両・舟艇等の調達・配分主体】

	機 関 名	対 策 内 容
区主担当	区(総務部)	(1)人材、資器材等の調達・配分計画 (2)管理・運営統轄 (3)連絡調整 (4)調達・配分担当
支援機関	区(区民部)	(1)人材、資器材等の輸送
	日本通運株式会社 東京東支店	
	東京都トラック協会 足立支部	
	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城東支部	
	足立区商店街振興組合連合会	
	足立貨物運送事業協同組合 ボランティア	

(1) 車両

ア 必要な車両は、区保有車と緊急輸送業務に関する協定に基づき、東京都トラック協会足立支部・赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部・足立貨物運送事業協同組合より調達する。また、自動車販売会社、レンタカー会社等の民間からも調達する。

イ 区の所要車両が調達不能になった場合、都(財務局)へ調達あっ旋を要請する。

第4章 被災者等に対する応急対策

第6節 輸送車両の調達／第7節 備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分

ウ 輸送する内容に関し、次のように優先度を設ける。

- (ア) 消防、救出、医療活動
- (イ) 避難者等の輸送
- (ウ) 遺体の搬送
- (エ) 災害対策関係の資材、人員輸送
- (オ) 食料、飲料水、日用品等の物資輸送
- (カ) 復旧用資材、人員輸送
- (キ) その他

エ 区（各部）において車両を必要とするときは、請求書（資料編震災編 第28「車両調達請求書様式」P.71）により、車種、引渡場所、日時を明示のうえ、総務部長に請求する。

（注）災害時に交通規制が実施されたときは、最寄りの警察署から緊急車両の指定を受け、災害対策基本法施行規則第6条に基づく標章のマークを掲示して運行すること。

(2) 舟艇

ア 舟艇調達・配分については、区所有舟艇及び都からの受託舟艇により行う。また、民間からの調達も可能な限り行う。

【舟艇の保有数】

ローボート 36 艇（内訳：区所有 30 艇、都よりの受託 6 艇）

《東京消防庁》

- 1 東京消防庁は、資器材、舟車等、応急活動対策活動時に調達可能なものについては、それぞれの権限を有する者と協議し、迅速円滑な調達を行う。

第7節 備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（総務部、区民部、都市建設部）	(1) 備蓄物資の輸送 (2) 救援物資の輸送 (3) 物資集積所、地域内輸送拠点や防災倉庫での物資管理 (4) 物資の受領・仕分け・配分 (5) 輸送拠点の管理運営
区（関係部）	(1) 都（都災害対策本部）との連絡調整 (2) 他自治体との連絡調整
都（本部）	(1) 国（現地対策本部）、他道府県との連絡調整 (2) あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資調達を要請 (3) 広域輸送基地の開設 (4) 広域輸送基地での支援物資の受入れ・荷さばき等

第4章 被災者等に対する応急対策
第7節 備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分

機 関 名	対 策 内 容
都（福祉保健局、 港湾局）	(1) 広域輸送基地の開設 (2) 広域輸送基地での支援物資の受入れ・荷捌き等作業 (3) 広域輸送基地から地域内輸送拠点への輸送

第2 詳細な取組内容

《区（総務部、区民部、都市建設部）》

- 1 情報収集指令室は、都（都災害対策本部）及び他自治体との連絡調整を行い、区（総務部）は支援物資等について、食料・生活必需品等の供給体制に準じた配分等の計画を立てる。
- 2 避難所等における救援物資のニーズ把握や支給については、民間団体やボランティアと連携して、状況に即してきめ細かく行う。
- 3 区（区民部）は、備蓄倉庫及び物資集積所から避難所等への輸送を、東京都トラック協会足立支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部、足立貨物運送事業協同組合、ボランティア等の協力を得て行う。

【輸送の実施主体】

	機 関 名	対 策 内 容
区主担当	区（総務部）	(1) 人材、資器材等の調達・配分計画 (2) 管理・運営統轄 (3) 連絡調整 (4) 調達・配分担当
支援機関	区（区民部）	(1) 物資輸送
	東京都トラック協会足立支部	
	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城東支部	
	足立貨物運送事業協同組合	
	都災害対策本部	(1) 大量避難者の輸送
	ボランティア	(1) 物資輸送支援

(1) 備蓄物資の輸送

ア 区（区民部）は、区（総務部）の配分計画により、備蓄物資を輸送する。

(2) 救援物資の輸送

ア 救援物資については、原則として、個人等からの個々の救援物資は受け付けない。
企業・団体からの救援物資については、品目、数量がまとまっており、必要と認められるものについて受け付けを行い、区内への輸送を依頼する。

イ 集積所における物資の受入れ・配送

(ア) 区（区民部）は、物資を受領し、仕分け・配送を行う。

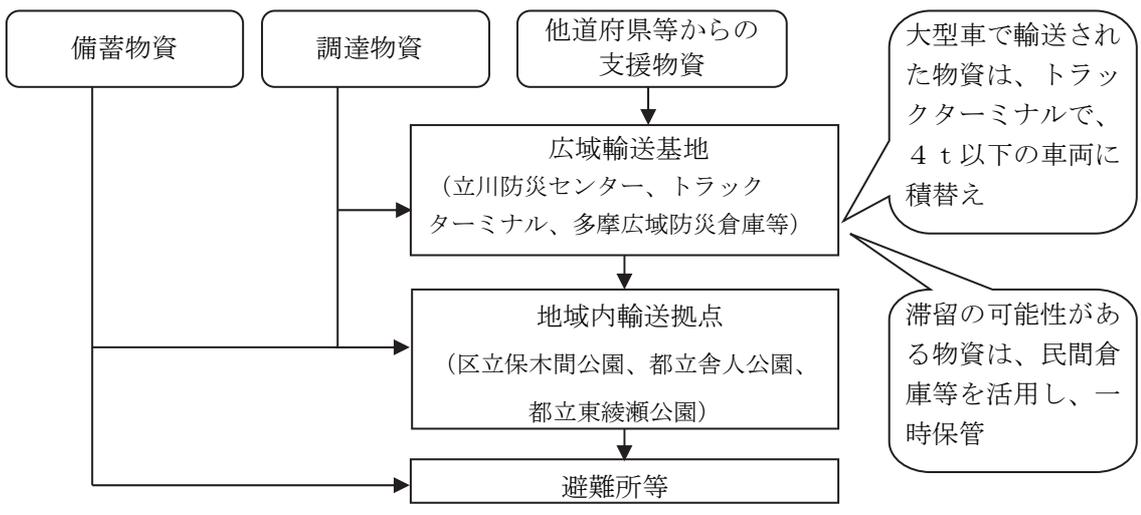
ウ 避難所等への輸送

(ア) 配送先：区指定避難所等

(イ) 区（区民部）は、配送先を指示し、輸送車に直接配送させる。その際、地理案内が必要な場合は、案内を行う。

第4章 被災者等に対する応急対策
第7節 備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分

【陸上搬送概念図】



(3) 都調達物資輸送の考え方

ア 調達時のオペレーション等

(ア) 都は、災害時において、物資の調達、保管、搬送等物資対策全般を一体的に運用するため、都災害対策本部の下に物資・輸送調整チームを設置する。物資・輸送調整チームは都庁各局、関係団体、事業者等で構成し、道路の被災状況等の情報を関係者間で共有しながら、円滑なオペレーションを図る。

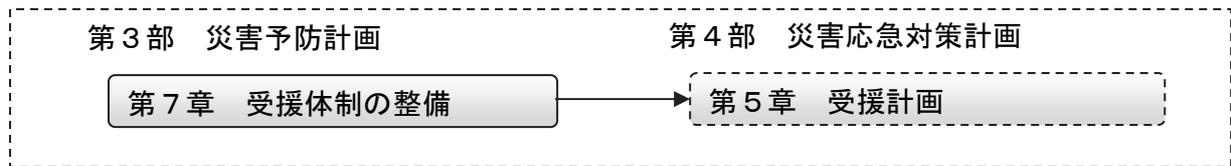
イ 調達物資の輸送

(ア) 調達した食料及び生活必需品等は、原則として広域輸送基地を一時積替基地として活用し、区が選定する地域内輸送拠点へ、調達業者等の協力を得て輸送する。
(イ) 応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。

ウ 他道府県等からの応援物資の輸送

(ア) 他道府県等から陸上輸送による応援物資等は、原則として広域輸送基地で引き継ぎ、都が運送事業者等の協力を得て区の指定する地域内輸送拠点に輸送する。
(イ) 応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。

第5章 受援計画



第1節 受援体制

区は、受援に係わる発動基準、受援体制、活動手順（連絡・要請、受入、受入・調整）について定める。

第1 受援体制

1 受援計画の発動の基準

災害対策本部長は、以下の場合において、受援計画を発動する。

- (1) 災害対策本部が、区内で相当の被害が発生、または発生するおそれがあり、災害対策活動の推進を図るため必要があると判断した場合
- (2) 各部が、所管の業務の実施が困難または応援を受けることが災害対応により有効に機能すると判断される場合
- (3) 特別な技術、知識、経験等を有する職員が不足する場合

2 本部体制

- (1) 受援活動の拠点を、災害対策本部長室に設置する。名称は受援対策本部とする。
- (2) 受援対策本部の構成及び職務代行の方針は災害対策本部に準じる。
- (3) 情報収集指令室の受援班は、応援側からの受入れ調整、受援状況の管理など、受援に係わる事務を担う。
- (4) 各部は、受援ニーズに関する状況把握・取りまとめを行い、情報収集指令室（受援班）に報告する。

第5章 受援計画

第1節 受援体制

第2 受援活動の流れ

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部）	(1)受援対策本部（災害対策本部本部長室）の設置
区（危機管理部 [情報収集指令 室]、総務部）	(1)受援に関する状況把握・取りまとめ (2)応援資源の調達・管理 (3)庁内調整 (4)調整会議の開催 (5)応援の要請 (6)先遣隊等の受入 (7)応援部隊との連絡調整 (8)応援部隊の待機場所等の確保 (9)関係機関相互の連携
区（各部）	(1)受援に関する状況把握・取りまとめ (2)協定先等との連絡調整 (3)応援資源の調達・管理 (4)情報収集指令室への報告、応援要請（受援シートの作成、提出） (5)調整会議への参加 (6)応援職員への支援 (7)関係機関相互の連携

2 詳細な取組内容

《区（危機管理部）》

(1) 災害対策本部長室に受援対策本部を設置する。

《区（危機管理部[情報収集指令室]、総務部）》

(1) 受援に関する状況把握・取りまとめ

ア 庁内における人的・物的資源ニーズの取りまとめを行う。

イ 庁内における人的・物的応援の受入れ状況の取りまとめを行う。

(2) 資源の調達・管理

ア 人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況の分析をもとに資源の過不足の整理を行う。

イ 被災の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、新たに必要となる資源の整理を行う。

ウ 応援受援管理台帳票に基づく資源管理を行う。

(3) 庁内調整

ア (1)で取りまとめた結果について、庁内の各部の受援窓口と共有する。

イ 庁内での調整の必要性を検討する。

(4) 調整会議の開催

ア 必要に応じて各部の受援窓口が参加する調整会議を開催・運営する。

- イ 必要に応じて意思決定に関わる職員へ参加を求める。
- (5) 災害対策本部、各部署が協定等に基づき応援要請を実施する。
- (6) 他の自治体等からの自主的な応援（先遣隊も含む）への対応を実施する。
- (7) 応援部隊への受援本部の指示の伝達、応援部隊の活動の報告等を実施する。
- (8) 応援部隊が円滑に活動できるような環境整備（待機場所の確保等）に努める。
- (9) 災害の応急業務に加え、必要に応じて通常業務を対象とする。

【応援受援管理帳票】

応援・受援の人的資源・物的資源を管理するため、応援受援管理帳票を作成する。

また、応援受援管理帳票は、電子データとして管理し、入力に際しての注意事項を関係者で共有する（資料編震災編 第66「応援受援管理帳」P.208）。

《区（各部）》

- (1) 受援に関する状況把握
 - ア 業務における人的・物的資源ニーズを取りまとめる。
 - イ 業務における人的・物的応援の受入れ状況を取りまとめる。
- (2) 応援要請、協定先との連絡調整を実施する。業務ごとの個々の協定や応援制度にもとづき、担当する各部が受援活動を実施する場合、情報収集指令室（受援班）に活動内容を報告する。
- (3) 資源の調達・管理
 - ア 人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する。
 - イ 業務担当班・課の中で、庁内職員と応援職員の業務分担を明らかにする。
 - ウ 業務の実施状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、新たに必要となる資源の整理を行う。
 - エ 受援シート（資料編震災編 第67「受援関連様式例」P.211）を作成し、情報収集指令室（受援班）へ報告するとともに、配置の計画を行う。
- (4) (1) で取りまとめた結果を、情報収集指令室（受援班）へ報告する。
- (5) 情報収集指令室（受援班）が実施する調整会議に参加する。
- (6) 応援職員への支援
 - ア 業務に必要な場所・待機場所・資機材等の執務環境を準備するよう努める。
 - イ 情報収集指令室（受援班）と協力し、応援職員の待機場所、応援職員による定例ミーティングの開催ができる環境を提供する。
- (7) 災害の応急業務に加え、必要に応じて通常業務を対象とする。

第5章 受援計画

第1節 受援体制

第3 連絡・要請体制

1 連絡・要請の応急対策

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部[情報収集指令室]）	(1) 応援機関の受入活動の実施
区（各部）	(1) 区各部が協定等において災害時に協力関係となる機関との連絡

(2) 詳細な取組内容

《区（危機管理部[情報収集指令室]）》

ア 受援班は、各部からの報告を集約し、受援対策本部（災害対策本部本部長室）へ報告する。また、本部からの指示を各機関へ伝達する。

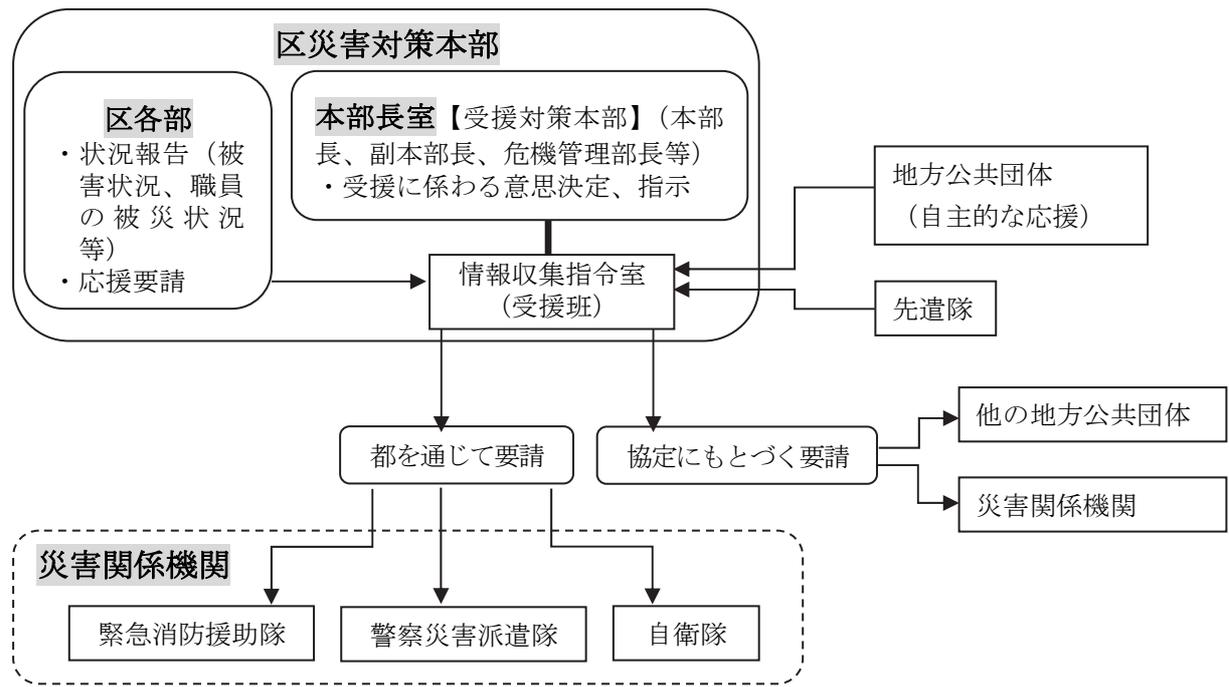
イ 会議、引き継ぎ等により、応援側と受援側の情報共有を確立する。

《区各部》

ア 区各部は、協定先への応援要請を実施し、適宜受援班へ状況を報告する。

イ 区各部は、各部署が収集した被害状況及び職員の被害状況等を受援班に報告する。

【応援要請の流れ】



第4 受入・連絡調整

1 受入活動

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部[情報収集指令室]、各部）	(1)受入対応の実施（受付） (2)関係機関との連絡調整

(2) 詳細な取組内容

≪区（危機管理部[情報収集指令室]）、各部≫

- ア 受援班は、応援隊を受入れるときに、団体名、氏名、活動期間、宿泊場所を明記した名簿リストを作成する（資料編震災編 第68「応援職員等名簿」P.212）。
- イ 業務ごとの個々の協定や応援制度に基づき、担当する各部が応援隊を受入れる場合、名簿リストを作成し、受援班に報告する。
- ウ 各部は、応援隊の業務状況を受援班に報告する。
- エ 受援班は、各部の報告に基づき、受入に関する情報を集約する。また、応援隊による業務の実施状況について、受援対策本部長に報告する。
- オ 受援班は、各部の報告及び応援機関の応援情報に基づき、受入調整を実施する。また、必要に応じ、応援隊の追加要請や業務内容の変更を検討する。
- カ 業務の進捗状況や被害情報等について、会議、ミーティング、引き継ぎ等により、応援側と受援側が情報共有する体制を確立する。
- キ 自治体以外の応援主体である社会福祉協議会、区内や区外から被災地入りしているボランティア団体等と情報を共有する場を設置する。

第2節 その他の自治体からの受援

区は、応援協定自治体以外については、国や都、ないしは自治体に直接支援を要請し、受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。

第1 計画の方針

区は、相互応援協定を締結している自治体のほか、災害対策基本法第67条、地方自治法第252条の17により、他の市町村に応援を求める。

第2 災害時の受援（災害対策本部）

1 初動

応援協定自治体以外における災害時の応援派遣は、基本的に国や都、または自治体からの直接の支援要請に基づいて行う。

2 受入体制の整備

- (1) 応援を受ける際は、宿泊施設の情報提供や活動スペースの確保等、活動が円滑に行われるよう十分な受入体制を整える。
- (2) 受入体制の整備として挙げられるものは以下のとおり。

第5章 受援計画

第2節 その他自治体からの受援／第3節 都への応援要請

- ア 各部長及び各機関の長は、応援者の活動計画、活動拠点を定める。
- イ 災害対策本部長は、応援者の宿泊地を決定する。
- ウ 各部長は、応援者のために地理案内に必要な要員を派遣する。要員が不足する場合は、ボランティアの協力を得る。
- エ 各部署は、派遣職員が短期間で入れ替わることも想定し、業務の継続性を確保するための、引継の方法や業務の体制に留意する。

3 経費の負担

他の区市町村から区に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による(災害対策基本法施行令第18条)。

第3節 都への応援要請

区は、都に支援を要請する際は、下記の必要な手続きを考慮し、迅速な受入を可能とする。

第1 都への応援要請（災害対策本部）

1 計画の方針

区長は、知事に応援または応援のあっ旋を求める等、災害対策に万全を期することとする。この場合において、応援を求められ、または災害応急対策の実施を要請された知事は、正当な理由がない限り、応援または災害応急対策の実施を拒んではならない。

知事は、災害を受けた区が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、または防災機関の応援をあっ旋する。

区長が知事に応援または応援のあっ旋を求める場合、都（総務局総合防災部防災対策課）に対し、まず口頭または電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

応援要請の際の必要な手続きは下記のとおり。

(1) 災害救助法の適用の要領

- ア 災害発生の時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 適用を要請する理由
- エ 適用を必要とする期間
- オ 既に行った救助措置、また、行おうとする救助措置
- カ その他必要事項

(2) り災者の他地区への移送要請の要領

- ア 移送を要請する理由
- イ 移送を必要とするり災者の数
- ウ 希望する移送先
- エ り災者の収容に要する期間
- オ その他必要事項

(3) 都各機関への応援要請または応急措置実施要請の要領

- ア 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
- イ 応援を希望する物資、機材、機械、器具等の品名及び数量

第5章 受援計画

第3節 都への応援要請／第4節 防災関係機関との連携

- ウ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- エ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- オ その他必要事項

(4) 日本放送協会及び民間放送局に放送を要請する要領

- ア 放送要請事項
- イ 放送事項
- ウ 希望する放送日時及び送信系統
- エ その他必要な事項

上記の事項を明らかにするいとまがない場合には、わかる範囲にとどめ、要請を迅速に行う。

第4節 防災関係機関との連携

区は、防災関係機関に支援を要請する際は、以下の必要な手続きを考慮し、迅速な受入を可能とする。

第1 防災関係機関との連携

1 計画の方針

区は、防災関係機関の長または代表者に対し災害応急対策の実施を要請する。

各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの災害応急対策の実施に支障のない限り、協力または便宜を供与する。

- (1) 各機関の協力業務の内容は、第1部第2章 第6節「区及び防災関係機関の役割」(P. 7)に定める範囲とし、協力方法は各計画に定めるところによる。
- (2) 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を調える。
- (3) 都総務局は、各機関の間にあつて相互協力のあつ旋をする。

第2 警察災害派遣隊への派遣要請（東京都公安委員会）

1 計画の方針

都が行う警察災害派遣隊への派遣要請については以下のとおり。

- (1) 大規模な災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合における警察災害派遣隊の派遣に関し、東京都公安委員会は、警察庁または他の道府県公安委員会に対して援助の要求をすることができる。
- (2) 前項により東京都公安委員会が他の道府県公安委員会に対して援助の要求を行おうとするときは、あらかじめ(やむを得ない場合においては、事後に)必要な事項を警察庁に連絡しなければならない。
- (3) 東京都公安委員会からの援助の要求により派遣された警察庁または道府県警察の警察官は、援助の要求をした東京都公安委員会の管理する警視庁の管轄区域内において、当該公安委員会の管理のもとに、職権を行うことができる。

第5章 受援計画

第4節 防災関係機関との連携

第3 緊急消防援助隊に対する応援

1 計画の方針

都が行う緊急消防援助隊への派遣要請については以下のとおり。

(1) 消防総監等は、大規模災害等の状況により、現有する消防力等だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

(2) 知事は、応援要請を受けた場合、都内の被災状況、消防力及び相互応援状況等から緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、速やかに消防庁長官に対して応援要請を行う。この場合、知事は、消防庁長官に対して応援要請を行った旨を、消防総監等に連絡する。

※ 消防総監等とは、消防総監（東京消防庁が管轄する区域）、市長（稲城市）及び町村長（島しょ地域）を指す。

【消防相互応援協力】

項目	内容
協力体制	(1)地震による同時多発火災等が発生し、現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合は、消防組織法第39条に基づき消防相互応援協定を締結している消防本部及び消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊等の応援を受け、消防の任務を遂行する。
応援要請の手続	(1)消防相互応援協定に基づく応援要請は、協定の定めにより、消防総監が協定締結先の消防長に対して行う。 (2)緊急消防援助隊の応援要請は、消防総監が、災害の状況及び消防相互応援協定に基づく応援のみでは十分な対応が取れないと判断したとき、知事に対して緊急消防援助隊の出場を要請する。
受援に係わる体制の整備	(1)緊急消防援助隊等の活動が効果的に行えるよう、次のとおり受援に係わる体制を整備する。 ア 指揮、連絡体制の整備 イ 燃料、食料等の補給体制の整備 ウ 受入れ体制・施設の整備 エ 応援航空機の活動拠点の整備

第4 自衛隊への災害派遣要請（災害対策本部）

1 自衛隊への災害派遣要請

(1) 災害対策本部長（区長）は、地震災害が発生し、区内の防災関係機関による対応のみでは人命または財産の保護が十分にできないと判断した場合には、知事（総務局総合防災部防災対策課）に対して電話または口頭で自衛隊の派遣を要請し、事後、速やかに所定の手続きをとる。

(2) 知事に自衛隊の派遣の要請をする場合には、可能な限り以下の事項を明らかにする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する地域及び活動内容

第5章 受援計画
第4節 防災関係機関との連携

- エ 活動拠点となる場所の候補、その他参考になる事項
- (3) 上記の事項を明らかにするいとまがない場合には、わかる範囲にとどめ、要請を迅速に行う。
 - (4) 災害対策本部長（区長）は、知事に対して連絡が不能である場合等災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに知事に通知する。
 - (5) 災害対策本部長（区長）は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合は、直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続を速やかに行う。
 - (6) 災害派遣の対象となる事態が発生し、災害対策本部長（区長）が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、上記に掲げる事項を明らかにし、電話または口頭をもって知事（総務局総合防災部防災対策課）に依頼する。
 - (7) 知事の派遣要請または自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

第5 自衛隊との連絡

- 1 自衛隊との連絡については、都または自衛隊の本部派遣員を通じて行うこととする。

第6 災害派遣部隊の受入体制（災害対策本部）

1 災害派遣部隊の受入れ体制

- (1) 災害対策本部長（区長）は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。
- (2) 知事及び災害対策本部長（区長）は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート等必要な設備について、その候補地を平素から計画しておくとともに、災害時には、速やかにその施設等の被害状況、使用の可否を確認し、関係機関と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通報する。

【災害派遣部隊の活動内容】

区 分	活 動 内 容
都の域内を担当する組織	(1)陸上自衛隊 第1師団司令部 災害の規模が甚大で、第1師団のみでは対応できない場合には、東部方面総監部が担当する。 (2)海上自衛隊 横須賀地方総監部 (3)航空自衛隊 作戦システム運用隊本部
被害状況の把握	(1)車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	(1)避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の搜索援助	(1)行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	(1)堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

第5章 受援計画

第4節 防災関係機関との連携

区 分	活 動 内 容
消火活動	(1)火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
道路または水路の障害物除去	(1)道路若しくは水路が損壊し、または障害がある場合は、それらの障害物除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	(1)被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
人員及び物資の緊急輸送	(1)緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	(1)被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	(1)「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付または譲与する。
危険物の保安及び除去	(1)能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	(1)その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 (2)災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官または海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

※ 実施内容は、災害の様相や要請内容によって異なる。

第5節 民間団体との協力

区は、応援協定を締結している民間団体等に支援を要請する際は、協定に基づく手続きに努め、迅速な受入を可能とする。

第1 民間協定機関からの支援（各部）

1 計画の方針

区は、民間団体等との協定に基づき、各部長は、災害応急活動に必要な業務や施設利用について要請する（資料編 第74「協定・連絡先一覧」P.254）。

第2 区民と地域からの協力（地域のちから推進部）

1 計画の方針

区は、住民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対して、組織の充実、連帯協力の強化を図る。これらの団体の協力業務及び協力方法については、区地域防災計画の中で明確化し、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図る。

2 防災組織からの支援

機 関 名	支 援 内 容
防災区民組織 (町会・自治会 等)	(1)避難誘導、避難所収容業務等に関すること。 (2)被災者に対する炊き出し、救護物資の配付等に関すること。 (3)被災状況調査等、災害対策業務全般についての協力に関するこ と。 (4)避難所運営会議への参加
避難所運営会議	(1)避難所の運営管理に関すること。

第6節 ボランティアの受入

区は、足立区災害ボランティアセンター等と連携し、ボランティアの受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。

第1 ボランティア受入体制の確立

区（総務部）は、足立区災害ボランティアセンター等と連携して、専門ボランティア及び一般のボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう受入体制を整備する。

【災害ボランティアの種類】

種 類	内 容
一般ボランティア	専門的な知識や経験を必要としない被災者支援活動を行う者
専門ボランティア	専門的な資格・知識を必要とする被災者ニーズへの支援活動を希望する者

第5章 受援計画

第6節 ボランティアの受入

1 設置場所

区災害ボランティアセンターは、災害による損害や二次災害のおそれの少ない施設の中から、可能な限り、以下に示す基準で確保する。また、災害の規模や建物の被害状況、区災害ボランティアセンターの運営に必要な機能確保等のため、分散して設置することがある。

- (1) できるだけ本庁舎近くで確保を検討すること。
- (2) 交通の便が確保されていること。
- (3) ある程度の期間利用が可能であること。
- (4) 事務スペース、打合せスペース、広い駐車場があること。

2 ボランティアの受入

- (1) 遠方からの申し入れに関しては、宿泊・食事等自立したボランティア活動が可能な諸団体からのものを優先して受入れる。
- (2) 事前に登録された専門ボランティアに関しては、専門領域ごとに、受入れ窓口を設置して、必要となる業務に応じて受入れを図る。

3 足立区災害ボランティアセンターによる支援

足立区災害ボランティアセンターは、専門ボランティア及び一般ボランティアに対し、必要に応じて次のような支援を行う。

- (1) 派遣元等身分が明確になるよう、腕章等を貸与
- (2) ボランティア活動に必要な情報と資器材の提供
- (3) ボランティア活動終了者に対する参加証の交付

4 活動に必要な資機材

災害ボランティアセンターの運営にかかる資機材は、改訂足立区災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づき備蓄する。災害時に資機材の不足が生じた場合は、区が協定先等から調達し、災害ボランティアセンターに提供する。また、ボランティアの受付開始など段階ごとに必要となる資機材については、改訂足立区災害ボランティアセンター運営マニュアル（各班ごとに必要な資機材のリスト）を活用する。

5 災害対策本部との連携

足立区災害ボランティアセンターは、必要に応じ職員を情報収集指令室へ派遣し、受援対策本部と総合調整等を行う。

6 国による支援

自然災害の頻発・激甚化により、ボランティア活動が活発化し、災害ボランティアセンターの負担が増えている。このため、災害ボランティアセンターの職員の人件費など、一部費用は、災害救助法の国庫負担の対象となる。

第7節 医療救援の支援受入

区は、医療関係機関等と連携し、医療救護に係わる応援隊の受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。

第1 医療体制の確立

大規模災害発生時には、医師や看護師等の人的資源や、病床等の物的資源が不足するため、限られた医療資源を最大限活用できるよう、災害時の医療体制の整備を行う必要がある。

東京都及び都内各区市町村では、限られた医療資源を効果的・効率的に活用するため、それぞれ災害医療コーディネーターを設置し、各コーディネーターを中心とする情報連絡体制に基づき、医療資源の配分や負傷者の受入先の確保と搬送、並びに他の自治体等からの民間の医療機関の受入等の調整を行う。なお、区における災害時医療に関する応急対応全般の調整は、区（医療部）で行う。

- 1 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成等医療救護活動体制について、足立区医師会、足立区歯科医師会、足立区薬剤師会及び東京都柔道整復師会足立支部等と協議し、連絡体制を強化する。
- 2 災害拠点病院及び災害拠点連携病院等の近接地等、区があらかじめ指定する場所に、緊急医療救護所の設置場所を確保する。
- 3 緊急医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。

第2 医薬品・医療資器材の確保

医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、医薬品や医療資器材の備蓄に加え、関係機関との協定等を活用した医薬品等の供給体制を強化する。

- 1 足立区薬剤師会等関係機関との連携・協力体制を整備する。
- 2 足立区医師会、足立区歯科医師会、足立区薬剤師会等と協議のうえ、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。
- 3 足立区薬剤師会と連携して、災害薬事センター（医薬品の集積場所）の設置場所（状況に応じて複数箇所設置する）、センター長や運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議する。卸売販売業者は、協定に基づき、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区の災害薬事センターへ優先的に納品する。
- 4 災害薬事センターを複数箇所設置する場合には、中核となる災害薬事センターのセンター長は足立区薬剤師会から選任し、その他のセンターのセンター長は足立区薬剤師会と区が協議のうえ決定する（中核となる災害薬事センターのセンター長は、その他の災害薬事センターを統括する）。

第1部
総則

第5章 受援計画
第7節 医療救援の支援受入

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画